

575-187




1200501519748

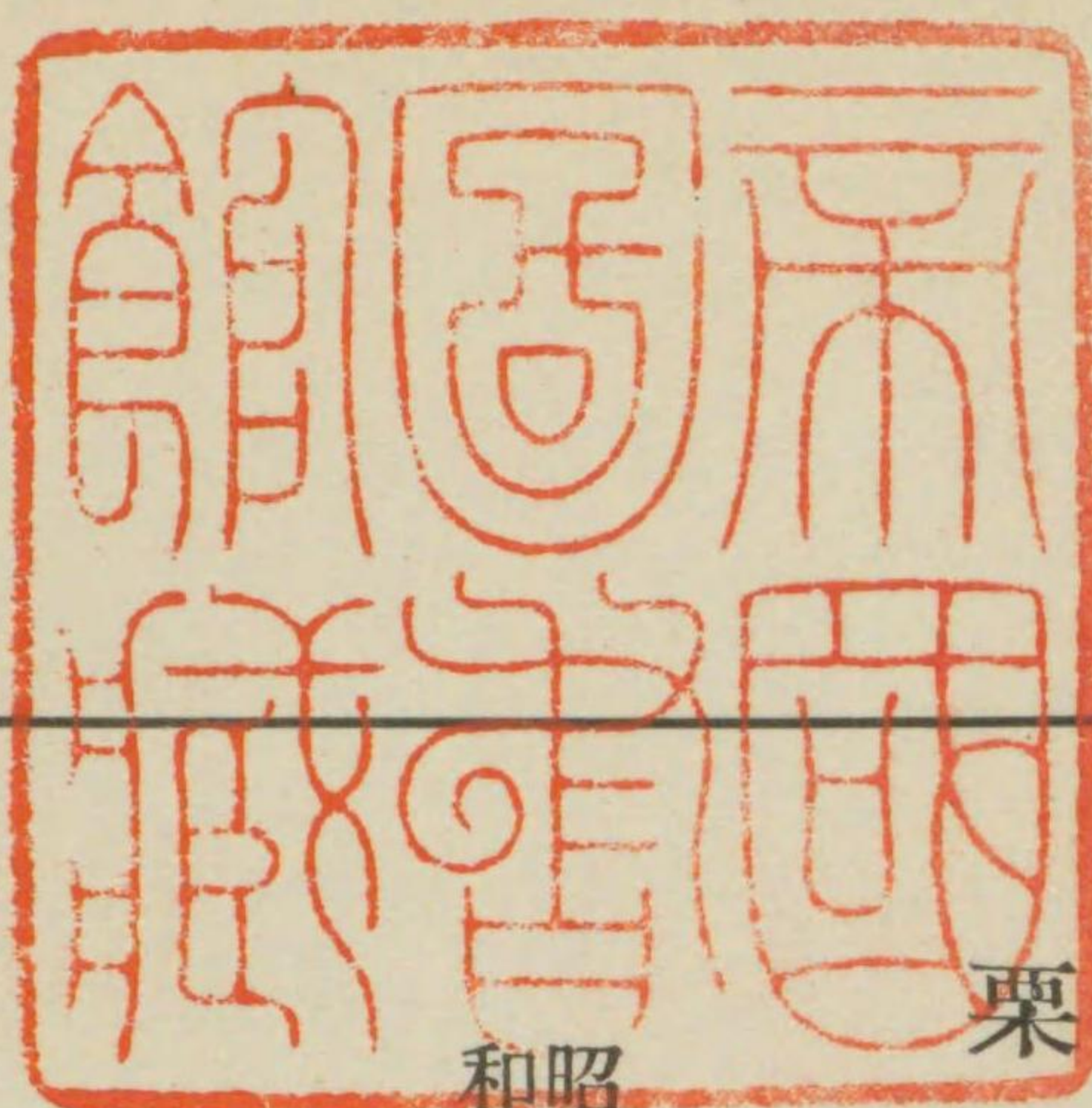
575

187



口
複
写





栗山周一藏書

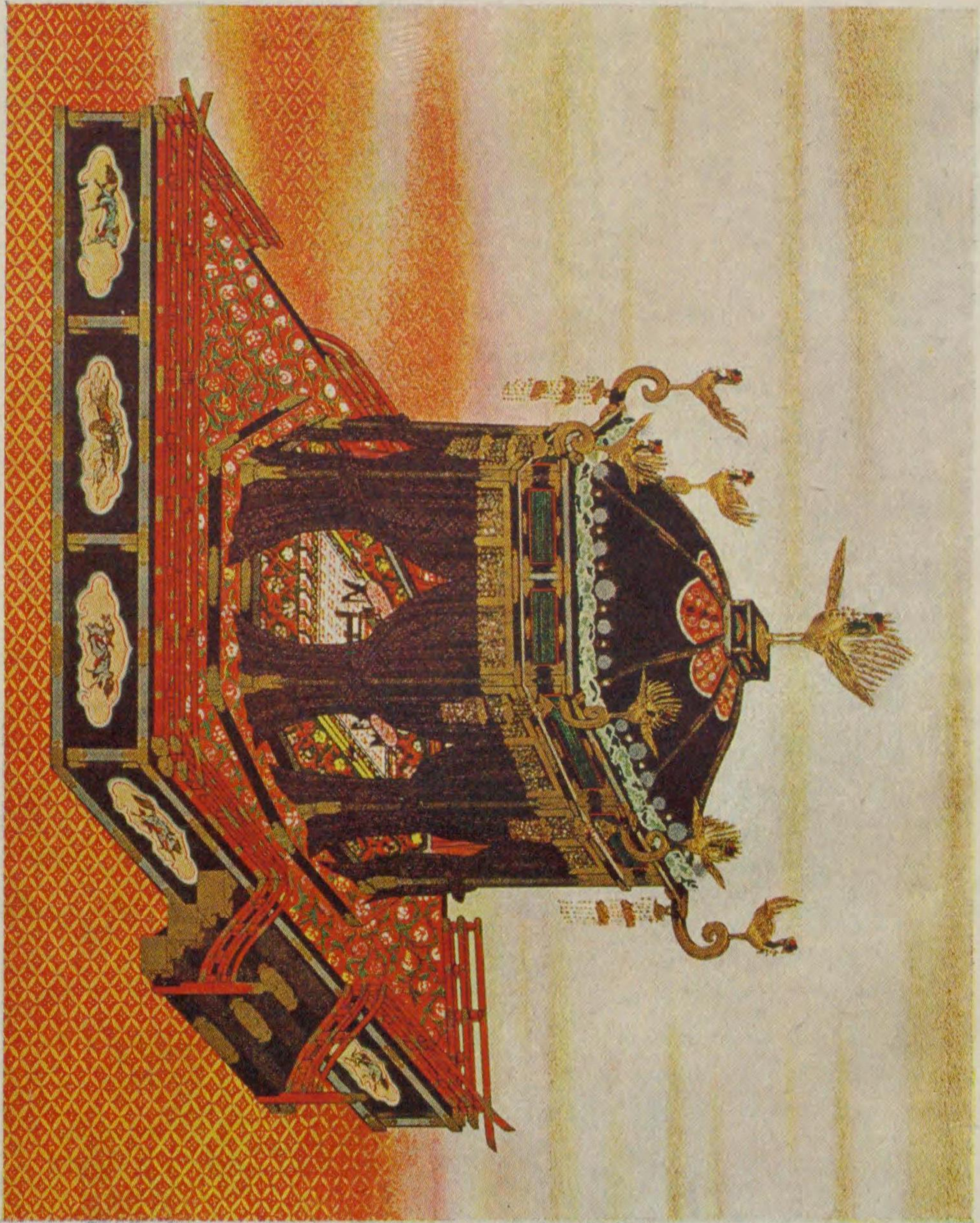
栗山周一著

御大典講話

東京同文社發行

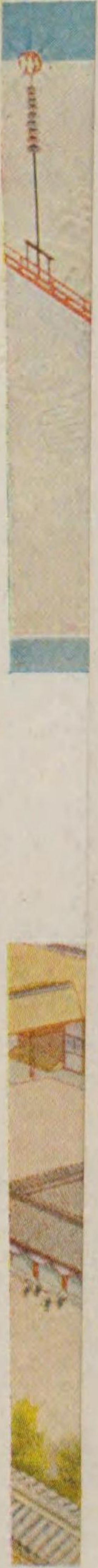


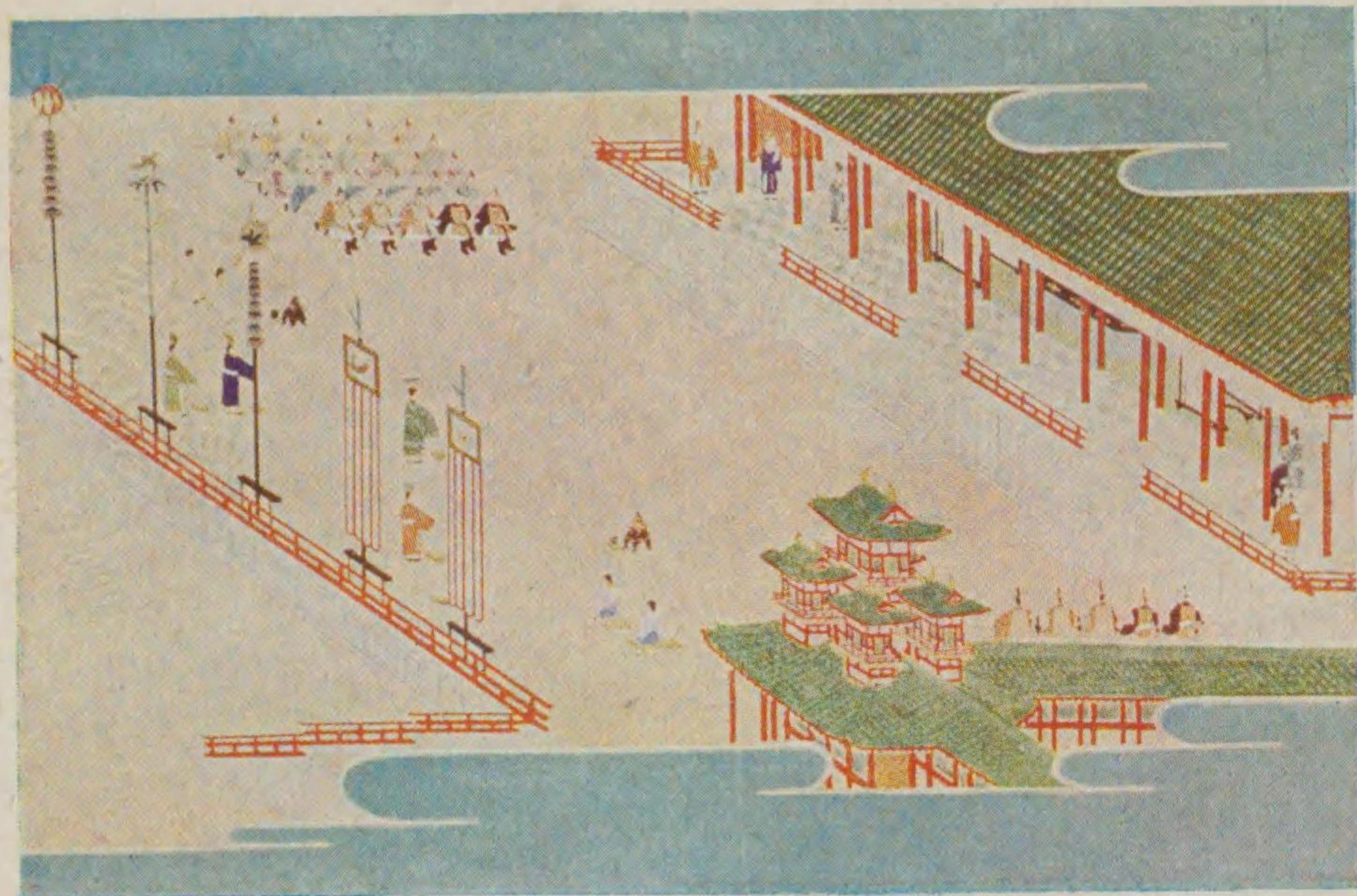
高御座



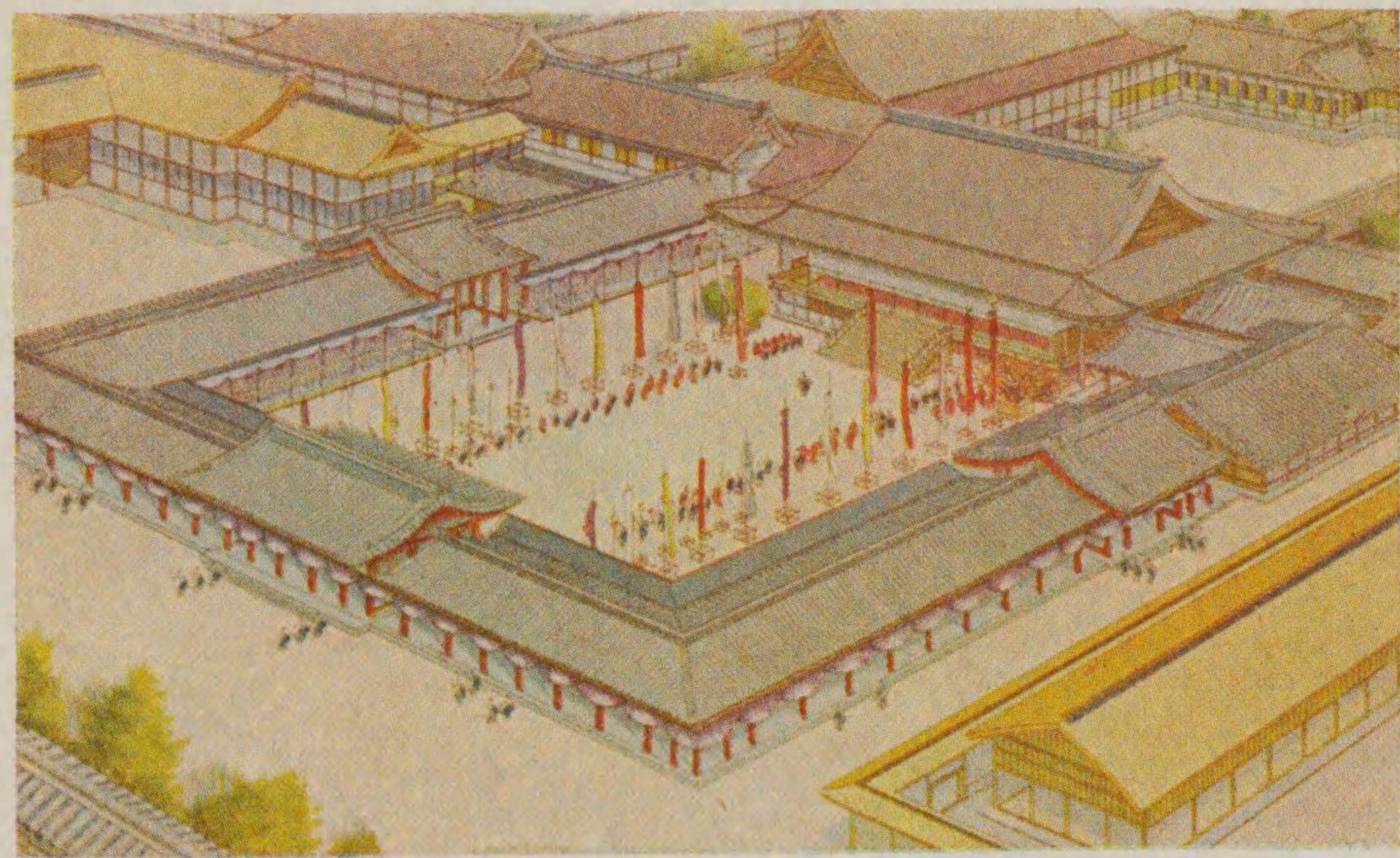
紫宸殿の中央、南面して安き此の玉座に登り
天日嗣につきたまふ

(東西二十尺 南北十八尺 全部の高さ十九尺五寸)

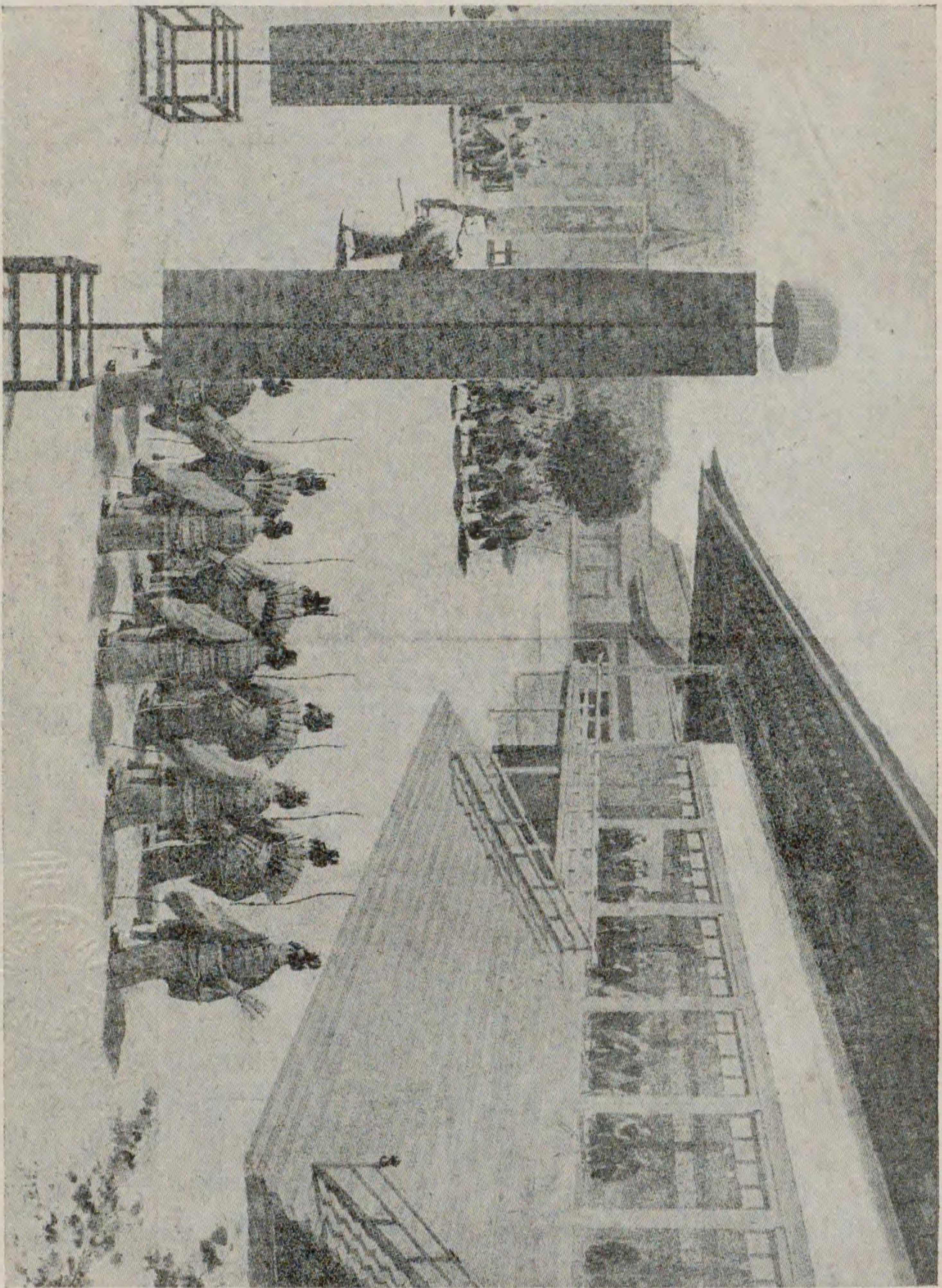




大極殿に於ける位式の圖



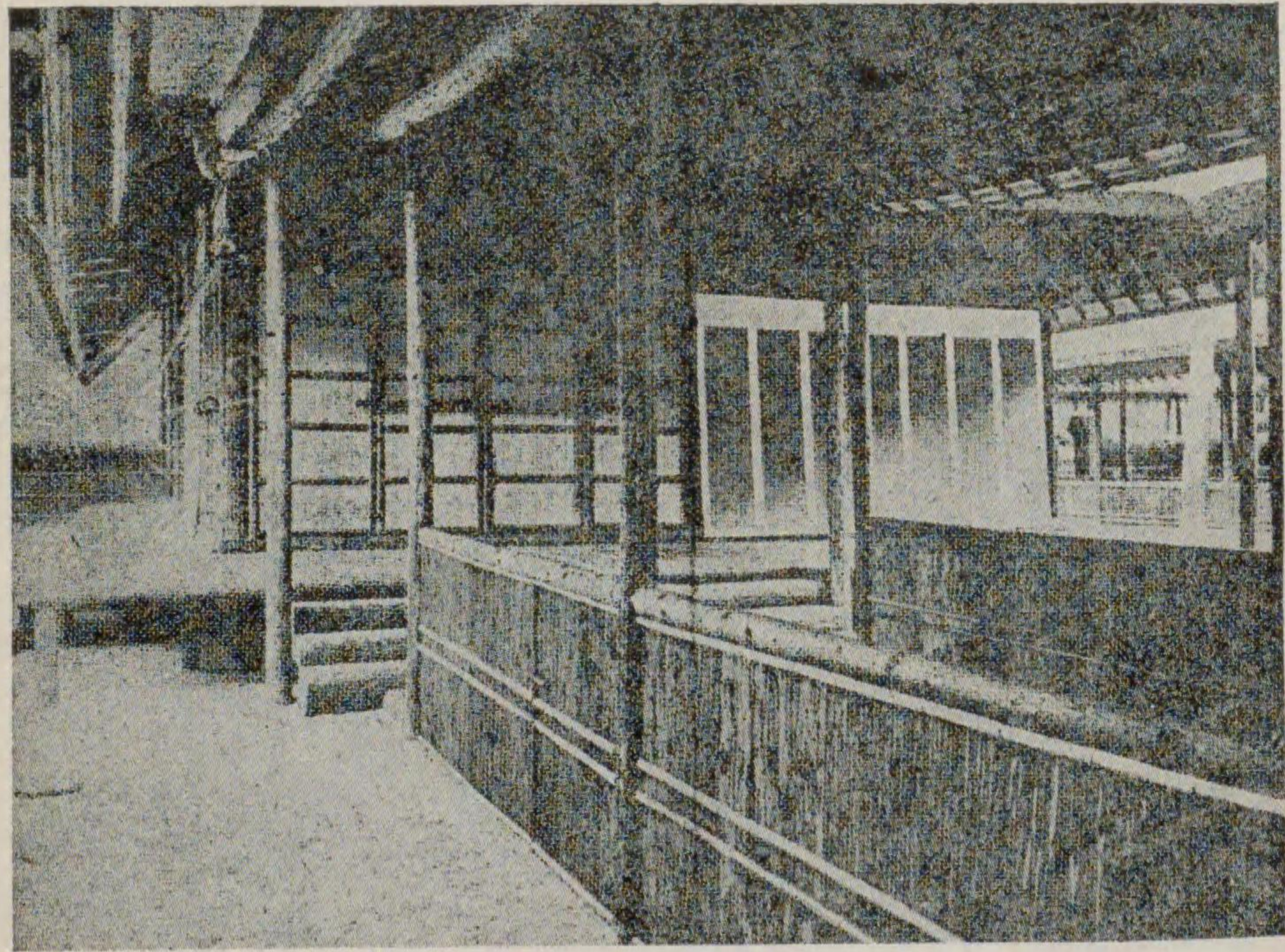
紫宸殿御位式の圖



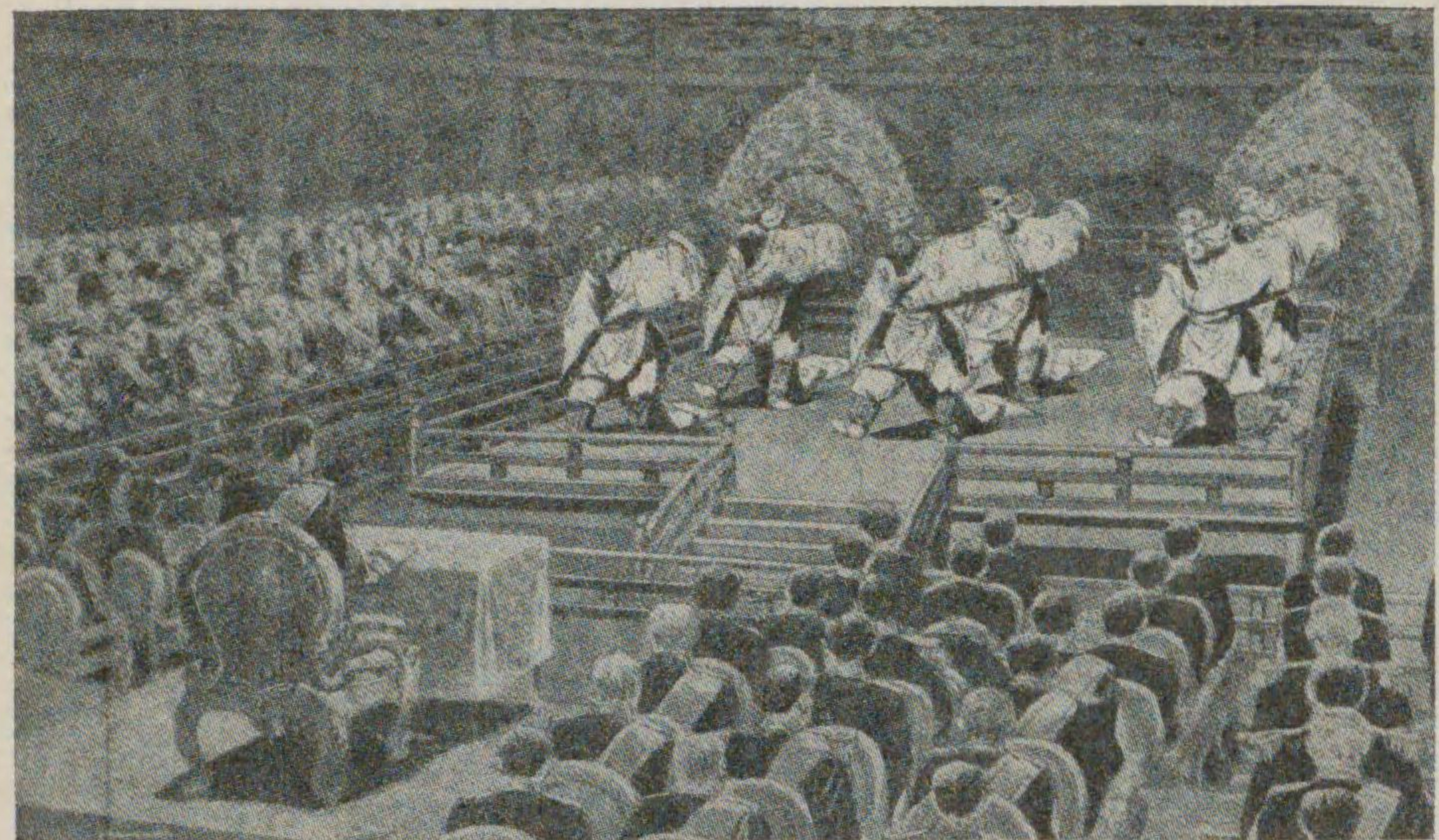
儀御の殿宸紫日當禮位即



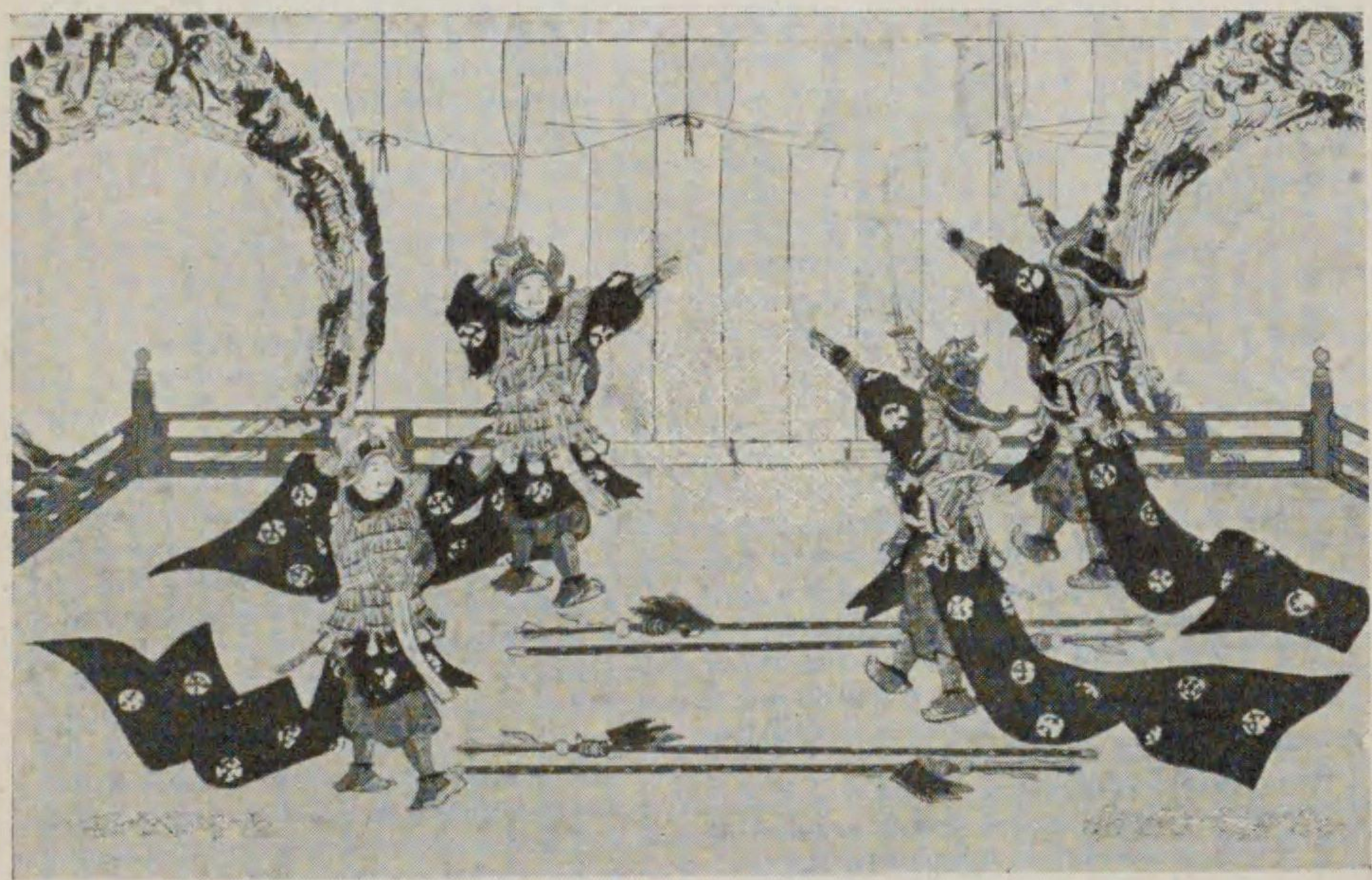
天 皇 廻 立 殿 悠 紀 殿 に 渡 御 の 圖



大 嘗 宮 主 基 殿



大正天皇大饗の萬歲樂



大平樂

A 御即位式着川禮服
 禮服(らいふく)は古來朝
 賀御即位式等の大禮に用ひ
 られ、衣服令、貞觀儀式、
 延喜式等に其制あれとも現
 品は中古の式を參酌して徳
 川時代になれるものを用ひ
 たり



A



C



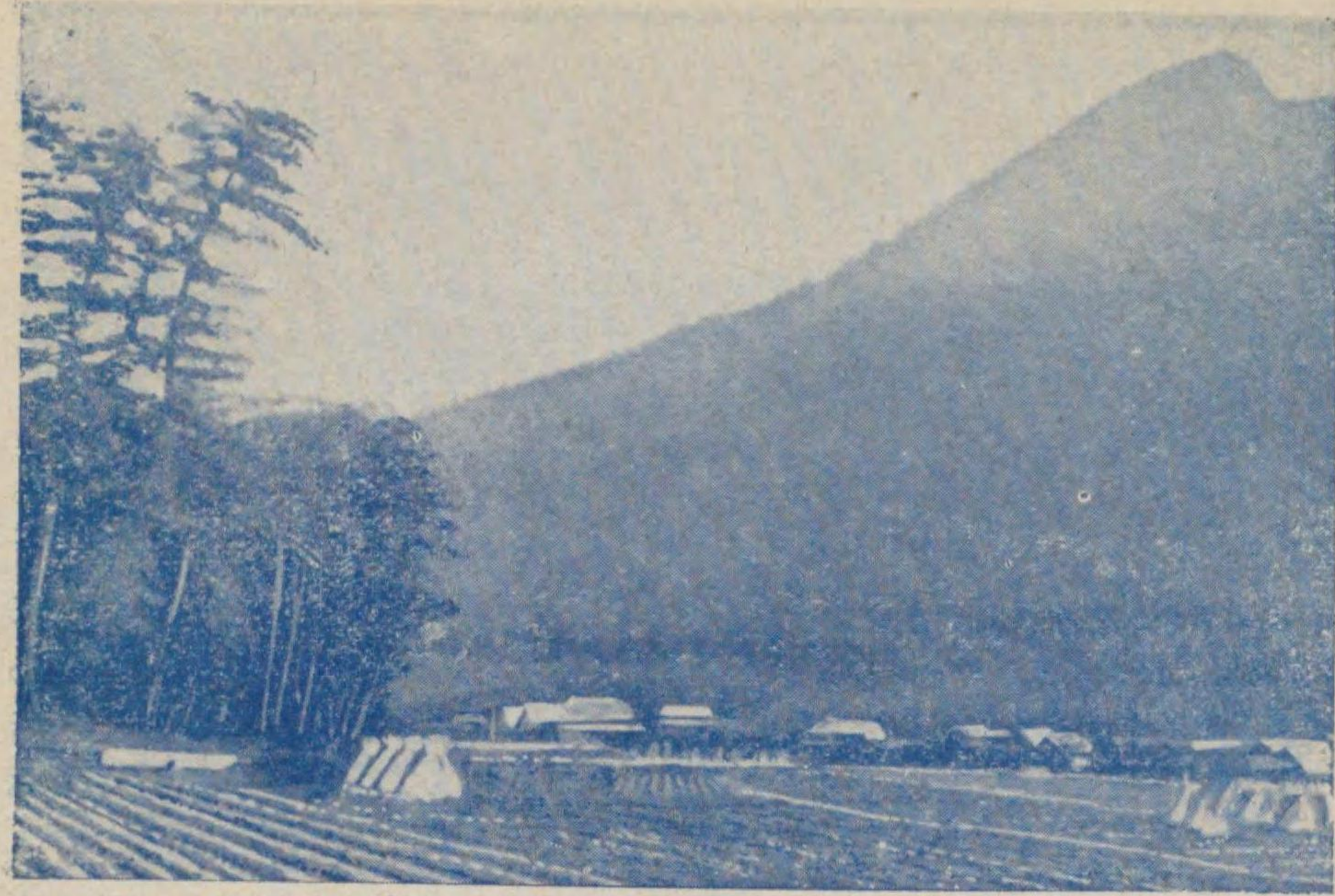
B

B 女子禮裝

C 武官束帶(五位)

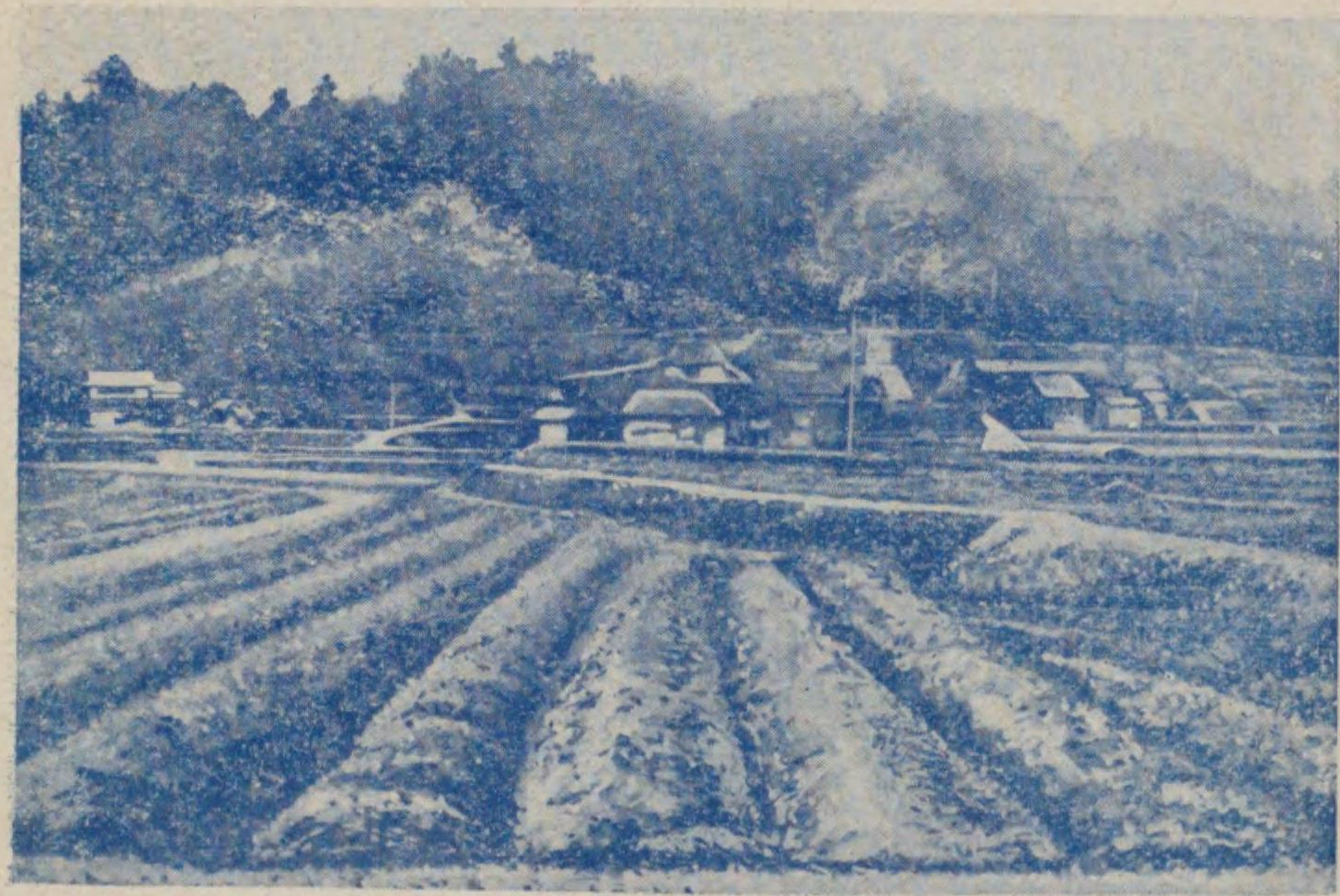
藤原時代より徳川時
 代に至る

(帝室博物館時
 代人形に據る)



田 齋 紀 悠 祭 嘗 大 和 昭

北社神上御社中幣國。るあで田有所治春川桑村上三郡洲野縣賀滋は所場
居てい引らか堰井の神丁十二手る迫に川洲野の山櫻は水川漑灌餘町一
天上村は地田近附りあ緒山ふいとしひまたき引の神祭の社神上御遷此る
後徳安條六條一條二後草深御峨嵯後羽鳥後衛近羽鳥川堀融圓泉冷降以皇
な「穗瑞」に種稻尙るす有な史歴の田齋紀悠の回一十帝各松小後明光川堀
。ふいと



田 齋 基 主 祭 嘗 大 和 昭

者作耕田の岸右川原推てしに田有所吉末方緒村山脇郡良早縣岡福は所場
。ふいと「代昭」は種稻郎一新津石村同は

悠紀齋田御田植歌

大正天皇御即位に於て
愛知縣碧海郡六ツ美村



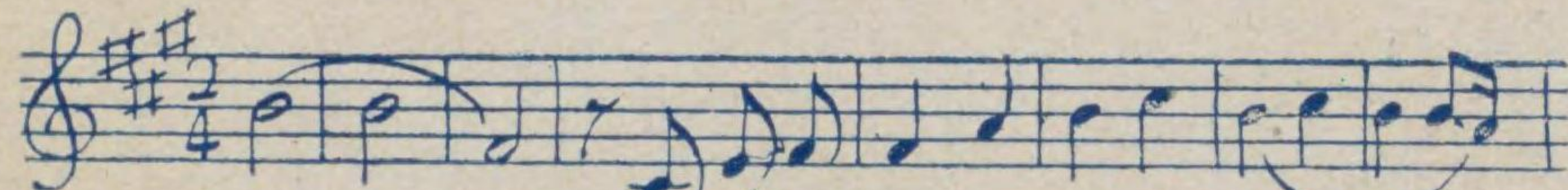
ケフノヨイーヒーノー オターウロハシメ
ヤガテセカーヒーノー ムツー ミノータネハ



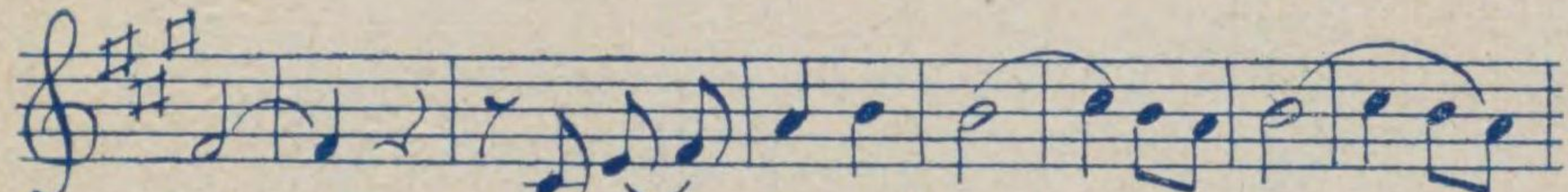
イネノバンザイミヨノカズヨ (大鼓)
ユキノミタヨリデルヨニ

悠紀齋田御草取歌

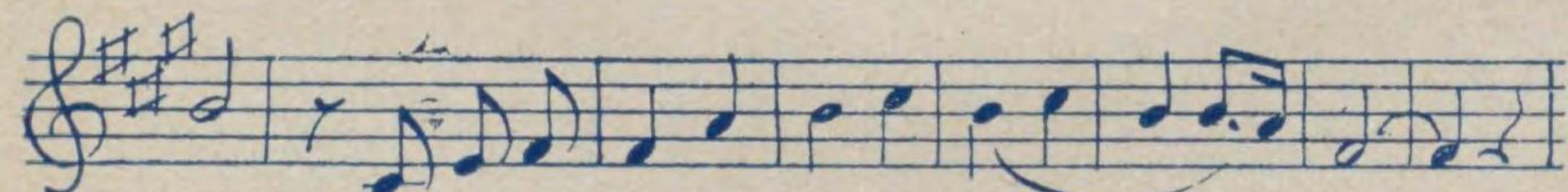
大正天皇御即位に於て
愛知縣碧海郡六ツ美村



アアア マノムラワセヤ---



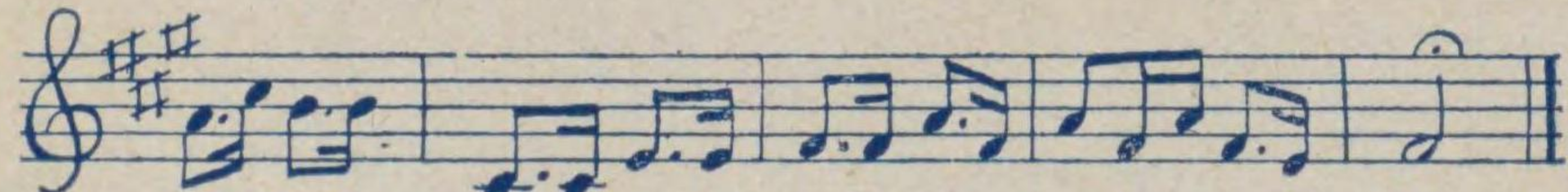
レクサートルソ --- ラ---



ニケフモキヨメノヤ --- レ---



サツキーア --- タ アラメツタニ



アハナイ オンタノコウサクヤ --- ハレノ

(共に宮内省雅楽寮にて作曲せられたらん)

緒言

即位禮及大嘗祭は我皇室に於かせられては至高最大の式典であると同時に我國家にとりてもそれが對内的にも對外的にも重大なる儀式である事は何人も認むるところである。新帝は先帝崩御と同時に祖宗の神器を繼承したまひて大統をつがせたまふと雖も時諒闇にあれば之を極めて質素に唯皇室の御内儀としてとり行はせたまふにすぎず。之を踐祚と申すのであるが、踐祚は唯祖宗の神器を繼承したまひ大統をつがせたまひ同時に國家統治の大權を統べたまふ皇家の御内典である。即ち先帝の諒闇もあけ新帝がその大統を統がせ給ひし事を先づ天祖の神靈及天神地祇に告げたまひ更に内的には國民一般に外的には我友邦諸國の君主又は主權者更にはそれ等國々の國民に公式に宣したまふ大典を即位禮と申し上げるのである。されば踐祚は眞實即位の御式典なるも之を被露せられざるものにして、即位の大典は踐祚あらせられし事を一般に被露せらるゝ儀式であると通俗的に解すべきである。

はるゝ事となすの

即位禮は、我國第一代神武天皇が我國を統治したまふ爲大和橿原の宮に擧げたまひしに初ま
ると雖も、それ以前に於ても大權を統べたまひ大統を繼承したまふ事はあつたから、起原は神
代の昔に求むべきものと信するが、古く唐土との交通も盛なりし爲唐風極めて多く入り、即位
大典の儀はもとより、その風俗調度名稱建築色彩等始んど唐制模倣の時代を出現し、それが我
古典と混じて今日に至つたもので、即位禮は往古より次第に變化して來たものと見る事が出來
る。然るに大嘗祭は純粹なる我太古の遺風そのまゝを傳へて我太古ながらの即位式及祭神の
儀を其まゝ行ひたまふものであつて極めて壯嚴にして神秘的なものである。即ち現今に於ては
此の次第に發展し來つた即位禮及太古の儀式そのまゝの大嘗祭と共に數日を距て、京都皇宮
にて行ひ給ふ規定になつて居る。明治四十二年皇室令第一號登極令に於て、即位及大嘗祭の
儀は詳細に規定せられ、萬古不磨の大典として、我皇室典範と共に後世永く此の儀令に依りた
まふ事となつたが、その儀令制定後第一回の模範的式典は大正天皇即位に於て見る事が出來る
昭和新年即位の大典も亦此の規定と先例に依りて京都皇宮にて行ひたまふ事となるのである。

由來即位及大嘗の御儀につきては學術的に研究する事頗る困難な點が多いのである。それは
一般臣民が雲上の事を究めるは穩かならぬ事として民間に古記録が乏しいといふ事と、古式を
取扱ふに當つては有職故實に屬する事多く之を秘傳として一般に傳へざること、更には右等の
理由に依りて古式より之等を圖示したものと遺物など民間になき事等の爲である。かゝる理由に
依りて歴史上はもとより風俗史上からも考古學上からも、更には有職故實的研究の上からも、之
を學術的に研究する事は極めて困難である。彼の元文三年の大嘗祭に於て將軍吉宗が荷田春
滿の子在滿をして京都に派遣し此の御儀を記述せしめたのが大嘗會儀式具釋、大嘗會便蒙であ
る。元文四年在滿は其便蒙を出版したが、宮中の御儀を發表する事は穩當でないと云ふ事で閉
門になり書籍は絶版となつたのであるが、かゝる思想に依りて大典に關する古文書籍典も吾々民
草にはあまり多く傳へられず研究もされなかつたのである。明治大帝に至り皇室典範を制定し
たまひ、明治四十二年登極令を定め後世即位の範典を定めたまひ、今後永久此の制に範りて行
はるゝ事となつたのである。

本書は昭和聖帝の即位を紀念する爲、教育者がその導くところの児童生徒に謹話する資料として編述したものであつて、もとより布衣著者の如きが叙述すべき事でないかも知れぬ。然しながら新帝登極につきての御儀神事等は雑誌又は日々の新聞にも現れる事であらうし文部省よりも順次その謹話すべき要項も通達される事であらうと思ふが故に、その謹話の参考資料として此の小冊を公にしたのである。もとより布衣雲上の事は極め難く淺識之を専門的に記述する事も不可能ながら、身京都に生れ大正即位の大典に會ひ當時教育界に在りし著者が雑誌新聞等の報告と幾多の古書名家の高説等を蒐集し、更には各所に於て講述したる筆記帖を原とし、其後歴史研究の餘暇得られたる書籍資料等をたどり此の書を編述する事を得たのである。もとより専門家に提出するものではない。唯教育者の謹話資料として参考になる事があるならば著者の光榮とする處である。

本書は右の理由に依て成りしものなれば、専門的に古典を有職故實に詳に述ぶる事をさけた。出來得る限り平易通俗を旨とし一般國民の知らざるべからざる程度の記述をしたものであ

つて、教育上は此の程度の資料で充分であると考へたから、本書も此の數倍の原稿であつたが中途にして割愛し挿畫又その半を削り此の小冊子としてまとめたのである。もとより前述大正即位の前例は儀令制定第一回の模範的式典であるが故に、主として叙述はそれを以て系統立て歴史的有職故家的の事はその主流系統に疏註するに止めたのである。若し夫れ我教育者本書に依て児童生徒に謹話する事ある時は、少くとも本書を一通り通覽し、必らずや皇室典範、登極令及附式を參照して誤りなからむ事を期してもらひ度い。本書もとより誤りなしとは言はぬが、敬を失しない記述はつとめてしたつもりである。尙本書に改訂正誤すべき點あらば著者に數ふるに吝なる事なかれ。

著 者 識

目次

第一章 概

第一	最高の御式	一
第二	大禮の期日	五
第三	宮中三殿の儀	六
第四	兩齋國勅定	七
第五	大嘗祭	一〇
第六	賢所移御	三
第七	賢所大前の儀	五
第八	紫宸殿の御儀	八
第九	大嘗宮の御儀	三
第十	豊樂殿の節會	三

第十一 神宮山陵の親謁……………二五

第二章 大典期日奉告奉幣の儀……………二六

第一 賢所の儀……………二六

第二 神宮奉幣の儀……………三〇

第三 山陵奉幣の儀……………三三

第四 由の奉幣……………三五

第三章 即位禮……………四〇

第一 儀令……………四〇

第二 京都皇宮……………四四

第三 諸種の御設備……………四五

皇宮……………四五

春興殿……………五五

大管宮……………五六

豊樂殿……………五七

朝集所……………五八

造酒殿……………五九

第四 即位本儀……………五九

賢所奉遷……………五九

殿舎……………六二

鋪設……………六六

服装……………七〇

即位當日奉告の儀……………八三

即位當日賢所大前の儀……………八五

紫宸殿本儀……………八八

着陣……………八八

本儀……………三

即位後第一日賢所御神樂……………七

第四章 明治即位の前例……………一〇

第一 我國の古例を重んず……………一〇

第二 御儀の次第……………一〇

第五章 大正即位の前例……………二〇

第一 賢所大前の儀……………二〇

第二 紫宸殿の儀……………二六

第六章 大嘗祭前儀……………二五

第一 大嘗……………二五

第二 齋田點定の儀……………三一

第三 大正大嘗の前例……………三六

第四 拔穂……………一四

第五 御禊の神事……………一四

第六 鎮魂の儀……………一五

第七章 大嘗祭本儀……………一六

第一 奉幣と勅使發遣……………一六

第二 大嘗祭宮殿……………一六

第三 廻立殿……………一六

第四 大嘗宮の儀……………一七

第五 明治天皇大嘗祭の前例……………一七

第八章 大正大嘗祭の前例……………一八

第一 頓宮着御……………一八

第二 衛門と威儀……………一九

第三	神座奉安	一七
第四	悠紀殿供饌の儀	一九
第五	天皇進御	二〇
第六	國栖と風俗歌	二〇
第七	神饌行立	二〇
第八	御告文御直會	二〇
第九	主基殿供饌の儀	二〇
第九章 大饗		
第一	豊明節會	二三
第二	大饗	二三
第三	舞樂	二三

— 目次終 —

和昭御大典講話



第一章 概説

第一 最高の御式

御大典又は御大禮と申すのは、即位式及び大嘗祭、其他一切此の御式に關した總ての御儀式を總じて申すので、天皇が先帝のあとを繼承したまひ、皇位に登らせ給ふ御式である。されば天皇御一代に唯一回しか行はれない事となつて居るので皇室に於かせられても國家としても最高の儀式であるとおもはれる、古昔天皇が二度皇位に御登りになる事があつて、之を歴史では重祚といつて居るが、今日の如く總て整然たる御儀式の規則もなく、極めて簡單に行はれたので、しかも重祚の時は臨時に急を要し、天に一日も皇位なかるべからざる爲に御即位になつた

事もあつて、盛大な御儀式もなかつた様に拜察される。後醍醐天皇の御時には、北朝との間に君側の臣その權を争つたが、天皇京都に還幸したまふや、ことさら即位又は重祚の式は行はせられなかつた。

御大禮はかくの如く我皇室に於かせられては最高至上の御儀式であると同時に、我國家國民に於ても最も意義深き盛典である。即ち天皇親ら賢所を親祭したまひ、紫宸殿に於ては之を宣布したまひ、之に依て天祖天照大神より以來、御歴代皇位の御守護にして又唯一の象徴たる三種の神器を御繼承あり、萬世一系にして至高至上なる天日嗣の高御座に登らせたまひ、大日本帝國を統治したまふべき國家主權の極位に即かせられた事を、皇室の大御寶なる國民に普く御宣布あそばされる御式である。

御即位といふのは只今では御踐祚といふ事とは別になつてゐるが古くは同じ事であつた。孝徳天皇天智天皇このかた、世の中も相當複雑になつて來て、唐土の制を御採用になり、御儀式も又規則を定められたけれども、未だ踐祚と即位とは區別があつたわけではない。天智天皇は

先帝崩御後に七年も御即位せられなかつたが、之は空位として政を攝らせられたので特別な御事情もあつて、即位と踐祚とは區別することが出来なかつた。桓武天皇が光仁天皇の天應元年四月三日に受禪あり、同十五日に即位の式を行はせられ、此處に踐祚と即位とは區別される端をひらいた様におもはれる。かくて踐祚の御式に次で即位の御式を行はせらるゝ事が普通の例となつたのである。要之踐祚とは最も平易にいへば御位に御つきになつた事で、即位の大禮は之を一般に宣布される式であつて、皇室の御内儀では、先帝崩御と同時に新帝は踐祚されて居るわけである。明治天皇崩御と同時にその日大正天皇は踐祚の式を行ひたまひ、御即位の大典は大正四年に行はせられた如きその例である。

然るに戰國このかた武家の世となつては、皇室の御調度御費用もまゝならず、御即位の大禮を行はせらるゝ事も到底困難な状態であつた。正親町天皇は永祿三年御即位になつたが、それは毛利元就が御費用を献上してやつと御即位の式をあけさせられた始末であつた。元就への御沙汰にも「今度の即位の無事に終つた事は天下の美譽であり、國家の芳聲であり、何事か之に

しかんや」との御勅であつた。徳川時代に入りては、幕府その費用を辨じ、御用途に事缺かせたまふといふ如き事はなかつたけれども、然し十分立派な御式をとり行はせられる事も出来ず、相當に幕府が皇室に干渉したから、今日の如き盛儀は見る事が出来なかつたのである。明治天皇の御即位は明治元年八月二十七日に御布告あり、再び古例に基きて御即位の式を行はれる御宣布あり、中古以來の唐制をも廢して、我國風によつて行はれる事となつた。されば往昔の御即位の圖には唐制に依て、香を焼きて天に告ぐるといふ如き事もあつたが、明治天皇即位の際は、地球儀を置きて之にかへられしが如きはその一例である。然し明治天皇即位の際は、世の争亂の後を受けて、十分なる御準備もとのへさせらるゝ事出来ず、皇室の諸規則も整然として居なかつたのであつたが、大正天皇の御即位に際しては、明治天皇の定めたまひし皇室典範及び登極令に依て、最も模範的にとり行はせらるゝ事となつたのである。つまり大正天皇の御即位は、皇室典範及び登極令發布以來初めての盛典であつたのである。大正天皇崩御、今上天皇御即位に際しても、範を大正天皇御即位の儀にとりたまふ事は當然であるが、その間にあ

四

つても御代々幾分新しき例を作りたまふ事があるが、大體に於ては前例と等しいと拜察されるのである。

第二 大禮の期日

御大禮には先づ大禮使を設けられ、次に即位及大嘗祭の期日を御治定になるといふ順序であるが、登極令にはその第四條に、即位の禮及大嘗祭は秋冬の候に於て行ふといふ御規則がある之は何故秋冬の候と定められてあるかといへば、その年の新穀は秋實るのであつて、之は春齋田の勅定があり、その齋田よりとれた新穀を以て天祖及び八百萬の神を請饗したまひ、尙天皇御親らも之を聞食し召したまふ爲に、特に秋冬の候と定められたものであつて、古來の即位の御式は必らずしも秋冬とは限られて居たわけではないが、新嘗の祭は、必らず秋冬の候であつた、大嘗祭といふのは新嘗祭の大きいものと見ていゝのであつて、即位式及大嘗祭を行ひたまふ御年には、毎年の新嘗祭は御廢止になるわけである。又即位式と大嘗祭は同年の内に行はせ

られるに定まつたが、古來は必らずしも左様でなかつた。明治天皇御即位の際の如きも。明治元年八月二十七日に京都御所で即位の御式を擧げられ、後三年を経て明治五年十一月十七日東京宮城内吹上御苑に於て行はれ、往昔も決して一定しては居らなかつたのであるが、登極令制定後は兩儀相次で行はせらるゝ事となつたのである。その第一回の盛大なる例は大正天皇御即位の如きである。大嘗祭は十一月の後の卯の日を以て行はれ、若し同月中に三回卯の日がある時には中卯の日を以て御舉行になるのが古來よりの例になつて居るのである。

第三 宮中三殿の儀

御大禮の期日が御決定になると、その期日を祖宗の神靈及び天神地祇に御奉告になる。所謂宮中三殿奉告の儀である。即ち何月何日即位の式及大嘗祭を行ふ旨を天皇御身ら宮中三殿に御奉告になるのであるが、此の日天皇陛下には皇后陛下と御同列で賢所綾綺殿に出御、立纓の御冠に黄櫨染の御袍御束帶、皇后陛下には御小衣御小袿御長袴に御召替あり、内陣の御座に着

御、文武百官參列の上御親告の御祭儀あり、次で皇靈殿神殿に於ても略同様の御親祭があるわけである。

以上で宮中三殿の儀が終るわけであるが、次で伊勢神宮、神武天皇陵、及び前帝御四代の山陵に奉幣の爲勅使發遣の儀が行はせらるゝ事となる。前帝四代といへば仁孝天皇、孝明天皇、明治天皇、大正天皇の御四代であつて、仁孝、孝明兩帝陵は京都泉山にあり、明治天皇は京都桃山、大正天皇は武藏西境多摩陵である。即ち宮中に於かせられては陛下出御の上嚴かなる勅使發遣の御式があり、勅使には各々幣物と御祭文とを賜はり、即日山陵神宮へ各々發向し、その奉獻物を奉納し、御大典及び大嘗祭御舉行の旨を神靈に告げたまふのである。

第四 兩齋國の勅定

皇室典範にはその第十一條に即位の禮及大嘗祭は之を京都に於て行ふといふ明文があつて、東京で行はせらるゝ事はないのである。之には深い理由もあるものであつて、明治天皇が東京に

都を定めたまひし後も、千有餘年の帝都をみそなはせられ、後の大禮を行ふ者よろしく此の地に於てすべしとの御詔に依て定まつたものである。されば京都は離宮に非ずして幾久敷皇宮（俗には御所）と呼ぶ事となり、今も變りなき都として存在して居るわけであつて、東京にはかゝる大典を擧げさせ給へる御設備はないのである。

大正天皇の御即位に際しては、京都皇宮紫宸殿にて御即位の儀あり、大宮御所（御苑東南）に於て大嘗祭を行はせられたのである。

大嘗祭を行はせらるゝには先づ兩齋國の勅定といふ事がある。兩齋國といふのは、悠紀、主基の兩國であつて、京都より以東以南を悠紀の地方とし、以西以北を主基の地方として、此の兩地方より天皇御親祭の大嘗祭の御料たるべき新穀を供納すべき勅定があるのである。

大嘗祭といふのは即位の後行はせらるゝものであつて、毎年行はせらるゝ新嘗祭の形式の大嘗祭といふのは即位の後行はせらるゝものである。此の兩齋國より奉納する新穀を以て、天祖及び天神地祇を奉祭したまふわけであつて、此の兩齋國は往古より卜定せられるのである。龜卜とい

つて占に依りたまふわけである。之を國郡卜定といふ。國郡卜定については本論に入つて詳細に述べるが、普通に近江國を悠紀とし、丹波備中を主基と定められた事が多かつた様子である。之に次で檢校、行事などの職員を定め、檢校は祭祀を掌り、行事は兩齋國に分れてその行事を分掌するといふ事になる。

新穀が實る頃になると悠紀主基へ拔穂使を發遣せられ、古くは國司、今でいへば地方の知事と共に薦享酒禮の料稻を抜き取りしめられ、之を齋場に治めるのである。別に又此の頃に大祓使を五畿七道に發遣し、伊勢大神宮の爲には近江伊賀伊勢の兩國へ大祓使をつかはされ、その地方を潔齋したまふ御例になつて居る。

その後奉幣使の發遣があつて、祈年祭にあづかる神社へは大奉幣をなしたまふ。又別に伊勢、石清水、賀茂の三社へは三社奉幣として由奉幣を行はせられる。更に神祇官の史生を河内和泉尾張三河備前の五ヶ國に遣はし神御の雜費を監作せしめられる。之を由加物使といふ。尙同時に神服社の神主を三河國に使い、神服部をして調絲を輸さしめ、齋場に持ち歸つて和服の神

服を織らしめられる。之を神服使と申すのであるが、只今の登極令には見えて居らない。

さて悠紀主基の齋場は宮城の北野に卜定したまひ、齋場は之を内外兩院に分けられ、内院には八神殿、稻實殿、黒白酒屋、倉代屋、贄屋、白屋、大炊屋、麴室などがあり、外院には多米酒屋、倉代屋、借御料理屋、多米料理屋、麴室などである。別に神服院、出納所、細工所などの屋舎があつて、拔穂使などの神御の料物、祭祀の調度などは皆此處に於て調製するのである。

第五 大 營 祭

大嘗宮は大嘗祭の正殿であつて、その祭祀に先立つこと七日に工事を起し五日間に完成するといふ古例になつて居る。東西二十一丈、南北十五丈、之が東西に別れて居て、東を悠紀殿、西は主基殿と申す。その御殿を柴垣でめぐらし、四方には各々小門を設け、別に廻立殿といふのがあつて、此度で天皇が沐浴して祭服をつけられる事になつて居る。

大嘗宮の地は往古より一定しては居らなかつたのであるが、大正天皇の御時には京都大宮御

所神苑を用ひさせられたが、東山天皇以後は専ら紫宸殿前庭に於て行はせられた。

十一月の卯の日の平旦神祇官は幣帛を祈年祭案上の神祇に班ち、夜に及び天皇は廻立殿に行幸あり、悠紀の正殿に出御、宮内官人、吉野の國柄を率いて古風を奏し、悠紀の國司は歌人を率ゐて國風を奏する儀が行はれる。次に天皇は親ら神饌清酒を供御せられ、次で御親らも聞し召すのである。更に廻立殿に還御あり、同様の形式にて主基の祭殿に御し、同様の御儀を終らせられる事になつてゐる。

辰の日に悠紀の節會がある。御膳及び白酒黒酒を天皇に奉り、臣下にも饗され、壽詞を奏し標山を立つ。標山は悠紀主基の國司が立てるので、山形に飾りをつけたものであるが、東山天皇以後は廢れた。

己の日は主基の節會で、悠紀の節會の時のやうに壽詞を奏したり供酒などの事はない。此の節會を終ると御神樂がある。即ち天皇豊樂殿の後房清暑堂に出御になつて、夜もすがら御遊あそばされるのである。

午の日には豊明節會がある。悠紀主基の兩國司を初め、群臣を豊樂殿にお召しになり、御宴を賜はるのである。吉野の國栖は歌笛を奏し、久米舞、吉志舞、五節舞などがあつて宣命使が宣命を讀み、群臣は祿を賜はつて退出するといふ順序である。

却説以上は故實であるが、明治天皇大嘗祭には甲斐を悠紀の齋國安房を主基の齋國と定めさせられた。然し最近最も模範的に行はれたのは何といつても大正天皇の御時、皇室典範及び登極令發布後第一回の盛儀である。それは大正三年一月五日宮中神殿に於て古例により龜卜の神事はせられ、其後果悠紀の齋田には愛知縣を主基の齋田には香川縣を勅定せられた。之は今までは國郡卜定といふ事であつたが、今では府縣の卜定といふ事になつて居る。そこで兩縣に於ては農商務省と協力し、慎重に調査をとけ、愛知縣に於ては三河國碧海郡六ツ美村大字中島字上の丸早川定之助所有水田三段歩を悠紀の齋田に、又香川縣に於ては綾歌郡山田村字山田上岩瀬辰三郎所有水田同じく三段歩を主基の齋田に指定され、何れも大嘗祭の新穀白米各一石を供納すべき旨宮内大臣より命ぜられたのであつた。かくして古例にては正税を賜はりたる事あ

り、兩齋田地はその年度の租税を免ぜられる事になつたのである。(今回の齋田は後述する)

かくて兩齋田の耕植は郡村農會、青年團等が縣當局者指揮のもとに、田地所有者を輔け、此の任を全うする事につとめ、齋田地の四隅には注連繩をめぐらし、一切の不淨を斥け晝夜嚴重に警戒をなし、四月下旬播種し、五月末には古例に依て特選された品行正しき未婚の早乙女等が優雅な歌を歌ひながら御田植の式が行はれ、九月下旬に至つて、稔實の豊熟した時特に勅命に依て拔穂使差遣の儀あり、かくて嚴に齋田拔穂の御儀式が終るのである。現今では切取つた稻穂を扱きこなし、精白にして京都御所内宮内省出張所に供納する順序であるが、昔は稻穂のまゝを束に作つて籠におさめ、榊を挿し木綿を着け、驅使丁に荷はせて京都北野の齋場に運び込んだものであつた。

第六 賢所の移御

御即位式の期日が近づき諸々のそれに對する準備が整ふと天皇は皇后と御同列にて、神器を

奉じ、京都に行幸あらせられる。之は登極令第十一條に定められてある。大正天皇御即位に範をとれば、天皇は先づ名古屋離宮に御駐泊になり、次でその翌日京都皇宮に移御あそばされた當日天皇陛下には大元帥の御正服、皇后陛下には通常禮服を召され、第一公式御鹵簿を用ひさせられ、賢所を先頭に侍從劔璽を捧持し奉り、供奉員には特に大禮使高等官並に衣冠帶劔の掌典長掌典を加へられて京都に向はせられるのであるが、當日は宮中賢所温明殿に於かせられては、京京皇城の賢所を京都皇宮の賢所へ奉遷の御式が行はせられ、掌典長は祝詞を奏上し、天皇皇后兩陛下の御代拜があり、御神體は御殿の南階より出御御羽車に乗御になり、御鳳輦の御前に立たせられて東京宮城を御出御になるのである。

さて神器の中、神劔、神璽は皇位の御守護として、床を同じうせられ、御鏡は宮中温明殿に奉祀して常には御動きにならないのである。然し即位の御式の際には三種の神器は共に京都皇宮に御遷御になるのであつて、常に三種とも御動座あるべき様の事は殆んどないのである。かくの如く神劔神璽は常に天皇と床を共にせられ、平常は御坐所に近き劔璽の御座所に奉安して

あるが、天皇が數日又は十數日に渡つて行幸になる場合には、必らず玉體と離れさせられず、行を同じくせられるわけである。然し温明殿に奉安せる御鏡は、常に殿に奉安したまふ決して動坐される事はない。只御即位の御式に際しては、京都皇宮に遷御あらせられるわけである。

第七 賢所大前の儀

即位の御式中賢所大前の御儀と紫宸殿の御儀は最も重大なる御儀式であつて、前者は天皇陛下が神器を傳承あそばされ、天日嗣に立たせたまひし事を神前に告げたまふのであり、後者は、天皇の御位につかされたまひし事を一般に宣言したまふ御式である。此の日は賢所の御座所を高御座と同じ高さに奉安申上げ、神器を傳承せられた意義を表明せられる。

さて賢所を始め奉り劔璽は陛下親しく奉仕して京都の皇宮に御移御になるが、皇靈殿と神殿は東京の宮城にましますが故に、御大典の當日になると、特に勅使を以て愈御即位の趣を御奉告になる。當日は大禮使高等官等着参し、掌典次長祝詞を奏上し、天皇皇后の御代拜があ

つて式を終る事になつて居る。

さて京都皇宮に於ては如何であるか。春興殿御本殿には早朝より御殿の裝飾をあそばされ、御簾、幌、御壁代等を更め、内陣の中央に天皇の御座を設け、劍璽の案をおき、その東方に皇后の御座を設く。

此の日建禮門建春門等は開かれ、皇宮警部は各々警固につき奉り、文武の百官華族各國元主の特使同夫人等は大禮服にて參集し、各皇族同妃殿下は宜陽殿に御參入、天皇皇后兩陛下も同殿に渡御になり、陛下には御束華帛の御祭服を、皇后陛下には御小衣、御唐衣、御裳に御召替遊ばされ、供奉諸員、各皇族方にも夫々服装をお召しかへになる。

廳て儀仗兵の一隊は、建禮建春兩門外に整列し、皇宮各所を警固申上げ、卷纓の冠に綬をかけ、闕腋縹色の袍を纒著に着なし、赤地錦の襦袢を着し、緋の脛巾と、絲鞋を穿ち、帶劍にて平胡篋を負ひ、弓を持ちたる大禮使高等官六人、左右に各三人づゝ、南門外掖に參進して衛門の本位に就く、次に緋の縫腋の袍に垂纓の冠を頂いた東帶姿の高等官二人、六人の判任官を

從へて南庭の左右に相對し、司鉦司鼓の本位に就き、御太刀、御弓、御壺胡篋、御棹、御楯等捧持の高等官（勅奏任）が左右各四人づゝ計四十人、縦列に之に續き、最後に束帶に金小札まばゆき柱甲をつけ、帶劍に胡篋を負ひ、弓を執つた威儀の高等官（勅奏任）左右各十人、神殿に最も近き本位に就く。

斯くて鉦鼓各三下を合圖として諸員列立と共に、各國よりの特派便節以下、參列諸員、總て係員の前導で、それぞれその本位に進む。掌典は神々しき神樂歌の奏樂の裡に神殿の御扉を開き、種々の神饌を折敷高杯折櫃などに盛つて奠獻し、又御幣物を供へ奉る。次に掌典長が恭しく神前に進んで祝詞を奏し終ると、天皇陛下には式部長官宮内大臣御前行侍從劍璽を捧持し、次で侍從長、侍從武官長、侍從等その後候し、皇族、内閣總理大臣、内大臣、大禮使長官等の供奉にて宜陽殿より出御の皇后陛下にも亦式部次官並に皇后官大夫の御前行、各宮妃殿下其他の供奉で出御、何れも内陣の御座に着御あり、天皇陛下には御拜禮の上祖宗の神器を傳承したまひ、天日嗣の高御座に即せられたる旨の御告文を御宣讀あらせられ、次で皇后陛下を始め

奉り、各皇族の御拜あり、兩陛下入御、次に參列諸員拜禮の後奏樂の裡に幣物神饌を撤下し、之で賢所大前の儀は畢るのである。

第八 紫宸殿の御儀

天皇陛下が即位せられるといふ事は、その實質的御儀は、既に賢所大前の儀に於て盡されて居る。即ち祖宗の神器を傳承したまひ、祖宗及び天神地祇に御告げになり、天日嗣の極位に登らせられるといふそれだけでいゝわけであるが、更に紫宸殿に於てその即位を宣明したまふのは、一般國民及び外國に向つて、即位せられた事を表明せられるわけであつて、天に一日も空位あるべからず、先帝崩御と同時に踐祚の御式があるが、その踐祚に依て、皇室の御内儀としては立派に即位せられた事になる。然し事諒闇中につき、それを盛大に公表せられる事が無い。そこで諒闇があけてから、之を盛大に宣明せられるのが所謂御即位の式、紫宸殿上の儀である。

紫宸殿の御儀は、往古大極殿の御儀と同様であつて、それは又、現行小學校歴史教科書に圖が出て居る大極殿にて新年拜賀の御式と大體同様である。後世大極殿災害にかゝり、それを再興されず、長く紫宸殿に於て御式がある事となつたのである。大極殿は、只今之を拜觀する事は出来ないけれども、先づ京都平安神宮の大極殿（之は神宮の拜殿であるが）と略等しいものと見ればいゝ。然し往古の大極殿は、今平安神宮於て見る如き小規模のものでなく、もつと大きい建物であつたわけである。

大極殿焼失後は紫宸殿即ち南殿が皇居の正殿となつたが、往古は大極殿が正殿であつたわけである。紫宸殿といふのは平安時代貴族の所謂寢殿造の形式を大にしたものであつて、大極殿の如く規模が大きくはない。現今京都皇居の紫宸殿を拜しても、極めて規模が小さく、手せまなものであるが、往古は之ももつと大であつたわけである。古の大極殿は今の京都二條離宮の北數丁の處にあたり、先づ千本丸太町の電車の交錯點あたりと見れば誤りではない。

さて紫宸殿の御儀についてその概要を述べれば、御當日は早旦より典儀部員殿上の御裝飾を

奉仕するのであるが、先づ本殿の南庇には日像に五綵瑞雲を現した繡帽額を懸渡し、御母屋の中央、南面して黒漆塗三層の繼壇をかさね、その上に高御坐を安置する。高御坐は中央蓋上の頂に金色の大鳳形をつけ、棟上の八角には小鳳形を各一翼つけ、搏風の上には大小の鏡をつけ内面に深紫色小菱形綾の御帳を垂れ懸ける。高御坐の東方には皇后陛下の御帳臺を設け、兩御坐の周圍には美々しき錦をしき、高御座の北階下より後房に至る間は筵道を敷いて御通路とするのである。

紫宸殿下の左右、即ち左近の櫻、右近の橘の前面、大前の御設備を述べると、先づ左近の櫻の南方に赤地錦の日像繡旗一旒、右近の橘の南方に白地錦の月像繡旗の一旒を樹てる。又神武天皇東征の故事に因み、五彩瑞雲の錦地に、八咫鳥を繡ひとつた大錦旗、同じ錦地に金色の靈鷲を繡ひとつた大錦旗を各々日月像繡の南に樹てる。次に青、黄、赤、白、紫五色錦地の菊花中小旗左右五旒づゝを次々に樹てる。又左右大錦旗の前面に萬歳旗各一旒を樹てる。此の萬歳旗といふのは、神武天皇の故事に因み、上部に嚴盆と魚形を繡し、金泥で萬歳の二文字を大書

する。尚又小錦旗の前面に鉦鼓左右各三面梓左右各十竿をならべらる。本殿の南表承明門を始め、日華門、月華門、長樂門、永安門及び左右の兩掖の諸門は開かれ夫々衛士の高等官本位に就き、又司鉦、司鼓及威儀物捧持の高等官、威儀の高等官等何れも左右相對して列立する。其の位置や装束は大要前述の賢所大前の儀と等しい。やがて参列諸員各門より参進し、國務各大臣、大勳位、親任官、各國元首よりの特派使節等、殿上東廂に、貴衆兩院議員、各地方長官其他は軒廊を廻りて参進、各皇族、内閣總理大臣、宮内大臣、大禮使長官以下殿上定め位置に就く。

天皇陛下には立纏の御冠に黄櫨染の御袍を召され、御高座の北階より昇られ、皇后陛下も又同様御帳臺に昇らせらる。此の時侍二人左右より壇上に昇りて徐々と御帳をかゝぐれば、天皇御物を端して立たせられ、此處に一同最敬禮をする。之と同様に皇后陛下の方も女官に依て御帳をかゝけまいらす。かくて内閣總理大臣は紫宸殿の西階より南庭に下り、北面して仰ぎ、階下に進めば、天皇嚴に勅語をたまひ、總理大臣南階より昇殿して壽詞を奏し、次に萬歳旗の

前面に來り、三度高聲に萬歳を大呼し、諸員之に和する。かくて式部官の警蹕と共に入御になる。かくて式を終る事になる。

第九 大嘗宮の御儀

大嘗祭を行はるゝ前には、鎮魂の儀といふのを行はせらる。之は祭日前一日、王體の安穩、聖壽の萬歳をいのる爲に、行はせられる。詳細は後に詳記するが、現今の登極令には見えて居らぬ。然し前例もある事であり、大正天皇即位の際にも行はせられた由漏れ承つて居る。

大嘗祭當日は勅使を伊勢神宮初め、皇靈殿神殿並に全國百六十餘座の官國幣社に奉幣せられ又當日は賢所に大御饌供進の儀が行はれる。此れには兩陛下御名代として、天皇は侍從、皇后には女官をさしつかはされる事になる。

大嘗宮は悠紀主基の兩殿より成り、神殿は黒木にて、皮附のまゝの丸木を以て作り、萱を以て屋根をふき、壁と天井とは蓆を以て造り、草を鋪き、宮の周圍は紫垣をめぐらし、東を悠紀

殿、西を主基殿とする。丁度神代の足一つ上りの宮といふ鹽梅に出來て居る。極めて清淨素朴である。此の兩殿は御祭式前七日に造營を初め、五日間に造り畢るといふのが故實である。

夕刻天皇皇后は頓宮に出御になつて、廻立殿に渡御小忌の御湯、即ち御沐浴を召させらる。百官は何れも東帶の小忌衣を加へ、日蔭蔓を着ける。やがて天皇は御祭衣に御幘の冠を着け玉ひて本殿に進御になり、内陣の御坐に着御の上、白酒黒酒を始め、御飯、御粥、御羹、御羹、鮑汁、漬、鮮物、干物等、天皇親しく御進供になる。此間南庭にては、樂官國柄の古風、悠紀地方の風俗歌を奏する。之を夕膳と言ふ。夜に入つて一旦廻立殿に還御、重ねて御齋戒の後、曉膳として、子の一刻ごろより主基殿に進御、主基の供饌の儀が行はれる。それは大要悠紀殿に供饌の際と同様である。かくて此の夜一夜は天皇親ら神事に奉仕し玉ふ次第である。

第十 豊樂殿の節會

即位及び大嘗祭御終了の後一日、天皇皇后兩陛下には豊樂殿に出御内外の臣僚百官を召して

御饗宴を賜はり、勅語を下したまふ。大正天皇即位の際は二條離宮内に新しく饗宴場を新築したまひ、之を以て豊樂殿に代へられた。御式後は之を京都市に賜ひ、市は岡崎公園に遷して京都市公會堂としたのである。現在の公會堂がそれであつて、その内部は總てそのまゝになつて居る。只當時の御新築になつたものよりも極めて小さくなつてゐる。それは中央の樂殿のみを残し周囲の建築物を以て他をつぐなつた爲に、離宮内にあつたものは現在の京都市公會堂よりも數倍大なるものであつたと考へねばならない。今回の御式に於かせられては、京都皇宮東方御苑内に新しく豊樂殿代を新築される事になつた。

さて内閣總理大臣並に外國使臣よりの賀詞を受けさせられ、天皇皇后に白酒黒酒を奉供し、諸員にも賜ひ、挿華を加へられる。かくて樂官は久米舞の古樂を演奏し、又悠紀主基の風俗舞大歌、五節舞を奏す。

陛下の兩側に近く悠紀主基兩地方の風俗歌を書きたる屏風を立て、綵綾の軟障を設けて、悠紀主基の帳に擬す。その翌日再び萬歲樂、太平樂、等の演奏があつて、往古の豊明節會のや

や規模の大なるものと見ればいゝのである。

第十一 神宮山陵の親謁

天皇は御即位の大禮を目出度畢らせらるゝや、皇后と共に伊勢神宮、大和神武天皇陵、其他前帝四代の山陵に親謁したまひ、その後東京へ還幸あらせらるゝ事となる。此の間、最初より約三週間に要せられる事となるのである。以上は御大禮につきての極めて大要を述べたまでであるが、その各々の詳細なる點に至つては以下詳述する處に依て知つてもらひ度いとおもふ。

第二章 御大典期日奉告奉幣の儀

第一 賢所の儀

天皇御一代最高の御儀たるべき即位禮及大嘗祭を行はせらるゝ最も初めの御儀、第一の御儀とも言ふべきは、大典期日を皇祖皇宗の御神靈並に天神地祇先帝四代の山陵、神武帝陵、伊勢神宮等に奉告奉幣される儀である。即位大嘗祭の儀を決定され、それを現今ならば大禮使に於て、叙上の各所へ御奉告になる。そして一般には右大典期日及奉幣の儀が官報に依て發表されるといふ順序になるのである。

賢所は即ち天照大神の御神殿であつて、御神體は八咫鏡である。東京宮城内では、賢所の鎮まります御殿を温明殿と稱へ、京都皇宮内では春興殿と稱へる。さて期日御奉告祭は多く午前之行はせらるゝ事になつて居るが、それは登極令に定められる如く、先づ神殿を裝飾せ

られ、文武百官、有爵者、優遇者は朝集所に參集する。其服装は男子は大禮服正裝正服、女子は中禮服とし、式部職其他は衣冠を着用する。次に皇族方は綾綺殿に御參入あり、次で天皇皇后兩陛下出御になり、次で天皇陛下は御束帶、黄櫨染御袍の御服を供し、次で皇后陛下は御五衣、御小袿、御長袴の御衣を供し、御手水、御檜扇を供す。各皇族、王同妃、宮内大臣、侍従長、大禮使長官、式部長官、其他は此の間に衣冠單の服装に易へ、女子は袿袴、式部官前導に依て各々本位に就く。さて神樂歌の裡に賢所の御扉は開かれ、神饌幣物を供し、掌典長祝詞を奏する。次で天皇陛下、次で皇后陛下出御、内陣の御座に着御、侍従は劔璽を奉じて外陣に候す。次に天皇陛下御拜あり、御告文を奏したまひ、御鈴の事がある。次に皇后官御禮拜、次に各皇族順序に御禮拜、兩陛下入御、諸員禮拜、神樂歌の裡に幣物神饌を撤し御閉扉ありて各退下す。此處に御儀式は終るのである。

次に皇靈殿神殿の儀がある。皇靈殿は賢所の西にあり、神武天皇以來御歴代の天皇皇后皇妃並に皇親の御靈を祀る。神殿は賢所の東にあつて、八神及び天神地祇、八百萬の神々を祭る。

此の日兩殿御奉告の儀は賢所と大差なく、只天皇御禮拜御告文の際に御鈴の事なきを異にするのみである。

次に神官山陵等に勅使發遣の御儀があるが、それは宮中の鳳凰の間にて行はせられる。その御次第は總理大臣着床し、勅使は衣冠單、帶劔、笏、烏皮帽の服、天皇陛下には御引直衣の御服装で幣物御覽の事あり、次に神官參向の勅使を召し、御祭文の御親授あり、それは宮内大臣奉仕する。次に勅語を賜ひ、勅使退きて幣物の傍に立ち、幣物を辛櫃に納め、捧持して御殿を辭する。次に神武天皇並に前帝四代の山陵に參向の勅使は右と約同様の御儀にて（勅語はない）終る。尙奉幣の儀は神宮の祭式、皇室祭祀令附式の中なる山陵奉幣の式に依りたまふ。尙又即位令及大嘗祭の期日は宮内省告示を以て定められるが、今上天皇に於かせられても十一月の中旬と拜察せられる。

十一月上旬 天皇皇后兩陛下東京御發輦
同日 名古屋離宮御泊

翌	日	京都御着皇宮入御
翌	日	御休息
翌	日	賢所大前の儀(午前)
同	日	御即位式(午後)
翌	日	御禊大祓(午前)
同	日	賢所御神樂(午後)
翌	日	鎮魂祭(兩陛下出御にならず、御休息)
翌	日	大嘗祭午後の夜
翌	日	同上引續き大饗の儀

以上は御式御次第順序の大要である。今後の御儀は普通大要は此の順序を採られるものと拜察するのである。

第二 神宮奉幣の儀

伊勢神宮では勅使が参向あつて、即位及び大嘗祭期日奉告の爲奉幣せられるにつき、右奉幣に先だち新嘗祭祈年祭等と同様、外宮にては午前六時より、内宮にては午前十一時より大御饌奉奠の儀が行はせられる。祭主大宮司以下神官奉仕し、海陸の産物を御前に供し、初献の御酒を奏樂中に進め、大宮司祝詞を奏し、更に二献、三献の御酒を進むる等御式は極めて莊嚴である。

當日勅使は垂纓の冠に木綿蔓を掛け黒袍帶劔の束帶嚴めしく勅使齋館出門外宮に参向し、齋館に小憩の上第三鼓を合圖に祭主宮、大小宮司、禰宜以下と共に齋館を出づ、御幣物を納めたる唐櫃及御祭文を納めたる錦囊を護持し、二鳥居下にて修祓の儀あり、かくて本宮に参進す。御儀の次第は新嘗祭と略等しく、四丈殿の御幣物奠献式の後、各御神門は開かれ、御正殿御開扉となり、祭主昇殿、官幣奉奠、勅使御祭文奏上、大宮司祝司奏上、祭主伺候、御祭文御幣物奉

納、御閉扉、勅使祭主宮以下太玉串奉奠禮拜等此の間に雅樂が加はるのである。御式は約一時間及び、外宮御祭後勅使は第一別宮(多賀宮)に参向奉幣せられ、一旦は歸館し、更に内宮に参向外宮と略同様の御儀行はせられ、引續き第一別宮(荒祭宮)の御祭典ありて全く御式終了する事となる。勅使参向は外宮を先にし午前九時に初まり、内宮を後にして、午後一時儀初まり、全部終了するのは午後四時を過ぎる事となるのである。

以上は大正天皇御即位の際に於ける、登極令制定後第一回の模範的御儀を書いたのであるが今上即位の御儀に於ても同様御順序に行はせらるゝ様に拜察する事が出来るであらう。之を往古より由の奉幣と稱し、中世戦亂續き、武門跋扈し皇室の御式も舊時の如くなかつた爲に神宮の恒例祭もおもふにまかせぬ事が多かつたが、此の由の奉幣のみは上古以來未だ曾て中絶せしことがないといふことである。

神宮奉幣の儀、御次第につきては内務省告示で公表せられる筈であるが、大略は次の如きものと拜察する。

一月中旬

勅使神宮齋館に参向（午前八時外宮、午後一時内宮）

午前九時外宮午後二時内宮に参進

儀仗兵第一鳥居前に参列、官幣並に櫃出門の際前後を護して進行。

次に勅使並に祭主以下第二鳥居外に於て對揖す。

次に修祓の御儀。

次に進みて板垣御門に参入（儀仗兵は門外に整列）

次に四丈殿に於の幣物を奠献す。

次に重重御門を開く。

次に幣案を昇ぎ進みて正殿階下の中央に安く。

次に勅使並に祭主以下中重右壺の段に着く。

次に奏樂中御扉を開く。

次に祭主昇階殿内に候し訖つて版を復す。

次に官幣を大床の案上に奉奠す。

次に勅使進みて御祭文を奏し訖つて小宮司に授く。

次に大宮司祝詞を奏す。

次に祭主昇階殿内に候す。

次に大宮司小宮司昇階御祭文を殿内に納む。

次に祭主降階勅使に復命す。

次に御扉を閉す。此の間奏樂あり。

次に勅使大玉串を奠す。

次に祭主以下大玉串を奠す。

次に勅使祭主以下奉拜。

次に重重御門を閉づ。各退下。

第三 山陵奉幣の儀

三四

山陵奉告奉幣の御儀は前帝四代及び神武天皇陵（畝傍陵）といふことになつて居るが、その御儀は御五陵とも略等しいと見ればいゝ。前帝四代とは大正、明治、孝明、仁孝の四帝であつて、大正は多摩御陵、明治は桃山御陵、孝明、仁孝は京都泉山御陵である。

さて勅使は緋の袍に白の指貫を着し、太刀を佩き、長纓の冠を用ひ、檜扇を持ち、幣物を納めた辛櫃は青綸子に御紋章を刺繡せし蔽を着せ、各々御陵をさして参進するわけである。然し御陵所に依て、その幄舎なども相当異なるから、一概には話せないけれども、その供饌の儀は何處も大體に於て形式が同様である。

奉幣物を納めたる御辛櫃は、二名の白丁によつて奉昇せられ、一名の白丁是に従ひ、勅使は靜に御陵所に進み、石階前にて御手水の事がある。かくて参進幄舎内につき、伶人は二管一鼓の樂を奏する。神饌には鯛一尾（一尺二寸）鯉一尾（一尺一寸）雁二羽、鴨一羽、大根、昆布、

牛蒡、夏蜜柑、鹽、洗米、神酒である。さて神饌を供し終れば掌典は陵前に進み祝詞を述べ、次で祭官は辛櫃に納めし幣物、即ち五色の綾、五色の絹、兩面の錦、木綿、麻を纒纒にて包みしを捧げ、掌典は靜に宣命（御祭文）を奏上す。かくて所定の儀を追ふて祭使、掌典、諸陵官は禮拜し、再び奏樂の裡に幣物神饌を撤する。

第四 由の奉幣

往古は由の奉幣といふ事があつた。それは大典を行はせらるべきを伊勢神宮、石清水八幡、加茂の三社へ奉告奉幣せられる御儀であつた。それには陣坐の儀、神祇官代の儀が同日に行はれ、陣坐の儀は上卿以下紫宸殿の西廊右近の陣につき、三社の使を定め、又内記に仰出されて三社の宣命を作らしめて奏聞し、勅許を経て淨書せしめらるゝのである。次で神祇官代の儀がある。之は神祇官々舎にて行ふたのであつたが、後八神殿にて行はれる事になり、行事の辨史以下こゝにて三社の幣物をつゝみ、上卿もこゝに來り、三社の宣命を各勅使に授け、勅使は三

社に進むのである。即位及大嘗祭期日奉告奉幣の儀は、大要此の由の奉幣と同様であつて、只三社奉幣はなくなり、登極令による勅使派遣は、伊勢神宮及び前帝四代の山陵といふことになつた。

今少し右の諸儀を詳述すると、往古大嘗祭の行はるゝその年の八月上旬に大祓といふのがあ
る、延喜式にも凡て大祓使者八月上旬卜定差遣左右京一人五畿内一人七道各一人下旬更に卜定
祓使者差遣左右京一人五畿内一人近江伊勢二箇國一人とある、即ち八月上旬をもつて神祇官の
人々をして日本全國の諸々の汚れを祓はしめる、世に之を大祓といふて居る、更に八月下旬に
は伊勢大神宮に御使が立つから其の御通路にあたる近江、伊勢、畿内、左右兩京を御祓になり
又御所羅城門、朱雀などにも大祓がある、次で奉幣使は五畿七道の祈年祭に預る神社に幣帛を
奉るのである、延喜式にその幣帛は大所は各絹五尺、五色薄繩各一尺、絲一絢、綿一屯、木綿
二兩、麻五兩、小所は名絹三尺、絲一絢、綿一屯、木綿二兩、麻五兩、裏薦總九十枚、並に大
藏物を以て之にあて繩七十了、夫五十二人、枋五十二枚とある、伊勢の大神宮には五位以上の

王、中臣長一人、齋部一人、山城、大和、攝津に各一人河内、和泉に一人、七道に各一人、中臣
菊部二人が神々に奉幣して大嘗祭の期日の奉告をするのである、これが濟むと由の奉幣が行は
れる、此の由の奉幣といふのは、即位式、大嘗祭を行はるべき由を奉告する意味であつて、古は伊
勢大神宮にのみ奉幣せられたのが一條天皇の頃から賀茂、石清水にも奉幣することになつた故
にこれを三社の奉幣とも稱する、大嘗會便蒙によると由の奉幣の立つのは陣座の儀と神祇官代
の儀とがあつて同日に兩度の儀式があつた、陣の座の儀は上郷以下紫宸殿の西廊右近の陣の
座に着し三社の宣命を作らしめて奏聞しこれを清書せしめなどする儀式である、これが濟むと
神祇官代の儀があるのでこれは洛東神樂岡の八神殿の邊を用ひ先づ行事の辨史以下こゝにて三
社の幣物を包み上卿も陣の座の儀が終つて直に此所に來て三社の使に渡し、御幣もこゝより出
るのである、天皇が八省院に態々行幸になることもあつた、登極令による由の奉幣は伊勢神宮、
神武天皇、大正、明治、孝明、仁孝の四天皇山陵に奉幣せらるゝのである、昔は由加物使、神
服使といふのがあつた、この由加物使は河内、和泉、尾張、三河、備前の五國に史生を遣派し

大嘗祭に使用する道具を造らしめて持歸り又別に紀伊、淡路、阿波の三國に神部二名宛を派遣して海藻類を調達せられるのである。神服使といふのは九月上旬は神祇官の役人を神服部の祀神である三河國赤日子神社に派遣せられ其の氏子の人達から絲十絢を奉らしめ、神服使はこれを持歸りて大嘗宮の神服院で製織せしむることになつてゐた。

以上は即位式及大嘗祭の期日を決定されたことを奉告奉幣せられる御儀の大要であるが、大典は登極令に依て拜するに、秋冬の候に於て行はせらるゝ事になつて居るので、期日決定やその奉告奉幣の儀は春に於て行はせらるゝであらう。皇室典範や、登極令等の御儀令御決定公布になつてから、第一回の大典、模範的大典とも稱すべきは、大正天皇大正四年の御即位であるから、今後の即位式及大嘗祭は範を大正天皇の際にとられる事とおもはれる。もとより各々時代の推移と共に、幾分は改められる事もあらうが、皇室典範及び登極令は千古變らざる大典であるから、此の儀令を根本として行はせられるわけである。

期日決定と奉告奉幣及び齋田卜定は大正天皇の御即位の際にはその年一月に於て行はせられ

たので（皇室の御都合で大典は一年延期されたが）今回の御大典に於ては、一月又は二月中に之等の諸儀が行はせられたのであつた。されば大正天皇の崩御が昭和元年であり、昭和二年は諒闇中であるので、昭和三年の一月以後には之等の諸儀が行はせられ、同年秋に於て大典を行はせらるゝ事は、特別の事情の突發せざる限り、規定の事實として實現せられる事とおもはれる。

第三章 即位禮

第一儀 令

御大典と申すは既に前述せし處の如く、即位禮及び大嘗祭其の他之に附隨する一般の御儀を總じて稱するのであつて、明治天皇が憲法發布後その第二十周年に當る明治四十二年の二月十一日、即ち紀元節を卜して登極令皇室令第一號を公布せられ、之に依て大典の儀令につき、その後世のよるべきところとせられたのであつた。即ち皇室典範と登極令とは皇室に於かせられて重大なる意義を有する儀令であつて、大正天皇の即位したまふや、即ち右制定第一回の模範的典儀として、盛大に行はせられたのであつた。後々の天皇亦此の儀令と大正の先例に依て大典を擧げさせたまふは明な事であらねばならない。

先づ第一に皇室典範を拜すれば、第一章に於ては皇位の繼承につき、その順序などを整然と

規定せられ、第二章に於て踐祚と即位を規定したまふ。即ち「天皇崩する時は皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承く」(第十條)と定められ、此處には踐祚とあつて即位とは書いてない。然し踐祚は實質上の御即位であつて、祖宗の神器を繼承して御位につかせられたわけであるが、即位といふのは、之を萬民外邦につけたまふ御儀を稱するので、時まさに諒闇中に屬するので、御内儀として行はせられるわけである。未だ御位につかせられたが、之を公表して友邦並に國民に告げたまふまでには至らないのである。

然らば踐祚は、何故に諒闇に限つて居るかといへば、往古は決して左様でなかつたのであるが、前引皇室典範第十條に「天皇崩する時は」とある。即ち天皇の御位はその天皇の崩御にならなければ位を皇嗣にゆづられるといふ事はない。どんな時でも崩御以外に御位をゆづられるといふ事は絶対に今後はないのである。されば昔の如く天皇が御生前に讓位になるといふ様な事や、重祚になつたり、女帝がたゞれたりする様な事はないといふ事に定められ、假令天皇大病にかゝらせられ萬機をみそなはせられれないといふ様な事があつても、それは皇嗣の方の攝政

に依てゆくといふ事になつて居るので、その例は大正天皇の如くである。即ち踐祚と先帝崩御は同時であるといふ事になつたのである。天皇御不例にて、遂に崩御あそばされたとなれば、同時刻を期して別殿に踐祚の式が行はれるのである。されば踐祚の御儀は最も重大なる御儀でありながら、其日より諒闇に入るので、極めて簡単にすまされる。皇室内のほんの内儀として行はれるといふわけであつて、國民の賀を受けさせられるまでには至らないのである。即ち踐祚と即位とは右の如く儀令定むる處に依て區別して考へられるのである。

皇室典範第十一條には「即位の禮及大嘗祭は京都に於て之を行ふ」旨記載されてある。即ち明治大帝東京へ奠都せられても、即位の御式は之を京都に於て行はせられるといふ規定になつて居る。されば未來永劫京都に於て行はせられるのであるが、之には種々深き理由もある事であらうとおもふが、之は京都に御降誕になり此處に皇基を開きたまひし明治大帝の御心から出たものである。京都は舊都であるが、京都皇居は離宮ではない。即ち奈良より京都へ遷都された如き意味ではなく、京都は何處迄も帝都として存するわけである。即ち天皇の御本宅とも稱

すべき皇居は、京都の皇宮であつて、東京の宮城は、萬機を親裁したまふ上から此處に長くどまりたまふわけである。されば垣武天皇が今の平安へ遷都されて以來千有餘年の長き治亂興廢の間にも、帝都は依然として京都をはなれなかつた。(二三の異例はあるが)。されば明治大帝に於かせられても、此の長き都を今日も長く榮えゆく御ほしめしを以て、此處に最重大の御式をあけさせたまふ事となつたのである。第十二條に於ては天皇踐祚と共に改元せられる事を規定されてある。

さて登極令の方を拜讀すれば、その第十八條に「諒闇中は即位の禮及大嘗祭を行はず」と定められてあるから、前述の通り、踐祚後諒闇の期間中は即位の禮はないわけである。第一條に「天皇踐祚の時は即ち掌典長をして賢所に祭典を行はしめ且踐祚の旨を皇靈殿神殿に奉告せしむ」とある。之が三殿奉告の御儀である。もとより之は諒闇中に行はせられる事であつて、大正天皇即位、今上天皇即位等の近い前列がある。第二條には改元が定められてあつて、「天皇踐祚の後は直ちに元號を改む。元號は樞密顧問に諮詢したる後之を勅定す」とある。即ち之は皇

室典範の方にも定められその第十二條に「踐祚の後元號を建て一世の間に再び改めざること明治元年の定制に従ふ」旨記載されてある。即ち元號は一世一元であつて、天皇御一代は二度となき事である。明治といひ大正といひ、今回の昭和といひ總て御一代一元であるのである。只此處に一言附加すべきは年號明治の御代を治しめされし天皇を明治天皇といひ、年號大正の御代をしろしめされし天皇を大正天皇と申上ける事である。之は何等かゝる御規定のあるわけではなく、明治帝の前例に初まり、大正天皇の際それにならひたまひしまでにて、今日もかゝる前例に依られるかどうかはわからないのである。此の事は皇室典範にも登極令にも其他皇室關係儀令にも規定がないのである。大正天皇崩じて、かゝる事を規定されてある如く新聞などにも見えたが、それは誤りである。只時例としては明治天皇の際にあつたばかりで、引つゞき大正天皇に於かせられても、その例にならはれしものとおもはれる。登極令第三條には、元號は詔書を以て之を公布せられる旨記されてある。

第四條には「即位の禮及大嘗祭は秋冬の間に於て之を行ふ。大嘗祭は即位の禮を訖りたる後

續て之を行ふ」旨記載されてある。何故に秋冬の候に定められたのであるか、それは大嘗祭を行はせられる爲に、かく定められてあるものと拜察される。何故なら大嘗祭には新穀を以て神饌を供されるのであつて、それは、春齋田の卜定といふ事があり、稻は秋冬の候に於て實る爲に、その新穀を得るのは秋冬の間でなくてはならぬからである。それは第十條にも「稻實成熟の期に至りたる時は勅使を發遣し齋田に就き拔穂の式を行はしむ」と規定され、第九條に「悠紀主基の地方を勅定したる時は、宮内大臣は地方長官をして齋田を定め其所有者に對し新穀を供納するの手續を爲さしむ」とある。此の秋冬の候を定められし意味は、即ち大嘗祭に於ける關係があるからである。

即位の禮及大嘗祭を行はせられる期日は宮内大臣國務各大臣の連署を以て之を公布せられる事は第六條に見え、即位の式及大嘗祭を行ふ期日定まりたるときは、之を賢所皇靈殿神殿に奉告し、勅使をして神宮、神武陵、並に前帝四代の山陵に奉幣せられる由第七條に見え、大嘗祭の齋田は京都を中心としてその以東北を悠紀の地方とし、以西以南を主基の地方とし、之

を勅定したまふ事は第八條に見える。

更に即位の禮を行はせられる期日に先だち、天皇は皇后と共に神器を奉じて京都の皇宮に移りたまふ事第十一條に見え、第十四條には、登極令附式に依て大禮を行ひたまふ旨が記されてある。尙又大饗鎮魂山陵親謁等の規定も登載されてある。

第二 京都 皇宮

即位の御儀及大嘗祭は之を京都に於て行はせられる事になつて居るが、今此處に京都皇宮について一言附加しておく事が便利であらうとおもふ。

普通に京都皇宮を御所又は皇居と申して居る。即ち東京を皇城と申すに對していふのである。東京は徳川氏江戸城（千代田城）趾であつて、その様は外形城と見ることが出来るから、之を皇城と申すのであるが、京都の皇宮は城ではない。千有餘年の形を今に止めて居る泰平の徴象とも申すべきもので、紫宸殿を正殿として、古の寢殿造の規模の大なるものであると見

れば誤りではない。

現今の禁裏は古高倉殿の地で、其南を土御門東洞院殿と申した。文保二年後醍醐天皇此殿で受禪になつた。光嚴天皇又此に居られた。南北分裂の後足利氏は北主光明院を奉じて此處に奉じ、爾後亂離屢々であつて或は土御門烏丸内裏に御した事もあり、又一時の假居を一條南北諸處に爲したまひしこともある。大略正親町天皇永祿の初め此處に造營ありしより、皇居永く此處に定まり、以て現今に至つたのである。高倉殿の北を正親町殿といふ。正親町天皇の御時此の二殿の地を併せ、後世に及び北は一條小路を踏え、東は萬里小路に及び、南は土御門大路を踏えたのである。按に正親町天皇永祿の初め天下亂離の爲國內麻の亂れしが如く、朝廷の衰微その極に達し、安藝の毛利元就費用を献上して御即位をあげさせられ、又その後皇居造營の資をも献上した。次で尾張の織田信長京都に入るや永祿十二年先づ皇居を修理し、元龜四年京都に兵亂があり、爲之皇居は延焼する事となつたので、再び造營したのである。天正五年京都の町人に命じて宮垣を造らしめられ、天正十三年には秀吉大に京都を修理し、爲之内裏も面目を一

新した。名跡誌によれば宮垣東西凡百一間、南北百十間とある。徳川氏の代になり度々皇居炎上の事があつたが總て豊臣氏の舊制に則りて再造したのである。天明八年の大火は京都大半は烏有に歸せしめたので、時の老中松平定信内裏の規定に基き再造す。之を寛政の改修といふ。其後嘉永七年炎上、安政三年修理成る。かくして明治帝は元年八月二十七日此處に即位したまひ、永く即位大典を行はせたまふ處として今に至つたものである。現在は四周御苑となり、御苑の面積二十五萬坪（南は丸太町、北は今出川、東は寺町、西は烏丸通、南北七百間、東西三百八十間）皇居は御苑の中央より稍西偏してゐる。皇居の東西二丁南北四丁、今天正中の遺構は東北隅に土藏三字の存するのみである。

現在の御車寄は破風造檜皮葺である。

諸太夫の間、（下待）虎鶴櫻の間に分ち、皆襖畫に依て名附けられる。渡廊に波禰馬の障子があ

殿上、六間上戸小部がある。前の神仙門より殿へ上る所である。和琴、臺盤三脚、簡、火櫃

等を置く。

鬼間、常々は簾にて覆はれて居る。御厨子を立て、御膳具が置かれてある。

臺盤所、黄端の疊を敷かれ、東に椅子がある。辛櫃、臺盤、御膳柵、馬形障子などある。鬼

の間と間には、大和繪が描いてある。

朝餉間、平敷をしき、東北に屏風をたて、御調度を置く。

御手水間、朝餉間の中を猫の障子にて仕切る。大床子の上に圓座がある。

夜御殿、四方に妻戸がある。疊御座敷である。御劔、御遷の奉安所、燈檠などがある。

藤壺上御局、后女御の參上所である。

萩戸、常御所である。

弘徽上御局、御行あるところである。

二間、疊二帖を敷く、妻戸に向つて阿闍梨座半疊を敷く。御講の間である。

弘廂、板九枚ある。北に荒海の障子をたてらる。北面の障子は宇治の網代の墨繪である。又

昆明地の障子がたてられてある。北面は嵯峨野鷹狩である。南端に見參板あり、鳴板であつて、此處を通れば必らず鳴る。其下段に年中行事の衝立を立てらる。

清凉殿は中央に御帳があり、四面に几帳がある。夏は惟に胡粉を以て花鳥を描き、冬は朽木形疊三帖に纏綿御坐を敷く。帳外南北に獅子狛犬がある。御坐は帳の前にあつて疊二帖、纏綿茵一枚中唐綾、端錦、御劔及御璽筥等は御坐の南に置く。殿前の中庭に漢竹吳竹架があつて細い竹が植えられてある。

紫宸殿は一に南殿とも申上げる、之は天皇南面して政務を御總攬になり、群臣の朝賀を受けさせられるところである。皇居の一番南にある南面した正殿であるから南殿と言ひ、即位御儀の本殿である。几帳なき御帳を置き、以に獅子狛犬ありて御椅子を立つ。現在は大正天皇御即位の際に用ひられたる高御座及び皇后の御帳臺がおかれてある。北の障子を賢聖障子といひ支那聖賢の像を描く。上方に式紙形がある。此裏は唐華を描く。殿の左右に東西の廂がある。前面は南廂となり、十八階の段を下つて庭に達する。階の左右に櫻及橘の大樹架がある。前

庭の東に日華門、西に月華門、南正面に承明門、等皆廻廊を以て連る。白砂と丹と相映えて森巖を極めて居る。

小御所は紫宸殿の東北の段を下りて高廊下を右折して至る。上中下段の三間に分る。上段の間の襖畫は狩野榮賀の筆、餘は原在照の筆である。皆式紙形ありて詩歌を書す。東方は廂にて拭板となり、庭を隔て、春興殿を拜する事が出来る。

仙洞御所は本御所の東南にあつて、寛永五年、徳川氏、後水尾天皇禪位の爲め櫻町に仙洞御所を造營す。その後歴代仙院であつたが、安政元年炎上して以來廢せられ、其庭園林泉の結構のみ依然として舊觀を持して居るのである。

大宮御所は仙洞の北にあり、寛永年中幕府後水尾皇后東北門院の爲に造營す。爾來歴代女院に充てられて居たが、安政炎上後は再建したるも舊觀を回復しないといふことである。

此處で序に二條離宮の事につきて説明しておき度い。それは大正天皇御即位に際し、此處に饗宴場を造營せられたからである。今上御即位に際しては京都皇居内神苑東北方の一隅に、

新しく饗宴場を新築になることになった。説明の序であるが故に二條離宮につきて一言附加しておく。離宮は二條通西にあつて永祿十二年織田信長の築城になり、明智先秀の亂に兵火に罹り、慶長五年徳川家康關ヶ原戦捷の勢にて諸侯に課して造營し、同七年落成したものである。天主臺及諸堂中伏見桃山城の遺構を移建したのも多く、天主臺だけは炎上したが、他の總ての殿閣は悉く現存して居る。徳川氏は代々上洛に際して此處に駐泊したのである。慶應三年慶喜は本城に在つて大政を奉還したのである。維新後一時京都府廳を置いた事もあるが、後宮内省の所轄となり、離宮となつた。府廳を置いた時相當に荒らされた様であるが、宮内省所轄となつて大に整理せられるに至つた。面積八萬三千坪、巍然たる大殿、宏壯の規模、華麗なる裝飾、蓋し桃山式を含有する徳川時代建築の代表的のものである。唐門及御車寄、桃山式彫刻の裝飾を附す。遠待門、柳、虎、牡丹、若松等の張付及襖畫に依て名附くる間がある。繪は狩野派の作、戸の畫竹に虎は狩野探幽の筆と稱せられる。

式臺間、應接所である。上中下三段に分る。張附松の畫、障子の腰張は菊の畫、杉戸畫は松に鶴。

老中間、上中下三間。

勅使間、式臺の間の北、上中下三間、上段間張附畫、楓は狩野山樂筆と稱せられる。

大廣間、上段、二三四の各間に分れる。上段間武者隠あり、格子天井の金具は立派である。

規模雄大。張附は探幽筆、欄間彫刻孔雀に唐獅子は左甚五郎の作と稱せられる。

其他黒書院白書院等がある。

第三 諸種の御設備

皇 宮

京都御所内の賢所は大正天皇即位の際に新しく御造營になつて居る。外縁の建坪を除いて五十八坪の建築物で、此の賢所御殿を東京宮城内では温明殿と申すに對し、京都皇宮にては春

興殿と申上げる。此の賢所の遷坐は賢所渡御春興殿の御儀といふ特別の御儀式が行はせられる。

紫宸殿の南面は東西が百三十七間半、東面の南北が二百四十六間、西面南北も同様、北面の東西が百三十三間、南の正門を建禮門、東を建春門、西を宜秋門、北を朔平門と申し、建春門内に承明門、その東に日華門、西に月華門あり、紫宸殿は即ち承明門内に南面してある正殿であつて、一に南殿とも申す。紫宸殿の乾の方に東面して清涼殿、紫宸殿の東は宜陽殿、その東に春興殿がある。

紫宸殿は皇居の正殿であつて、即位禮をあげさせたまふべき紫宸殿は勿論此の舊殿をそのまゝ御使用になるわけであるが、大正天皇即位の際總て修覆され、參列諸員も多數ある爲にすでにその用意もせられたのであつた。

總て即位大嘗祭につきての諸種の御設備御造營などは、諒闇開けを以て行はせられるので、今回の御即位式についても、昭和三年の春より御整理御修覆になる事であらうと拜察されるのである。

である。

春興殿

大典にあたり、東京宮城内温明殿より移御あるべき京都御所内の春興殿は紫宸殿の東方廣庭即ち建春門内にあり、之は大正即位の際に新築されたのであつて、大正二年八月十二日地鎮祭三年二月廿三日に上棟式をあげさせられ、大正天皇御即位に際し、賢所の移御遷坐されたところである。

古來京都に於かせられては、賢所は温明殿に御鎮坐あり、時には春興殿に御鎮坐あつて、賢所は維新の時東京に移御、京都皇宮内の温明殿は其御取り毀ちの上大和權原神宮に御下附になり、大正即位の際に新しく造らせたまへる御殿は此の舊温明殿の地に御造營今に存するのである。即ち永久的の建築物であつて、南面、桁行八間半、梁間四間半、五間三面の入母屋箱棟銅板張りの御様式で、内陣、内々陣を備へたる白木造五十八坪の建物である。その様式は大社

式其他の神殿造とは異なり一種の特別なる様式であつて、宮中賢所とよく似て居るが、それよりもよほど御手廣くたてさせられて居る。床下は約六尺、正面に向拜階殿を附し、左右の廻縁には擬寶珠附の欄を廻らす。御殿の中央なる内々陣は即ち御神體たる八咫神鏡を奉安し奉るところである。屋根を銅板を用ひられしは防火上の御注意よりと漏れ承る。

大嘗宮

大嘗祭を御親祭あらせらるゝ悠紀主基の兩殿即ち大嘗宮の位置は往古宮城の北野に設けられた。偉鑑門から八十二丈を距つたところに、方四十丈の芝垣に圍ひ、黒木の鳥居をたてるといふ極めて簡單の様である。此處で拔穂神服用加物、神御の料物祭祀の調度、悉く此處で調理し、卯の日に大嘗宮に送致するのである。其の行列が大宮から七條に下り、七條から今の千本通即ち古の朱雀に出で、後齋場に入つたことが古書に見える。御禊の行幸も同様とても盛觀を極めたものであつたらしい。その昔此の齋場に於て白酒黒酒を醸造せられたものである。

大正天皇御即位の際には仙洞御所内御池の西方廣庭を之にあてさせられた。尙大嘗祭頓宮は大宮御所を以て之に代用せられた。大宮御所の現在の建物は、英照皇太后崩御の際に、殯宮になつたものであるから、頓宮にあてさせられないかとも考へられて居たが、其の後全部殆んど御改造になり、頓宮としても御さしつかへなきものとなつたのであるらしいと拜察されるのである。

豊樂殿

大饗に於て内外の臣僚に宴を賜はる豊樂殿は、大内裏時代の宮殿の一なる豊樂殿で、その構造は大極殿とよく似て居る、内部は整砌を布きつめ、丹麿粉壁朱塗の高欄があり、屋根は碧瓦で葺いて鷄尾を置くなど壯重なものであつた。大正即位の例は二條離宮内に豊樂殿代を建築せられ、一時的の建物として式後は京都市に賜はり、少々形を變化して京都市公會堂として存するのであるが、古の豊樂殿とは異なり、極めて現代的のもので、豊樂本殿を小さく中央にと

り、その周圍に饗宴場を極めて廣く造營せられたのであつた。されば本殿と大饗宴場とは一つの大殿とも見られたが、棟は饗宴場が四周して、中央に本殿があつたわけである。登極令の願陽、承歡、觀德、明義の各堂、儀鸞、逢春、承秋、高陽の各門の如きは、各代を以て事濟とせられ、總て現代式のものとなつた。今回の大饗には京都皇宮東方廣場に豊樂殿代を造營せられ、此處に大饗の宴を敷きたまふ事となつた。

朝集殿

朝集所と申すは、當日百官の參集すべき所であつて、御所仙洞、二條各離宮を之にあてらるべきか、又は新しく御造營になるかである。

造酒殿

大嘗祭の神饌及び白酒黒酒を調製すべき造酒殿は、往古より清淨の地を要するものとして、

特に御勅定になつた。大正即位の先例は、加茂別雷神社の造酒殿を以て代用されたものと記憶して居る。

第四 即位本儀

賢所奉遷

即位及大嘗祭は之を京都にて行はれる事は皇室典範の示すところである。尙又登極令に依れば、その期日に先立つて天皇は三種の神器を奉じ皇后と共に京都の皇宮に移御せられるといふ御規定がある。先帝登極の際は此の行幸には名古屋離宮に御駐泊があつた。そしてその翌日京都皇居に入御あそばされた。

京都に行幸されるのは、即位大典を舉行せられる爲であり、その爲には三種の神器を奉遷され、皇后と親ら此の神器を守られつゝ京都に遷坐されるのである。即ちその當日には宮城賢所を裝飾せられ、大禮使高等官が着床し、神樂歌の裡に御開扉がある、神饌供御、掌典長は祝詞

を奏し、天皇御代拜の衣冠單の侍從、皇后御代拜の袿袴の女官が奉拜の上、神樂歌の内に撤饌し、御殿の南の階に御車を蓋し、掌典の奉仕に依て賢所は御車に乗御させたまふ。

賢所は宮中最高の御神殿で、天照大神を祀るのであるが、御神體は八咫鏡である。八咫鏡は天照大神の皇孫にさづけたまひしもので、日本歴史を學んだものはたれしも承知して居るのである。その實物は伊勢内宮の御神體となつて居り、崇神の御代に造られたものが宮中賢所の御神體であらせられる。三種の神器の内御劍は壽永の亂安徳帝と共に檀の浦に鎮ませられ、後皇居御倉の名劍を以て之にかへられ、御鏡と御玉とは之と共に長く極位と床を同じうして鎮坐あらせられるのである。

登極令の御定めによれば天皇神器を奉じとある。されば兩陛下親しく神器を奉安して京都皇宮に御移りになることになるが、宮城の賢所の御殿を温明殿と申し上げ、此の温明殿から京都の温明殿とも申すべき春興殿に御移りになることになる。京都の温明殿は早く大和の橿原神宮に御下賜になり、今は舊温明殿趾に春興殿が新築された。之は先帝登極の際の事である。

大正天皇の御時は三種の神器と共に兩陛下も御出御になり、先づ賢所の御車が宮城を御出に次で兩陛下出御、第一公式鹵簿にて移御になつたのである。供奉の諸員中には大禮使高等官、掌典長、掌典等を加へられ、名古屋に御一泊京都に入御になつた。名古屋離宮に於ける神器奉安は、吾々には詳ではないが、蓋し天祖の御勅に依て天皇と床を同じうしたまふものと拜察される。

天照大神の神勅

豊葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之也。宜爾皇孫就而治矣行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣。

殿 舍

即位式とは天皇が御位につき給ふ御式、即ち踐祚せられる事であつた。我上代の歴史を見るならば、踐祚とは即ち即位せられる事であつたのである。然るに此の踐祚といふ事には支那儀

禮の影響を受けて、後世踐祚と即位とは別々になるといふ事になつた。踐祚に二種の場合がある。第一は先帝崩御になつて踐祚せられる場合と、第二は先帝が御在世中に踐祚せられる場合とである。前者の場合は歴史上相當に多いけれども、後者は第二十六代繼體天皇が安閑天皇に讓位あそばされ、即日登遐したまひしが如きは我國史中最列の例であると見ていゝ。次に桓武天皇は天應元年四月三日光仁天皇より受禪したまひ、同十五日即位式を擧げられてより此處に踐祚と即位の御儀が別々に行はせられた最初の例と見ていゝのである。即ち踐祚とは位につきたまひしこと、即位式とは位につきたまひし事を百官及び萬民につけたまふ御儀と見ていゝわけである。

さて即位式の式場たる殿舎は平城天皇以後平安京の大極殿に於て擧行せられた。平安朝に入つて支那の都城の制に倣ひ規模廣大で、大内裏は殆んど五十萬坪に近く、その面積の中に皇居諸官省等が大路小路をさしはさんで輪奐の美を極めて居た程で、此の時代の即位大嘗祭の如何に壯大であつたかをうかゞひ得られるとおもはれる。その後天子御不例などの爲に紫宸殿に於

て行はせられた事もある。又大極殿が炎上した事もあつて、後三條天皇は大政官正廳に於て行はせられ、古來一定して居たのではない。大極殿の炎上したのは高倉天皇の御時で、その後御再建の事なく、安徳天皇の御時は紫宸殿にて行はれ、爾來太政官正廳のみにて行はれたのであつたが、太政官正廳の即位は後土御門天皇の御時を以つ終りとする。かくて應仁の大亂は帝都を烏有に歸し、後柏原天皇は、畏くも久しく大典をあけさせたまふの費なく、本願寺の獻金に依てようやく紫宸殿の御儀が出来たのである。かくて現今に至るまでは、總て紫宸殿に於て擧行せられる例となつたのである。現今の紫宸殿は安政の御建造で、明治大正の兩帝も此處に即位式をあけられたのである。

古の即位式を行はせられる大極殿は上述の如く高倉天皇の御時炎上して以後御再建にならなないが、その規模は大體に於て平安神宮拜殿があるので、大體は相像することが出来るけれども、平安神宮拜殿は古の大極殿に比して、とても小さいものである。大極殿に於ける即位式は最も規模が大きく且莊嚴なものであつた。太政官にて行はれたのは紫宸殿よりも規模が大で

あるといひ得られる。してみると紫宸殿上の御儀は規模に於て最も小なりといひ得るのである。御即位の御服、飾、御調度一般に至るまで古來極めて支那式のものであつて、天皇の袞龍の御衣（天皇の御禮服で色が赤く日月星辰龍蟲火などを繡ひとりにしたものである。御即位に用ひられた。）といひ、文武官の禮服といひ、四神旗銅鳥幢日月幢といひ、香爐兕像といひ、翳など總て唐時代の風俗の模倣で、近く孝明天皇の御時まで此の唐制が繼續してきたのである。最も古い時代は純日本の古風そのまゝであつたが、後支那特に隋唐との交通が開けて其の制度文物を採用するに至り、即位式の儀禮最もよく整頓され、その最も盛な時代、整頓した時代は奈良朝と平安朝とである。奈良朝に於ては萬事隋唐の制度を模倣して居たが、平安朝に入つてから更に日本風の古風を加味して一層完備して來たものである。彼の貞觀式延喜式などがそれである。就中清和天皇の貞觀の時代に出來た貞觀式は實に周備したもので、後世になつてから多くの變轉推移はあつたが、それは時代の變遷と一は規模のあまりに宏大なりし爲に實施に困難の事情も出來て、之を簡略にされたまでであつて、要は隋唐の制度を模倣したものであるとも

いひ得られるのである。大内裏時代を考へても天皇は大極殿に出御高御座で朝賀を受けられ、それは總て支那風であつた、又大極殿なども支那風に出來て居るのであつて、我古くは檜皮葺であつたり、萱葺であつたりしたのであるが、大極殿の如きは支那風の立派なもので、碧瓦を用ひ、鸚尾を置き、殿内には方磚を敷きつあ、そこへ列席する人は皆唐風の服をつけて居た。尙宮殿や大極殿の各部の名稱などに至るまで總て支那風に呼ばれたものであり、その即位式に用ひられるもの皆支那風を脱しなかつたのである。天皇の御服も又冕服を着御になつて、笏を持ちたまふ。之を大嘗宮の諸式と比較して如何に支那の古風を傳へて居るかどうかはれる。明治天皇の御時は此の唐制を一掃して、純日本古風によりたまひしことは後述するが、後登極令を定められてより、御服装も束帶となり、御旗も錦旛となり、錦旛の文様も八咫鳥金鷄殿、盞、菊花の御紋章等に制定され、唐式の御調度はほとんど廢せられた。（只現今登極令を見ても全然支那の古風がないとは言へない。）

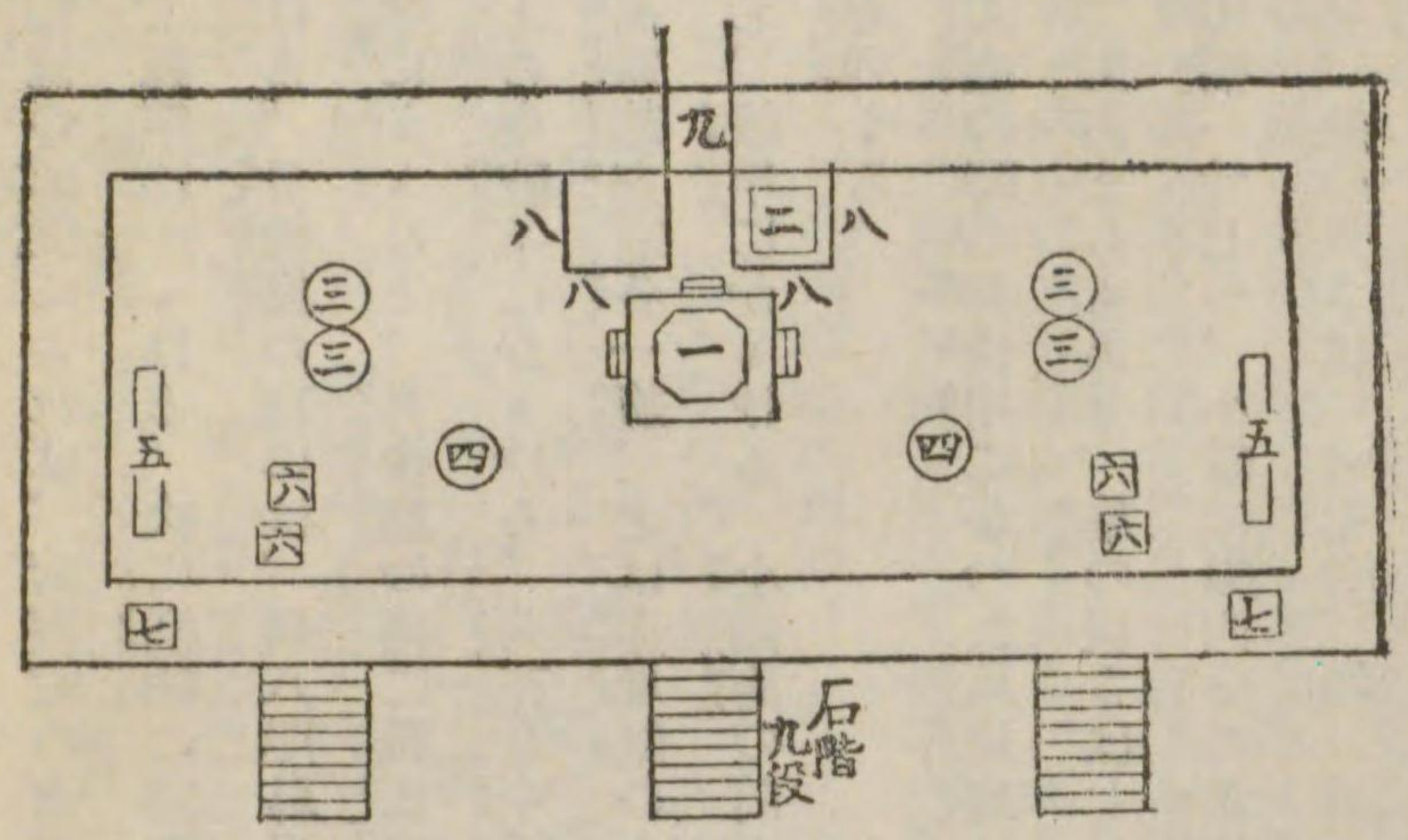
此の御即位制度については神武天皇以來ほとんど太古の習慣によつて行はれ、天智天皇の御

時、或る一部の御制定を見たが、天智天皇の御時の宣命中、
 掛畏岐近江乃大津乃宮爾御宇志天皇乃初賜比定賜倍留云々
 とあるにても明である。其後嵯峨天皇の御代に略制定され、明治天皇の登極令となつてい
 よいよ完備したものとなつたわけである。

鋪設

御即位式につきて往古一般に行はれた鋪設及着陣の大意を述ぶるならば、先づ即位式の前
 日に殿の南榮に繡帽額を帳る。帽額は中央に寶珠をあらはし、琴王狻、烏龍、狻龍、建禮獅子、
 佐爲龍、馬龍、虎、麟、獅子、鳳、龍等の獸形を刺繡にしたものである。之は現今の登極令に
 は五彩の瑞雲といふ事になつてゐる。次に南庭の中央に烏形幢をたて、其東に日像幢西に月像
 幢をたて、其の左右に二旗つゝ、青龍、白虎、朱雀、玄武の四神旗をたてるのである。それか
 ら東廳の西に内辨の幄があり、その内に兀子をたて、中階の南七丈を去つて火爐二つを置くと

大極殿の鋪設



- 一、高御座
- 二、皇后御座
- 三、威儀命婦座
- 四、妻帳命婦座
- 五、執勢命婦座(左右各九人)
- 六、侍従の位
- 七、小納言の位
- 八、斑
- 九、筵道

いふ事になる。

現今の登極令には烏
 形幢以下は見えて居な
 い。大正天皇の御即位
 に際しては、繡帽額は
 長さ九十六尺、幅五尺
 五寸、その中央に金色
 の日像があつて、それ
 に五彩の瑞雲が描かれ
 てあつた原圖は原在泉
 の筆になり、製作は川
 島甚兵衛である。

大正即位の前例によれば、紫宸殿の南庭の櫻樹の南方に日像蘇旛を一旛、之は赤地錦に日像を繡して蘇竿にかゝける。次に橘樹の南方に月像蘇旛を一旛、之は白地錦に月像を繡して蘇竿にかゝける。日像旛の南には、頭八咫鳥形大錦旛を一旛、之は五彩瑞雲の錦に頭八咫鳥の形を繡し戟竿にかゝける。月像旛の南に靈錫形の大錦旛を一旛、之は五彩瑞雲の錦に金色靈錫の繡をしたものを戟竿にかゝける。菊花章中錦旛、同小錦旛左右各五旛を次第にたてる。大錦旛の前面に萬歳旛左右各一旛、之は赤地錦の上部に嚴瓮及び魚形を繡し、下に金泥を以て萬歳の二字を書し、戟竿にかゝける。小錦旛の前面には鉦、鼓を大燭臺に置く。左右各三面、梓左右各十竿を布列する。

仁孝天皇の時の御使用になつた萬歳旛は今日最も正しく保存されて居る。それは戟竿から臺下まで二丈あまりもあり、旛の長さは七尺五寸五分、幅一尺九寸八分五厘、大縁は大和錦でできて居て幅一寸七分、小縁は幅四分の黄絹、中は赤色の錦で、紋は雲形で萬歳と記されてある。鉦付五分、鉦の長さは一寸七分、幅一分五厘である。

日像蘇旛につき舊記には「日像蘇旛金銅鑄物徑二尺下地塗押金薄以未圓鳥金色巡九輪在蘇芳絹此禮每輪鍔金色廣二丈餘鐵根在金銅伏輪巡二十一柱三丈日中有赤鳥日形下有九輪以檢木造之以蘇芳絹押裏又重之又保安記各有寶塔九輪緋紫禮每輪各以一輪引廻之云々」(名越家舊記)尙月像蘇旛は月の中に兎が描かれてある、高さ三丈餘のものである。

次に紫宸殿母屋の中央南面して長さ三丈、幅一丈八尺の黒塗の三重繼壇を立てる。其の上を高御座を置く。高御座は八角形、二丈三尺、蓋上の頂上には大鳳形一翼、金色の箔押しの木造で高さ一尺七寸、棟上の八角に金色小鳳形各一翼、高さ一尺の木造金箔押。搏風には瑞雲を描き、その上に南北角に大鏡各一面小鏡各四面、各鏡兩傍に金銅彫鏤の八花形及唐草形を立て各白玉を嵌入してある。他の六角は大鏡一面小鏡二面を各々立て、内面に深紫色の小葵形綾裏緋色帛の御帳をさけ、御帳の上層には金銀彫鏤の唐草形帽額及その内に彫物蛇舌を南北各七枚他の六角は五枚をかけ、壇上第一層第二層に赤地唐錦をしき、第三層に青地唐錦をしき、其上に纏網べりの疊二枚、大和錦縁龍鬘上敷一枚、大和軟錦毯一枚、その上に東京錦毯一枚をかさ

ね、その中央小後に御椅子をおき、左右に螺鈿案各一脚を置く。此處の上には御劔と御璽とを奉安されるのである。繼壇の下東西南三方に兩面錦をしき、其北階の下より後房に至る天皇の御通路は筵道とする。高御坐の東方に皇后の御帳臺を設ける。御帳臺は黒塗三層繼臺の上に安く、蓋上中央の頂に金色の鸞を用ひ、棟下の八角に玉旛各一旛、其内面に淺紫色小葵形綾、裏緋色帛の御帳をかけ、その他は高御座とほゞ同様である。東西十七尺五寸南北十五尺五寸である。

服 装

服装については極めて煩雜であるから詳細は説明が出来ない。只二三必要とおもふものを書いておく。

往古支那との交通ようやく繁くなるにつれて、次第に支那風の儀式がとり入れられた。それと反對に我國最古の儀禮は廢れ、特に隋唐の文明の影響を受けて、次第に即位式もその風が模倣せられる様になつて來た。常の天皇の御服はもとより、即位式の御服に至るまで、支那人の崇敬する龍の模様を入れ、袞龍の御衣と申す様に龍を描ける御衣を召す様になつた。清和天皇貞觀儀式といふのは、此の唐風の模倣その極に達したものであつて、之が後世即位式の標準となつたので、總て後世唐風模倣の式であつたとも言ひ得られるのである。

然るに明治天皇の明治元年八月二十七日即位禮を行はせたまふに當り、唐禮中の最も支那臭い燒香祭天の儀を撤廢せられ、水戸藩より献上せる地球儀を以て之にかへ、香爐を置くべき紫宸殿南庭の中央に据えられ、世界列國の中央我國の位置に注目しつゝ御足をあけられたと傳へられ、旛の意匠なども青龍白虎朱雀玄武といったものや龍像幢とか鷹像幢とかを廢し、新しき錦旛を以てせられたのであつた。

さて二三服装について述べておく事が必要だとおもふ。束帶とは正服の事で往古王公縉紳參朝の時又は公事大禮等の晴れの場所にては必らず此の服装をしたものである。袍といふのは束帶の表衣であつて、ウヘノキヌ(和名抄字倍乃岐沼)である。奈良朝時代の袍は丈も短く幅も狭

袖口の廣さも二尺二寸までであつたが、次第に華美になつて来て、平安朝以後は丈は身丈よりも長く、身幅もひろくなり、袖口も二尺程になつて、鳥羽天皇は、花園右大臣有仁公と御相談の上装束を華麗にしたまひ、一般に糊のこわきものを用ひられ、此處に装束の風は一變したのである。

束帯は男子の正服であるが、女服に五衣といふのがあつた。平家物語にも年のころ十八九ばかりなる女房の柳の五衣に紅の袴着けたるが云々とあつて、源平時代に用ひられた言葉とおもはれる。装束要領抄を見ると五衣は古の重袿なるべし、表何色にても同じ色なる五つ重ねて、裏は一つ一つ紅の平絹を付たり、又色變りにて五つながら別色なるもありとある。

今男子の正服束帯につき文官のものゝ一例をあけん、文官束帯は一條天皇より四位も黒袍を着ることが例となり、堀河鳥羽天皇の頃より衣紋を造ること始まり、強装束流行し、其制は改めざるも、躰裁は一變した。以來そのまゝ徳川時代に至れるもので、帶劔の時は飾太刀を帯びるのである。(今帝室博物館歴代服装人形により説明すれば)

冠かん 有紋うもん

袍ほ 冬用は表黒色綾、紋輪無唐草、裏平絹

下した 襲かさね 躑躅重つじかきね

單ひとへ 紅綾地、紋繁菱もんしげびし

表うのへ 袴はかま 表白固織物、紋八ツ藤、裏紅絹

大おほ 口ぐち 表裏紅絹

續平緒つづきひらお 紫むらさき 紵きぬ、鸚鵡おうむの繡文むいもん

笏しやく 櫛しやく 製せい

太た 刀ち 金裝飾太刀かねつくりかざりたち

其他帖紙沓等たう

禮服は古來朝賀即位式等の大禮に用ひられ、衣服令、貞觀儀式、延喜式等にその制があるが、今帝室博物館時代人形によりその装束を記せば、(別圖参照)

玉冠 弘化四年御即位の節(臣下着用)

烏帽子

大袖 表紫綾地、紋丁子唐草、裏紅絹、

小袖 同上、

裳 波に魚の紋、

表袴 表白浮織物、紋窠の霰、裏紅平絹、

大口

長綾代

短綾代

牙笏代 檜製

太刀 木地螺鈿

玉佩 鍍金々具、玻璃小珠綴、



襪 紅絹

烏皮烏

奈良時代は、上述とは幾分異なり、今同上博物館時代人形に依て記せば、衣服令に三位以上は紫色、牙笏、白袴、白羅頭巾、金銀装腰帶、白襪、烏皮履とあるによりて此の人形は作られたり。

冠 白羅

袍 紫綾地

半臂 浅縹綾色

袴 白綾地

革帶 烏皮製

太刀 黒漆造

綾

笏しやく 牙笏代

靴くつ 烏皮

奈良時代女子の盛装を右時代人形によつて調査するに、人形は天平時代貴紳の女子の正装にして、衣服令の禮服中の、寶髻を去りたるものである。同令中には背子、領布等を載せざれども、此の時代の古畫古像には所見あれば、右人形にも用ひられたり。

結むすび 髮がみ 古神像

簪かんざし 慶雲形

櫛くし 黄楊

內衣 白平絹

青朽葉あおくちは 纈衣めあめのきぬ 淺縹紐うすはなだひ

赤地間道錦背子あかぢ かんどうにしきのからぎぬ

綾紵帶だんのそへおび

白地摺華紋褶しろぢのすりくわものしひ

白紋紗頭巾しろもんしあひのひれ

赤の裾あかのすそ

錦の扇にしきのあふ

篋くさ 篋こ

武官束帶は文官束帶と其變遷を大略等しうするが、大體文官と異なる點は、冠は垂纓に非ずして卷纓の纓を付け、袍は縫腋に非ずして闕腋を用ひ、必半臂を着用したる等、専ら輕装を主とした。然し藤原時代武官といつても、それは只朝廷の儀仗に備はるに止まつたから、其の帶するところの弓矢の如き、平胡篋の如き皆兵仗ではなく儀仗のものである。今上述人形に依て見るに、

卷けん 纓えい 緩付おいかけつき

袍ほう 夏用、穀織緋色、紋輪無唐草、闕腋

下製 夏用、穀織二藍
 半臂 夏用、穀織二藍、忘緒付
 單 紅綾、紋繁菱
 表袴 表白平絹、裏紅絹
 大口 表裏紅平緒
 平胡篋 木地、蒔繪紅葉折枝紋、紅梅重間塞、矢黒篋鷲羽、紅薄様樺、上差水晶鏝、
 打交丸緒、打交蝶鳥擲緒
 弓 黒漆、蒔繪紅葉折枝紋、紅薄様樺、緋平組纏、鍍銀弭金物、紺絃
 石帶 瑪瑙通用帶
 平緒 縹地、獅子の繡紋
 太刀 銀装、木地螺鈿、海浦紋
 帳紙

櫛扇

尙女官禮装としての代表的なるものは藤原時代に於ける後宮に専ら流行せし俗に言ふ十二一重と稱する柏を多く重ねたるものである。應仁以後殆んど廢絶せしが、徳川時代に至つて再興した。現今の女禮装も之を簡單にしたものである。今上記帝室博物館人形に依て説明すると、

平額 鍍銀製、紺名緒附
 釵子 鍍金製
 櫛 柞製、梨子地蒔繪菊花紋
 唐衣 表葡萄酒、二重織物、地文龜甲上紋八葉菊、裏紫綾繁菱板引、
 表着 表蒨黄二重織物、地文若松唐草、上紋窠、裏紫絹
 五衣 表蘇芳、紋雲立涌、裏葡萄酒絹
 打衣 緋色綾、板引
 單 濃色綾、紋遠菱

打袴 緋精好、板引

裳 白綾三重袴、桐竹鳳凰地摺

袖扇 胡粉塗、彩色梅竹雲形模様、糸花飾紐付

帳紙 紅鳥の子薄様、金泥霞、梅竹枝畫

唐衣は唐制を模した服制であつて、總身身たけと袖幅とは短く、身の前は少し長くて袖たけと同じく、且身と袖とは縫ひふだけて連ね、後は袖たけよりも身の方短きものである。

裳は腰部より以下、後の方のみに蔽ひ着るものである。先づ下に紅の袴を穿き、其上に前の方より下裳を纏ひ、又後の方より上裳を着けたものである。中古の裳は全腰をうち纏ふに足るものを殊更にひだを深くたゝみて狭くし、且後方のみに當てゝ引く様に長く麗しくしたのである。裳の種類には縷縷裳、目染裳、下濃裳、地摺裳などがある。着用順序は內衣、紅袴、單、五衣、打衣、表着、唐衣、裳である。

卷纓は冠の一種で、武官の用ふるもの、卷纓といふのは纓を巻くと書いてある通り纓を内へ

巻いて黒塗りの夾木ではさんだものである。此外垂纓、柏夾、細纓、繩纓等の種類がある。

垂纓は文官常儀の纓で、纓を撓めて後に垂れたものである。纓の撓めやうは臣下は巾子より高からぬ様にするのが常例である。

石帯は東帯の時着用したる革製の帯にて玉石の類を鏝にするより石帯といふ。其製法は黒き革帯の後にあたる所に、四角或は圓形なる玉石を十個あまり、白絲にて十文字に綴りつけ、左の端に鉸具にてしめる様にしたものである。然るに其後かくては伸縮が不便であるから其後石帯は背に石付きたる革をあてゝ左右の端に組絲を付けてそれを前に廻して結ぶ様になつた。

緩といふのは老繫とも稱し往古武官の常に用ひしところ、絲にて作り冠の左右掛緒に付ける。闕腋は和名抄ワキアケノコロモであつて、袖より下兩腋を縫はず、襦をもつけず、後の身を長く仕立てたものである。四位以下の武官が行幸節會等に儀仗の際着用するものである。

纒とは花色のことであつて、袍の染色である。染色は位階に依て異なり、時代に依り變化して居る。大寶令制によると八位は深纒、初位は淺纒、一條天皇以後は六位は纒となつて居る。

襦褌は錦攝腰も錦を用ひ、單とは裯の下にきる裏なき衣である。紅の綾の張りたるを用ひ、若年は重菱の紋、老年は遠菱を用ひる。

下襲は半臂の下に着る服にて、後を長くし、袍の下に出し、引きたるまゝに練りあるくのである。

半臂は袍と下襲との間に着る。長さ二尺余、袖の中僅に一寸五分、臂の半ばに至る程で、下に襦褌とて幅七寸ばかりのきれをつけ、左右の脇に襷をたゝみ、後ろの方にも又襷がある。後世此襷を別にし、先づ半襷の胸を合せ、其上から腰のあたりに引きまとふ様にしたのである。

大口とは下袴のことで大口袴ともいひ、公卿殿上人地下の者に至るまで束帯には必らず着したるもので、夏冬の左別なく、表裏ともに紅色の平絹を用ひたのである。

表袴は又白袴といひ、夏冬共に表白裏紅を用ひ、三位以上は窠に霞の紋、晴れの時は俘紋、常は堅文、老年は八藤の堅織、四位以下は白張の平絹、裏は何れも紅の平絹を用ひるのである。劔は平緒を附す、平緒は元太刀の帯にて太く組みたる緒である。貞觀十六年九月檢非違使起

請五條のうち五位以上は唐組、六位以下は綺新羅組等を用ひしめんと奏し、之によられし事あり。後世の平緒は捻絲にてくめる物にて色絲を以て桐竹鳳凰唐鳥唐花孔雀鶯四季の花などの模様を繡ひ、太刀の帯とは別にして只前に垂れてある。

平胡籙は箭をさしはさむもので、他に壺胡籙といふのもある。絲烏は下方革にて作り上部は絲にて作る。儀式用である。

即位當日奉告の儀

即位の大禮を行はせられる當日は、京都皇居より勅使をたてたまひ、東京宮城内皇靈殿神殿並に伊勢神宮官國幣社山陵に勅使をさし立てたまふ。(尙大嘗祭當日も右同様御奉幣の儀がある。)

皇靈殿神殿御奉告の儀は、掌典次長祝詞を奏し、勅使が禮拜祭文を奏し、皇后宮御使の禮拜がある。勅使は衣冠束帯、皇后宮御使は五衣、唐衣、裳をつけ、御開扉、神饌幣物を供御、神

樂歌、等がある。かくて諸員禮拜にて式を終るのである。神宮は神宮祭祀例に依て取り行はせられる。

官國幣社への奉告奉幣の儀は山陵へ勅使發遣の儀と同様である。勿論官國幣社勅使は各地方長官に命ぜられるのであるが、かくて全國の官國幣社は一整に御祭典が行はせられることとなるわけである。

當日伊勢神宮に於ける祭祀の祝詞は次の如し。但し()内のものは豊受大神宮の方へ使用される祝詞である。

祝詞

度會乃宇治乃五十川乃川上(度會乃山田乃原)爾大宮柱太敷立氏高天原爾千木高知里氏稱辭竟奉留掛麻久母畏伎天照坐皇大御神(豊受大御神)乃大御前爾恐美恐美母左久曩爾大御使乎奉遣志給比氏告申左志米給比志事乃如久今日乃生日乃足日爾神隨母遠皇祖乃御世御世彌繼繼爾知食志來留次第登天都日嗣乃高御座爾天下知食須御大典乎行給布賀故爾御賀乃壽詞稱奉良久登持齋

麻波里持清麻波里氏大御饌仕奉留狀乎平介久安介久聞食志氏天皇命乃大御世乎嚴御世乃足御世爾天地登共爾長久日月登共爾遠久守奉里幸奉里給比親王等諸王等乎母惠給比慈給比百乃官乃人等天下乃國民爾至留麻傳清伎明伎忠誠乃心乎以知氏天皇賀朝廷爾五十檀八桑枝乃如久立榮衣奉仕良志米給閉登恐美恐美母白須相殿爾坐須大神等乃大前爾白佐久大神等爾母大御饌獻奉良久乎平介久安介久聞食志氏守奉里幸奉里給閉登恐美恐美母白須

即位當日賢所大前の儀

即位式と一言にて申上げると、それは紫宸殿上の御儀と一般におもはれるけれども、當日賢所(京都)大前の御儀と、紫宸殿上の御儀、及び大嘗祭の御儀と此の三つは別つことの出来ないものであつて、即位式といふのは此の三つの總合した名稱といふ事も出来る。

當日賢所大前の儀があるが、建春門内の御殿では早朝御裝飾がしつらはせられ、御簾、御幌、壁代を御取りかへになる。内陣の中央には天皇の玉座即ち短帖を設け、その御側に御劔御璽の

御案を置き、天皇玉座の東には皇后の短帖を設け、かくてその鋪設を全うする。かくて建禮建春の兩門は開かれ、皇宮警官に依て兩門は警衛せられる。定刻になれば參列者即ち文武百官有爵者優遇者並に夫人、外國の交際官等朝集所に參集、次で皇族宜陽所に參集、兩陛下は常御殿より宜陽殿に渡御、かくて天皇には御束帶帛御袍を受けられ、御手水の後笏を執られる。

皇后は女官の奉仕する御五衣御唐衣御裳を受けられ、御手水の後御檜扇を執らせられる。

此の間皇族高官、男子は束帶、帶劔、女子は五衣唐衣裳を着け、儀仗兵は建禮建春兩門

を警衛し、大禮使高等官左右各三人南門外腋に參進し衛門の本位につく。此の時の大禮使高等

官は束帶にて冠卷纓、綵、纒袍闕腋纒着、錦襦褌、錦攝腰、單、下襲、半臂、大口、表

袴、白布帶、緋脛巾、平緒を附したる劔、平胡籥に箭を挿み、弓及び絲鞋を用ひる。

かくて大禮使高等官左右一人、同判任官左右各六人を率ひ司鈿司鼓の本位に就く、此時高等

官は冠は垂纓、緋袍(縫腋)單、下襲(纒着)大口、表袴、石帶、劔は平緒を附し、鞆を用ふ

判任官は束帶、冠細纓、纒袍(闕腋纒着)、單、白布袴、同帶、同脛巾、平緒を附したる劔、

絲鞋を用ふ。

次に大禮使高等官左右各二十名は太刀八口兩面の錦囊に納め、棒八竿、楯八枚を捧持し本位

に就く。此服装は束帶冠垂纓、胞縫腋、單、下襲纒着、大口、表袴、劔平緒を附し。太刀棒持

者は黒袍。弓及胡籥棒持者は緋袍。棒及楯棒持者は纒袍、次に大禮使高等官左右十名參進威儀

の本位に就く。此服装束帶冠卷纓、袍、桂甲肩當、錦攝腰、單、大口、表袴、白布帶、劔は

平緒を附し、胡籥に箭を挿み、弓、鞆、前列は黒袍平胡籥、後列は緋袍壺胡籥を用ふ。

此處に着陣を終ると鉦と鼓を三度宛撃つ、と之を合圖に諸員列立し、大禮使高等官に導かれ

て朝集所に參集せる人々は參進して式場に至り、やがて神樂歌の音につれて御開扉があり、掌

典は靜に折敷高坏六基及折櫃四十合に神饌次で幣物を供し、掌典長は祝詞を奏す。天皇陛下に

は御束帶、帛の御袍の御服にて式部長官宮内大臣前行にて出御、侍従は御劔と御壘を捧じ、侍

従長、侍従、侍従武官長、侍従武官其後に扈從し、皇族、大臣、大禮使長官供奉、賢所に出

御になる。皇后陛下には御五衣、御唐衣、御裳の御服を着られ式部次官、皇后宮大夫の御前行

にて出御、女官御後に候し、大禮使次官供奉、天皇陛下は實所内陣御坐に着御、恭しく天祖の神靈に御禮拜あり、天日嗣の御位に即かせ玉ふ由御告文を奏させ給ふ。内掌典の奉仕にて御鈴の事あり、即ち内侍所の御鈴とは此の事である。次に皇后陛下の御拜禮あり、各皇族の御禮拜畢りて、陛下は入御あそばされ、御神樂歌のうちに幣物神饌を撤し御扉を閉ぢ、鉦鼓各々三下の合圖に一同退下、之で賢所大前、即ち春興殿の御儀式は終了したのである。

紫宸殿の本儀

(着陣)

今本儀に於ける着陣につき古制を按ずるに、劈頭中務輔、中務丞とが内舍人を率ゐて龍尾壇の南寄に東西に別れて着陣する。此の内舍人は多き時は東西各四十人宛であつたが、藤原時代の末頃には二十人宛に減少され、近代は東に輔一人内舍人三人、西に内舍人三人といふ風になつた。最初は東西に兎麤をたて、輔丞共に梓を持して立つたのであつたが、後世兎麤を立てる

ことは全廢せられたのである。

中務の着陣終るや近衛が次に着陣する。古は近衛は大中將之を率ひ、頗る多人數が各々梓を持して列したが、近代に至つて大中小代が左右に三人宛着陣することになつて居た。之を華樓陣と稱した。それは青龍樓、白虎樓の前に列するを以てかく名附けたのである。儀仗は先づ龍像麤旛が左右に一旛宛、次に萬歲旛一旛宛、次に旛像旛四旛宛(後三旛宛)樹てられた。此の華樓陣とは別に、中將小將以下近衛武官が階下の左右に列する。後紫宸殿にて行はせられる事となり、承明門外に着陣する事となつた。之が儀仗は始は虎像麤旛一旛宛、熊像麤旛一旛宛、人數は左右各々百人餘に及んだが、近代は一人宛となつてゐた、次で衛門は大極殿では會昌門、應天門、朱雀門外に着陣し、鶯像麤旛及び鷹像麤旛をたて、各々梓をもつて立つたのであるが近代は建禮門内に二人宛列する事となつた。登極令によれば大禮使高等官三十人承明日華、月華、長樂、永安、左掖、右掖の諸門及外掖檀下に參進し衛門の本位に就くとある。隼人は應天門外に着陣する。之は神代の故事に起因し、火酢芹尊の子孫が隼人を率ゐて神武

天皇即位以來歴代即位を守護し奉つたので、此隼人は常に大隅及阿多（即ち今の薩摩）に居住して居たもので所謂薩摩隼人の語は此處から出たものである。大隅は左、薩摩は右に楯及棹を以て列したが、後廢れた。

次に兵庫頭は鉦師鼓師を從へて華樓の陣の北に列する。

次に南庭に大舍人寮のもの左右六十八人宛、屏織、圓翳、圓羽、弓矢等威儀物を執り其北手に當り東に内藏寮及西に大藏寮のものが柳篋を執り、其北に掃部寮が胡床を執り、其北には主殿寮のものが梅枝、紫、菅織、蓋等を執つて整列する。後世は威儀物を執らず左右五人宛列列したのである。威儀物とは太刀八口、弓八帳、壺胡籛八具、棹八竿、楯八枚である。

次に典儀（小納言）は贊者二人を率ゐて庭の西寄に立ち、次で殿の前には火爐二個、香篋二個を置き、之を司る主殿寮及圖書寮のものが列し終る。かくて庭上の着陣は整ふたわけである。

殿上の事は前述したが、高御坐の左右には奉帳の命婦が一人宛立つ。此の役は内親王又は女

王又は三位以上の女官（典侍）が承る。奉帳命婦の北に威儀命婦が左右二人宛着坐し、少し離れて東西に女官九人宛左右に翳を持て立つ。後世は三人宛になつた。

翳は大きな唐團扇様のもので三人宛各々大中小の翳を持て立つ。左右三人宛に減少されてからは一人宛各々大中小の翳を持つのである。之を執翳女婦といふ。

廂には擬侍従が左右に二人宛立つが、元來此の擬侍従の内北手の二人は親王に命ぜられたる爲一名親王代といふ。簀子には別に小納言が左右に一人宛列する。

内辨は大極殿では會昌門、太政官正廳の際は南門、紫宸殿の際は、承明門の各門内の事を司る大臣を指す。之に對して門外のを總て外辨といふ。即ち先づ内辨の大臣が殿の東南の幄に就き總ての事を命令し此處に始て外辨の着床になるのである。

大正即位の前例によれば、登極令定むるところに依て行はせられたのであつて、登極令制定後第一回の御儀と拜するのであるが、先づ定刻に至らば儀仗兵は建禮門外並に建春門外に整列し、文武高官、有爵者、優遇者並に夫人及び外國交際官並に夫人は前に述べた賢所大前の御

儀式と同様の服装にて御所の閣門中紫宸殿の南門承明門、紫宸殿の東門日華門外に整列し、次に大禮使高等官は左右各三名宛別れて承明門、日華門及び紫宸殿の西に當る月華門より、又左右二名宛は承明門の東に當る長樂門、その西に當る永安門より、各左右一名宛は左掖門、右掖門より進みて前に述べた衛門の位置に就き、大禮使高等官左右各一名、同判任官左右各六名を率る日華、月華の兩門より參入し鉦鼓司の地位に就き、大禮使高等官左右各二十名は威儀物を捧持し日華、月華の兩門より參入し中錦旗の前面に參進本位に就き、續で大禮使高等官左右各十人日華、月華兩門より參入し南庭櫻橋の前面に參進威儀の本位に就く、かくて大禮使高等官の指揮により同判任官は鉦鼓を三度撃つと大禮使高等官の先導により日華門、承明門外に整列せる參列者中日華門より入るものは紫宸殿上の東廂、承明門東西兩廂より入るものは軒廊に參進して各其本位に就く、次で式部長官、同次官は束帶帶劔の式部官を隨へて紫宸殿上の南廂に就き、大禮使長官、同次官も南廂に至り式部長官、同次官の上席に就く、その上席には内閣總理大臣、宮内大臣が着席し、高御座前面の檀下には皇太子、親王、王が着席せらるるのであ

る。

(本儀)

式は古制を按づるに先づ外辨の着床に初まる。外辨は最初親王以下無位の者迄參列したのであつたが、後世に至り、大中納言參議のみ列したものである。大極殿では朝集堂に參集したが後世は承明門外東の幔に列する。

次で内辨も着床し、次に執翳女孀、褰帳命婦、威儀命婦、侍從、小納言と次第に位置につけば、内辨は兵庫頭に命じて鼓を打たしめ、門を開く、大極殿ならば會昌門、紫宸殿ならば承明門であつて、開門は伴、佐伯兩氏が門部に命ずるのである。此の兩氏は神武天皇の御時道臣命が宮門を守つた例により其子孫が孝明天皇の御時まで之を承つたが、現今登極令にない。次で外辨の群臣が内辨の召に應じ門内に進み庭上に立つ。その進む時隻人が犬吠を三節する。茲に於て天皇は後房(昔は小安殿、その後仁壽殿、近代は清涼殿)を出でたまひ、御先導御前の命婦四人、左に劔右に璽を捧けたる内侍二人續いて出で、その後より玉歩を運ばせられ、關白

供奉の女房藏人頭以下供奉の臣を従へ給ひ、高御座の後階より御玉座に着御あそばされる。此の時登極令によれば式部官警蹕を稱へるが古は近衛武官が稱へたものである。それに續いて内侍は恭しく劔璽を高御坐の案上に奉安する。若し天皇御幼少に渡らせられる時は、攝政は高御坐の東北の檀上に別に就くか、又は皇太皇高御坐の御裡に入らせたまふ。次に皇族は高御坐前面檀下に參進本位に就く、次に式部官警蹕を稱へる。侍從御笏を供す。内大臣高御坐に登り御帳外東北隅に侍し、侍從長、侍從武官長、侍從武官高御座後面の檀下に侍立す。

次で内辨は兵庫頭に命じて鉦師をして褰帳の鉦を打たしめる。之に應じて執翳の女孀は翳を以て大中小と各三人宛重ねて高御座の御前を覆ひ、褰帳命婦は高御座の左右の階を昇つて靜に御帷を八の字形に開き奉ると初めて翳を開く。此處に於て初めて天皇を拜する事が出来る。此の時典儀再拜を稱へ、贊者之を承傳する。此處に群臣一齊に再拜する。(登極令に侍從二人分進高御坐の東西兩階より檀上に登り、御帳を牽ぐ、訖つて坐に復す。次に女官二人分進御帳臺に登り皇后の御帳を牽げる。天皇御笏を端し立御、皇后御檜扇を執つて立御、諸員最敬禮をする。)

右の御儀に續いて主殿の官人香爐の前に進みて生火し、圖書の官人が蘭麝待を焚く。之は支那思想より出で香を焚いて天に告ぐるの意を現したものである。明治天皇の御時は之を廢し、之にかふるに地球儀を以てせられた、登極令にはない。此處に於て外辨中より宣命使(中納言)が宣命版まで參進し、宣命を奉讀する。此の宣命の御文中には「宣る」といふ語が三ヶ所ある。即ち宣命使は此の宣るといふ語に及ぶと一度毎に少しく右を顧みる。其度毎に群臣唯稱する。之は「應」と答へまつるのである。三度目に及びては禮拜し且つ舞踏して宣命使歸床する。此の時近衛武官萬歳の旗を振り萬歳とエイを長く力を入れて三度呼ぶ。之は貞觀儀式にもあり、バンゼイでもバンザイでもなく、其聲調とあるから、その發音もエイと申したものである。之は武官が大聲に唱へたものであるから、相當勢のいゝものであつたらしい。仁孝天皇以後バンザイと今の字音で三唱する事になつた。(此の時登極令にては總理大臣南階に昇り南榮の下にて壽詞を奏し、南階を下る。次に總理大臣萬歳旛の前面に進みバンザイを三唱諸員之に和す。訖つて西階に登り坐に復す。次に天皇皇后入御、警蹕、次に鉦鼓を打ち退下とある。)此の萬歳

三唱訖るや再び典儀再拜を稱へ群臣再拜し、左の親王代たる侍従は高御座の前面にすゝみて禮の躡つた事を奏す。此處に内辨は兵庫頭に命じ鉦師垂帳の鉦を打ち、執翳の女孀は參進翳を以て高御坐の御前を覆ひ、褰帳命婦は前の如く左右より進みて御帷を垂れる。命婦舊の位置に歸れば入御となり、同時に近衛武官は警蹕を稱へ、つゞいて百官退出式は之で終ることとなる。

大正天皇登極の際には式部官が警蹕を稱へると、天皇は御束帯に黄櫨染の御袍を召して高御坐北階の方より御登りになり、供奉の侍従は劔璽を御帳中の案上に奉安し御笏を供す。内大臣は高御坐に昇り、御帳外東北隅に候し侍従長、侍従、侍従武官長、侍従武官は高御坐後面の檀下に侍立する。皇后陛下は御事故の爲に御昇帳はなかつた。次に二名の侍従は別れて高御坐東西の階段を恭しく檀上に昇り御帳をかゝけ訖つて復座し、陛下には御笏を正しく御立ちになり、此の時宸儀初めて拜され、參列の諸員は最敬禮をなす。内閣總理大臣は紫宸殿の西階を靜に降りて紫宸殿の南庭に北面して立ち。聖上は勅語を賜ふ。此の時内閣總理大臣は紫宸殿南階を登り壽詞を奏す。即ち總理大臣の南榮に壽詞を奏することは古くは中臣家の人が天壽を奏

するのが例となつてゐた。後世になつて中臣家に然るべき人なき爲他家の人が奏聞する様になり、今日では内閣總理大臣となつたのである。此の天壽を奏する言葉は如何なるものであつたか古くは不明であるが、平安朝の末期の頃のものは臺記別記にも見え、天壽の長久を祈るものであつた。太古の傳説から取つたものであると思はれる。次で總理大臣は南殿南階を下りて萬歲旛の前面に進み萬歲を三唱すると參列諸員悉く之に和し、總理大臣は紫宸殿の西階を昇りて座に復す。明治天皇の御時には古式を參照せられたものゝ、中臣忌部などの名稱を用ひる事を止められ、總て現在の官名に依られ、時の神祇大輔福羽美靜氏に壽詞を奏せしめられ、大正天皇の御時は、時の總理大隈重信氏壽詞を奏した。かくて式部官の警蹕を稱ふる内に陛下は入御になり、大禮使判任官は高等官の指揮により鉦鼓を三つ撃つと之を合圖に各員退下する。

即位後第一日賢所御神樂

即位後第一日に行はせらるゝ賢所御神樂の儀は極めて神秘的のものである。神樂と言へば

神代天岩戸の故事、即ち天照大神の御心を安んぜん爲、猿女君の遠祖天鈿女命が奉仕せしに初まる。朝廷に於かせられては神あぞひと申され、上古より存續して行はせられし處である。後世里神樂、大神樂、大々神樂など、朝儀の御神樂はとりわけ重大なる儀式であり、即位の際内侍所御神樂は極めて神々しく神秘的のものである。それは御即位を滞りなく終らせられしを謝し神慮を慰めたまふ爲に、即位式後第一日を期して行はれるのである。清和天皇神樂歌を勅定せられ、後醍醐天皇勅して三十八曲の歌章を具へたる神樂譜を定めたまひしを本とし、今にその御譜を傳ふるものであつて、當日天皇には黄櫨染御袍の御束帯にて出御御拜金鈴の事があり、次に御神樂に移るのであるが、雲上秘められてその御儀を拜察する事は困難である。伶人の奏する笙、篳篥、笛、和琴、等の樂器を笏拍子に合せて歌ふ樂につれ、人長と呼ばふ樂人の長は鬨腋の袍に卷纏の冠を着け太刀を佩き、神を以て本末兩座の中央に出で舞ひ出るものであつて、最初普通のもの五六番、終りに至る程重く、最後には大原室町持明院の三家にのみ限り一子相傳口々相授けて秘曲を傳へて居る。樂は至つて低音にて聞き取り得ざる程であるが、暗

を照す庭燎の煙棚引き、森として神境に、笏拍子につれて神秘の曲が流れ、肅然として頭の下るをおほゆるといふ。夜のふくると共に秘曲はいよいよ神秘の境に入り、草木もねむる夜半に至つて終了になるのである。

第四章 明治即位の前例

第一 我國の古例を重んず

明治天皇の御即位は明治元年八月二十七日であつたが、其御儀式は大に從來と赴を異にしたものであつた。そして又新規の御施設も相當に多かつたのである。此の時代は王政維新の際で、總て舊來の陋習を打破する御精神が盛であつたから此の精神が御即位式にも現れたのであつた。當時奥州の戦亂があつて、東幸を急がせられ、十分御準備の暇がなかつたので、略式に従はれた事はあつたが、御式の次第に於ては、注意すべき改革が施されて居る。改革の御精神は、總て神武天皇の初に原き「此度即位の大禮、其式、古禮ニ基キ大旌始、製作被爲改、九等官ヲ是迄ノ參役ニ令並立、總テ大政ノ規模相立候様被仰出、中古ヨリ被爲用候禮服被止候事」といふのにあつた。そこで從來の幢幡は皆廢せられて、鏡、劔、玉と五色の絹とを懸けた眞榊を

その代りに樹てる、之を幣旗といつた。又香爐も廢せられて、宣命使が宣命を讀んだ後に、外辨が萬民の壽詞を上ることに定められ、又御式中に奏樂を加へられた。殿上では褰帳命婦や、威儀命婦や劔璽の内侍は舊の如くであつたが、執翳女孺は廢せられた。是等は總て唐制を廢して、成るべく我國の古禮を重く用ひさせられる御趣意であつた。

高御座は御準備の御都合で御帳臺を以て之に代用せられた。天皇は黄櫨染の御袍を召し、御束帶で此の高御座に昇らせられ、先づ辨事が上つた御幣を執らせられ、之を神祇官知事に授けられて、幣案を立てしめられた。是は天神地祇を御前に招請し、天皇が神明の御前で登壇あそばされ、國民に向つて即位を宣せしめたまひ、又國民の奏する壽詞を聞食される爲であつた。ついで大地球儀の我日本國の正面をさして御足をあけさせられた。當時紫宸殿の階前に大地球儀を置かれ、基南に幣案を置かれる豫定であつたが、當日雨であつたので雨儀を用ひられ、その大地球儀を承明門の中央に置き、幣案を紫宸殿の階上に置かれたと承つて居る。此の地球儀は、かつて水戸の徳川齋昭が孝明天皇に献じ、當時宮中に在合せたものであつて、前例にな

い事である。(明治天皇御即位の圖は佐伯利磨氏藏木版畫がある。それで見ると詳細にわかるが之は式の實際を示したのではなく、豫定を描いたものである。)

第二 御儀の次第

明治天皇御即位式は前述せし通り明治元年八月二十七日に行はれたのであつて、其の前二日は御式の練習すなはち習禮があり、その前一日には紫宸殿を裝飾したのである。その詳細は太政官日記(第六十九)に叙述されてある。

當日早旦紫宸殿庭上中階以南正面十一丈四尺にして中央に大幣旗一旒、其在右日月兩幣旗各一旒、其東西に御前幣旗各二旒をたて、中階以南左右二方七丈八尺左右幣旗各五旒を相對してたて、東西相距る七丈三尺、其次に各東西に退く五尺五寸の地より左右小幡各五旒相對してたて、地球象を階南中央二丈二尺に設け、その南二丈二尺に宣命版、その南三丈にして東に折る九尺に外辨諸員の標を設けられ、此朝宣命文は天覽を終て宣命使岩倉具視に下され、諸衛各所

部を督し、前庭に起立すれば、辨事は御幣を南殿に設け、午前八時近衛府は、列陣鼓、進陣鼓、行陣鼓を順次に撃つと、諸門の鼓も又上に應じ、左右大將、近衛次將、中務小輔及び内舍人、左右衛門及び門部、大舍人、内藏、大藏、掃部、主殿等の官人は、悉く本位につく。かくて諸般の準備が整へば外辨以上幄座につき、典儀版位につき、九等官承明門外左右に整列し、やゝあつて外記は諸般の準備の整つたことを内辨に告ぐる。

内辨廣幡内大臣忠禮は東階の南幄につき、神祇知官事鷹司前右大臣輔熙は西階の西幄につき兵庫頭は内辨の幄に居る、かくて兵部丞は兵庫寮鼓師に命じて外辨の裝畢鼓を撃たしめ、諸門の鼓も之に應じ、東西の腋門を開けば、褰帳命婦有栖川穗宮、上藤權典侍の兩人、威儀命婦下藤伊豫、下藤阿波の兩人は高御座左右の座に就き、次で中務卿有栖川宮熾仁親王は紫宸殿の東階より、常陸太守山階宮晃親王は西階より昇つて高御座の西側に就く。次に侍從富小路中務大輔敬直は左より、長谷美濃權介信成は右より進みて殿上に起立し、高辻小納言修長は左、五條少納言爲榮は右に簀子に相對して起立し、伴、佐伯兩氏は承明門下に立ちて門を開かしめ、兵

庫頭は鼓師に命じて鼓を撃たしむ。之で七等官以下承明門から左右相並んで本位に就いたわけである。

此の時輔相岩倉右兵衛督具視卿は中階東南隅の東二丈五尺の地にあつて西に面し、議定中山忠能、正親町三條前大納言實愛、徳大寺大納言實則、中御門大納言經之、越前權中納言慶永、字和島宰相宗城の諸卿は、西南隅の西二丈五尺にあつて、東に向ひ起立し、參與、知府事、辨事、判府事等はその南に列し、知官事、副知官事、議事、判官事、一等知縣事は輔相の南に整列して相對す。

三等海陸軍將左は第一幣旗の北一丈五尺東に退き、一丈八尺にして西に向ひ整列す。又東方の一等知縣事の南三丈東に退く一丈にして權辨事、權判府事、史官、一等判縣事、西方は判府事の南三丈六尺、西に退く一丈にして權判官事、三等知縣事、知司事等相對立す。それより二等判縣事、書記、判司事等は二等判縣事の南一丈より西に折るゝ三尺の處に整列して北面し、二等譯官は三等知縣事の南一丈、東に折るゝ一丈五尺にあつて北面、八九等官は承明門外に

あつて官掌、等生左に整列して西面し、守辰は東面した。次に外辨承明門より入て標に着く、又親王公卿は南殿北廂東三箇の間、有位の諸候は東廂に伺候し、無位の諸候、狩衣、直垂の徴士雇士は日華門南側中下大夫は月華門南側に伺候した。此の時明治天皇には清涼殿より玉歩高御座に着御、内侍二人は劍璽を奉じて前行、王座の左に置いて退く。辨事御笏を奉る。褰帳鉦を拊つ。褰帳命婦二名高御座の後階より昇り御帳を褰ぐ。諸伏警蹕を稱へ、群臣等しく宸儀を拜す。辨事御幣を御前に上つて退く。神祇知官事西階より昇り、御幣を受けこれを案に奉じ、再び昇殿復奏すると、群臣再拜し、宣命使は宣命版に就て、音吐朗々と宣命文を宣べた。その宣命文に言ふ。

あきつ神と大八洲國しろしめす

天皇が詔のらまと宣ふ勅命を親王諸臣百官人たち、天下のおほみたから、もろもろきこしめせと宣ふ、かけまくも畏こき平安宮にあめのしたしろしめす、倭根子天皇がたまの此天津日嗣高御座のわざをかけまくも畏き近江の宮にあめのしたしろしめし、天皇の初たま

ひ、定めたまへるのりのまゝに仕へまつれと仰せたまひ、授けたまひ恐み受けたまへる御代々々の御定めあるが上に、いま天下の大政古に復たまひて橿原の宮に、あめのしたしろしめし、天皇の御創業の古に基き大御世を彌ますくによき御代と固なしたまはむその大御位に即せ賜ひて進むもしに退もしに恐みまほさくと宣まふ大命をまろくきこしめせとのたまふ、さるに天下治めたまへる君はよきたすけをえて平けく安らけく治めたまふものにありとなむきこしめ、こゝにわれ浅劣といへども親王、諸臣等の相あふひたすけまつらむ事によりて仰せたまひさづけたまへるおすくにの天の下の政は平けく安らけく仕へまつるべしとおもほしめす、こゝをもていよくますくのこゝろをいだきて天皇が朝廷をまろもろたすけつかへまつれと宣ふ天皇がおほみことをまろくしろしめせとのる

慶應四年八月二十七日

群臣再拜、此時外辨上首三條西大納言季知卿進みて壽詞を奏上す。その壽詞に言ふ。
 やそかびはあれども今日のいくひの足日にかけてまくも畏き明つ神と大八州しろしめすすめら

みことのおまつみくらるに登りたまへるこのみにほきのみにへに親王、諸臣百官人たちがしこみかしこみもことほぎまつりて朝日のとよさかのほりにたゝへごとをへまをしたまはくいはいはまくはかしこけれどいまだ國わか土わかよりし時高天原に天神諸伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱の大千別て天降しよさしたまひき四方のくになかに山城のり高見國をやすくにと定めまつりて下津いわねに宮柱ふとしきたて、高天原に千木高しりて天津日嗣しろしめす皇御孫の命のみつのき、國なかにあらぶるかみたちをば、かむとはしにとはしたまひ、神はらひくたまひてことゝひし磐根樹立葉の桓葉をもことやめて、あめのいはくらはなちあめのやへぐもをいその千別にすめまの命、このあまつ高御座にましてあまつひつぎをあめつちのむたよろつちあきの長五百秋に大八洲豊葦原の瑞穂の國をやすくと平ひらくしろしめせとことよさしまつりたまひ次に天照大御神、高木神の命もちてすめまの命を天津高御座にませて天津みしるしとして八尺勾璣、八咫鏡、草薙劍三種の神寶をさゝけもちたまひてことほぎのたまはくすめらかうつのみこ神にこのたゞよへるくにつくりおさめかた

めなせとのりごちてことよさしたまひき、次に伊邪那岐命、天照大御神にのりたまはくいましみことは高天原をしらせとことよさしてたまひきみあらかをあめのみかけ日の御蔭とたへことをへまつる、四方の國はあめのかきたつきはみ、國のそきたつかぎり青雲のたなびくきはみ白雲のおちるむかふす限り青海原はさをかちほさす舟艦のいたりとどまるきはみみてつゞけてくがよりゆくみちは荷緒ゆひかためて馬爪のいたりとどまるきはみたちつゞけて明神と天下くにの八十國島の八十島もるゝことなくおつることなくいやたかにいやひらにしろしめす皇御孫命の大御世をたながの御代と堅磐に常磐に天地とゝもに平らけくやすらけくしろしめさむことのみほぎのよごとをかしこみかしこみもたゝへごとをへまをしたまはくと申す

慶應四年八月二十七日

畢つて伶人は大歌

わたつみのはまのまさこをかそへつゝ

君かちとせのありかすにもむ

の樂を奏し、群臣再拜、左親王は御式終了の由を奏上す。褰帳命婦は高御座の御帳を垂れ、諸伏警蹕を稱へ、天皇還御、九等官先づ退出、順次退出した。

第五章 大正即位の前例

第一 賢所大前の儀

大正四年十一月六日大正天皇は賢所を奉じて東京宮城を出御、同日名古屋離宮御泊、翌七日午前八時五十分御發輦、直ちに京都に向はせられた。七日午後一時五十分京都驛御着皇宮に向はせられた。

かくて天皇には午後三時二十分賢所を奉じて建禮門に入御あらせられると、直ちに左に折れて、今回御新設の御車寄より小御所を経て御奥深く常御殿に入御遊ばされ、又賢所御羽車は建禮門より直ちに右折して東へ新たにしつらへた白木造りの南門の所にて更に左に折れ、一直線に春興殿の階下に進御あらせられた。春興殿は掌典御裝飾を奉仕して三大禮使事務官大禮服にて着床、掌典長以下各掌典、掌典補はいづれも衣冠單にて八瀬童子の手に奉昇してゐる賢

所を殿内に渡御し奉つて神饌を供し、掌典長は祝詞を奏した。畢つて天皇御代拜侍従の禮拜に次で皇后御代拜典侍の拜禮があつて神饌を撤し、茲に御滞りなく賢所渡御の御儀を終つて御扉を閉ぢ、各員は退下した。時に午後四時三十分であつた。

京都皇宮における賢所奉安殿たる春興殿は、大正即位に際し新たに舊内侍所跡に御造營相成つた白木造り、銅瓦葺、金銅金具の壯嚴を極め、御階の下に御神樂舎があり、御階の左には神樂舎、右は御羽車舎があつて、御神樂舎の左右には當日參列の文武高官、有爵者、優遇者並に夫人及び外國特派使節並びに夫人等の着床すべき幄舎が東西に建て列なり、大前の白砂を挾んで嚴然としてゐる。

大正四年十一月十日、早旦掌典、掌典補等は出仕して春興殿の御裝飾を奉ずる。御殿は御新築間もないことゝて御簾、幌並に壁代等は皆御當日を以て悉く御新調のものに改めさせられ、内陣の中央には天皇の御座を設け、左右に劔懸の案を置き、用意萬般は整つた。

斯くて午前六時ともなると、皇宮正門の建禮門及び東門の建春門は開いて、正装の皇宮警部

が守護しまつる。参列の光榮を許された諸員は、男子は其官等爵位に相當する金光燦爛たる大禮服の白衣袴を白くし、婦人は大禮服又は袴袴姿の正装にていづれも歡喜の色を湛へながら謹しんで朝集所に自働車、馬車又は人車を飛ばした。参列者の内外國使節、同夫人は建禮門より、大勳位、國務大臣、元帥以下從一位の顯貴及び同夫人は清所門より参内、宜秋門内車寄より参入して第一朝集所に充てられた諸大夫間に参集し、勳一等の諸員は建春門外に新築された第二朝集所の第二車寄に、其他は第一車寄より参入し、三室十班に別れ、各自中席次に従ひ、官等勳位に依り綺羅星の如く居並んだのである。参集の諸員は實に一千四百三十三名に上つたが夫人を伴ふたのは勳一等以上及び優遇者であつて各々嗜みの模様である織出しの桂に緋の袴を着け、髪をすべらかに結び参列した。

聽て御定刻前の午前七時五十分ともなると、庭上参列の諸員は總て東帶の正装にて着換所の廊下に整列し、各本位に着くべき時刻を待ち奉り、午前八時となるや儀仗の近衛兵は正装にて建禮門及建春門附近に整列し、参役係たる大禮使事務官の合圖によつて卷纏の冠に綬をなし、

縹の闕腋袍を纏着に著なし、錦の襦袢と攝腰を施し、緋の脛巾にて劍を佩き、平胡篋を負ひ弓を持した武官姿の衛門の所役六人は、左右三人宛に分れ、白木造菊花御紋章嚴めしい南門外の本位に着き、次で垂纏の冠に緋の袍を着けた司鼓、司鉦の高等官二名は、細纏の冠に、綬し縹袍を着けた判任官、左右各六人を率ゐ、次に垂纏の冠に縫腋の袍を着けた文官装の高等官左右各二十人、錦囊に納さめた太刀八面、赤色綾囊に納めた弓八帳、同紫綾囊に納めた壺胡篋八具と梓、楯各八枚を捧持して春興殿階前の白砂上に相對して列立する。太刀捧持者は勅任官、黒袍、弓及び胡篋棒持者は奏任官、赤袍、梓及び楯棒持者は判任官にて縹袍を着した。次に大禮使高等官各十人は参進して威儀の本位に着く。之は武官の服装にて卷纏の冠に綬をなし、闕腋の袍を纏着に著なして金光眩しい桂甲と肩當をなし、攝腰を施し劍と弓とを佩いて、前列は黒袍にて平胡篋、後列は緋袍にて壺胡篋を持し、嚴然として、實にも威儀の人々よと首肯される態度で、御神樂舍前に相對して列立した。八時二十分、二名の樂師の指揮にて鉦及び鼓を撃つこと各三下、即ち盛儀の始まるべき合圖にして、第一、第二の朝集所の参集の諸員は夫々豫

定の進路を取り、順路左右の大帳舎に入り、九時二十五分までに各所定の位置に着き、各國使節は九時三十二分其の最北端即ち南階に近い所に着床する。次で各殿下は御束帶、各妃殿下は五衣、唐衣、裳にて南廂に御着座成り、九時三十六分掌典の奉仕にて御神樂歌奏樂の裡に春興殿の金銅金具嚴めしき御扉を開きまゐらすと、一千七百の參列者一齊に頭の下るを覚え、御開扉後尙も御神樂歌を奏する裡に、折敷高杯六基と折櫃四十合並に幣物を供し終ると、岩倉掌典長は恭しく進んで祝詞を奏す。

此時式部次長、皇后宮太夫の前行にて、皇后陛下御代拜、朝香宮鳩彦王妃允子内親王殿下と共に南廂に進み給ひ、次で十時、天皇陛下には戸田式部長官、波多野宮内大臣の前行にて日根野、清水谷の兩侍從長劍璽を捧じ、侍從長以下各侍從、侍從武官長以下各侍從武官御後に候し南廂に着御、十時四十五分陛下には皇太子殿下を始め奉り伏見宮貞愛親王、閑院宮載仁親王、同妃、東伏見宮依仁親王、伏見宮博恭王、同妃、久邇宮邦彦王、梨本宮守正王、同妃、朝香宮鳩彦王、同妃、東久邇宮稔彦王、北白川宮成久王、同妃、竹田宮恒久王、同妃各殿下及び李埭

公殿下並に内閣總理大臣代理岡陸相、大山内大臣等を從へさせられ内陣の御座に着御遊ばされ、侍從は劍璽を御座の左右の案上に奉安する。

是に於て、天皇には遠き御祖の御靈の前に肅然として威儀を正し給ひ、恭しく起つて御拜禮の上御告文を奉し給ふ。而して此時、内侍所の奥深く仕うまつれる内掌典朝山儀子が御帳の所にて金鈴を振り鳴らす御鈴の御儀がある。

皇后陛下御代拜允子内親王殿下の御禮拜あり、次に皇太子殿下を始め奉り各皇族いづれも内陣に進み御拜禮、畢つて天皇陛下入御遊ばされ、次に諸員の拜禮があつて掌典は奏樂中に幣物神饌を撤し御扉を閉じ、鉦と鼓とを撃つ各三下、茲に御式は全く終つて各員は退下した。時に午前十一時二十分であつた。當日天皇陛下には御束帶、帛御袍を召されたが、帛御袍とは黒無紋立纒の御冠に御表袴の裏の平絹が薄紅色である外は、御袍御下襲、御柏、御單、御大口、御草鞋共總て純白の平絹にて御石帶も白無紋の巡方を用ゐさせられ、又皇太子殿下には空頂黒幘とて、置髪房々しく黄丹色の御袍を召され、伏見大禮使總裁宮を始め奉り各皇族殿下には垂纒

の冠に黒袍、窠に霞の表袴を着けさせ給ひ、各妃殿下には五衣、唐衣、裳の御服装であつた。

第二 紫宸殿の儀

午前の御儀に於て皇祖の御靈に天位繼承の事を御奉告遊ばされた天皇陛下は、午後紫宸殿の儀に於て初めて高御座に御し、宸儀を中外に宣示し給ふ。即ち午前賢所大前の儀に参列した諸参列員は、一旦朝集所に引返へし此處にて大禮使よりの午餐を賜り、休憩の上更に御一代の御盛儀に列すべき準備を整へる。午後一時二十分となると、庭上参役の諸員は着換所廊下に整列を始め衛門、司鼓、司鉦、威儀物棒持者及び威儀本位の人々等總員百四名は午前大前の儀に於ると同一の服装にて大禮使事務官の合圖を待ち、一時三十分といふに一同序列を正して前進を起し、先づ衛門は承明門前に至つてその儘停止し、衛門掛の前導に従つて各立侍順序に依り其本位に就き、他の参役者は衛門の前進に伴つて之れに續行し、建春門に入り、東側参投者は日華門に、西側参役者は月華門に分れて進み、司鼓司鉦の着床の後威儀物棒持者は歩度を整へ

て各本位に入り、最後に威儀の本位は歩武堂々、四邊を拂ふ颯爽たる雄姿を運んで櫻橘の前面に相對し、總て承明門より起つて南階の下まで南庭の白砂を距て、列立する。

斯く参役の諸員が各本位に着くと、一時四十分鉦鼓の合圖を以て朝集所参集は係員の誘導に依つて、所定の席より参進を始め御式場に入る。第二朝集所に参入の文武高官、有爵者、優遇者及び貴衆兩院議員、各府縣會議議長等は東西の軒廊に、第一朝集所に参入の各國使節、同夫人は紫宸殿の西廂に参入し、最も近く高御座に侍列して特に御椅子を賜はり、大勳位以下各國務大臣、元帥、樞密顧問官、陸海軍大將、公爵、同夫人等はその後に列立した。

恭しく軒廊の一角より紫宸殿上を拜し奉ると、本殿の南榮には、中央に金色の日像を繡し五彩の瑞雲を副へた一見崇高の感ある帽額を懸け、中央母屋の四圍には總て朽木型の壁代を赤黒の野筋で高く掲げ、外廂には翠簾を巻き後房には紅白の戸帳が垂れてある。帽額の下御簾、壁代の掲げられたのを透して觀れば、母屋の中央には南面して蓋上中央に金色の大鳳凰一翼、棟上の八角に同小鳳凰各一翼、瑞雲を繪いた搏風の上には鏡と金銅彫鏤の八花形唐草形を飾り、

棟下の八角に玉簾各一旒を垂れ、其内面には紫色小菱緋裏の御帳と金銅彫鏤の唐草形帽額及び蛇舌を懸けた黒漆三層の繼櫃を置き中に御椅子を置き参らせた高御座があり、少し東に離れて稍小型ではあるが、蓋上の御飾以外は殆ど同様に拜せられる御帳臺が置かれてある。

今諸錦旒の位置を記せば、雨は名残りなく霽れ上つたことゝて昨日まで雨儀の用意として庭前参列の諸役の爲めに青白段々幔を張つた幄舎は、早朝悉く取拂はれ、御階近く第一に建てられたのは、東は日像蘇旒と言つて赤地錦に日像を繡した金色の蘇竿に懸け、黒塗りの杵に建てられたのに對し、西は月像蘇旒と言つて白地錦に月像を繡つた銀色の蘇竿に頭八咫鳥大錦旒と言つて五彩瑞雲の錦に頭八咫鳥を繡し戟竿に懸けたのに對して、西は靈鵝形大錦旒と言つて同じ錦に金鵝を繡したもの、夫より東西共に菊色中錦旒同小錦旒にて、是れは青紅黃白紫の五色の錦に金絲にて菊色御紋章を繡したもの、此十旒が相對し、前面には、金鈔、黒漆の柄に赤色の小錦旒に金絲にて鞆を繡した杵を左右各十竿を布列し、其前には火焰臺に懸けた鉦及び鼓、左右に各三面ある。此等の一列より離れて威儀本位と威儀物棒持者との間に樹てられたのは、

萬歲旒にて赤地錦の上に嚴笠と魚形を繡し、下には大禮使總裁貞愛親王の御筆にて「萬歲」の二字を金泥にていとも鮮かに記されたもの、頭八咫鳥及び靈鵝と共に皇宗神武天皇中洲御平定に際した御瑞祥を基として御制定になつた目度い錦旒にして、此萬歲旒の中央こそ大隈總理大臣が萬歲を三唱し奉つた場所である。

間もなく式部長官、式部次長は東帶帶劔の式部官を隨へ殿上の南廂に参進し、次に鷹司大禮使長官、江木大禮使次官は同じく南廂に参進して式部長官等の上班に着き、次に大隈内閣總理大臣は波多野宮内大臣と共に南廂に参進して大禮使長官等の上班に着くと、各妃殿下には五衣、唐衣裳の十二一重にて御帳臺前面の檀下に御参進あらせられ、次で皇太子裕仁親王殿下には伏見大禮使總裁宮を始め各皇族殿下と共に高御座前面の檀下に御参進あらせられる。東宮殿下には黄丹の御袍を召させられ、高御座の前面の東方に西面して伏見總裁宮殿下と相對して立せ給ふ。此時式部官の稱へる警蹕の聲と共に、天皇陛下には御東帶にて黄櫨染桐竹麟鳳の御模様のある御袍を召され、いとも神々しい御盛装にて御裾を侍従は捧げ参らせ、筵道を歩ませられて

高御座の北階より昇御、御椅子に着御あらせられる。二名の侍従は劔璽を御帳中の案上に奉安し、他の侍従は御笏を供しまつると、大山内大臣は高御座に昇つて御帳外の東北隅に候し、侍従武官長、侍従、侍従武官等は高御坐後面の檀下に侍立する。次に二名の侍従は分進して高御座の東西兩階より檀上に昇り御帳を牽けまつると、天皇陛下には御笏を端して立御あらせられる。宸儀は牽帳の間より拜せられて、諸員は一齊に最敬禮をする。

此時大隈總理大臣は殿上より西階に降つて、軒廂と諸錦旛との間を歩して承明門の所に至り南庭に北面して進み南階の下に立つと、其時高御坐上の陛下には勅語を賜つたのであつた。其の時の勅語は次の通りであつた。

朕祖宗の遺烈を承け惟神の寶祚を踐み即位の禮を行ひ普く爾臣民に誥ぐ
朕惟ふに皇祖皇宗國を肇め基を建て列聖統を紹ぎ裕を垂れ天壤無窮の神勅に依りて萬世一系の帝位を傳へ神器を奉じて八洲に臨み皇化を宣へて蒼生を撫す爾臣民世々相繼ぎ忠實公に奉ず義は則ち君臣にして情は猶父子のごとく以て萬邦無比の國體を成せり

皇考維新の盛運を啓き開國の宏謨を定め祖訓を紹述して不磨の大典を布き皇統を恢弘して曠古の偉業を樹つ聖德四表に光被し仁澤遐邇に霑洽す

朕今丕績を續ぎ遺範に遵ひ内は邦基を固くし永く磐石の安を圖り外は國交を敦くして共に和平の慶に頼らむとす朕が祖宗に負ふ處極めて多し祖宗の神靈照鑑上に在り朕夙夜兢兢々天職を全くせむ事を期す朕は爾臣民の忠誠其の分を守り勵精其の業に従ひ以て皇運を扶翼することを知る庶幾くは心を同くし力を戮せ倍々國光を顯揚せむことを爾臣民其れ克く朕が意を體せよ

階下にて勅語を拜受し奉つた大隈總理大臣は南階を昇り南廂まで進んで、恭しく壽詞を奏し奉つたのである。其際の壽詞に曰く。

臣重信謹て言す伏して以るに

陛下萬世一系の寶祚を踐み乾綱を攬りて坤維を總べ爰に天津高御座に昇御し即位の大禮を行ひ給ふ遠邇瞻仰し億兆抃舞す 臣重信誠歡誠喜頓首頓首

伏して惟るに皇祖天壤無窮の神勅を皇孫へ賜ひて八洲に君臨せしめ三種の神器を親授して五部の神を臣侍せしめ給ふ萬世不易の皇基確然として爰に定まる皇宗英武聖明皇祖授國の宸意を體し天壤を恢弘せむとし皇師を帥るて中洲を平定し皇位に即きて萬機を親裁し大に經綸を行ひ洪範を後聖に貽し給ふ而して皇孫に奉事せし諸部の子孫亦咸先志を繼ぎて皇謨を翼賛す億載一統皇業蔚爾として維れ崇し

先帝登極の創復古の廟策を定めて維新の皇圖を啓き開國の鴻猷を宣へて萬邦の善長を採り藩封の舊制を廢して一途の治化を施し不磨の大典を布きて立憲の政揆を明にし兵制を建定して陸海の戎備を嚴整し文教を闡敷して黎元の智徳を啓養し産業を殖興して厚生の道を擴め制度を釐革して庶政の規を宏にし給ふ是に於て乎國家の綱紀廓如として光張し邦運の旺盛駸々として止まず

陛下大統を承け懿績を續ぎ給ひ皇祖皇宗暨び列聖の宏謨に遵ひ丕基を鞏固にし徳光を宣揚して天職を全くせむとし宵衣旰食聖衷を勞し給ふ今大禮の吉辰に方り明詔を下して肇國の大本

を申明し臣子の恒道を提誨し給ふ臣等感激已む無し

伏して見るに陛下仁孝恭儉の天資を以て至隆の治を圖り給ふ皇祖皇宗暨び列聖の神佑陛下の聖躬に在り皇業愈々昌にして德澤益々浹く頌音四海に洋溢せむ臣等夙勤勉力を戮せ心を同じくし忠蓋の節を勵し報效の誠を竭し以て聖旨に答へ奉らむことを誓ふ臣等幸に盛儀に班列し瑞雲の鳳殿を繞り仁風の錦幢を颯へすを望みて聳慶躍悅の至りに任ふる無し臣重信帝國臣民に代り恭しく大禮を賀し千萬歳の壽を上つる 臣重信誠權誠喜頓首頓首謹みて言す

大正四年十一月十日

内閣總理大臣正二位勳一等伯爵臣 大隈重信

壽詞が終つて總理大臣は後退して南榮の下を御階の所に至り、更に西行し右の勾欄に沿ふて南階を下り、斜に東西萬歲旛の中央の所に至つて衣冠を端し、北面して直立し「萬歲」とばかりに大聲にて高唱すると階上階下に綺羅列を作した人々は思はず聲を合せて萬歲を高唱する。斯くして唱和三度に及んだ。大隈總理大臣は順路西階を上つて座に復し、茲に御一代の御盛儀は御滯りなく終りを告げて、天皇陛下には警蹕の裡に入御あらせられた。司鉦司鼓の合圖に依

つて参列諸員は午後四時各々退下して紫宸殿の御儀は全く終了したのである。

第六章 大嘗祭前儀

第一大 嘗

大嘗は「オホナメ」又は「オホムベ」と訓み、「オホンベ」「オホニヘ」又字音で「ダイジャウ」とも訓む事がある。大嘗祭といふのはその神式を指し、大嘗會といふのは大嘗の節會をさす。「ダイジャウサイ」「ダイジャウエ」各々その指すところに依て、祭といひ會といふ。登極令には祭と示されて居る。嘗はナメルといふ字で食物などをナメることである。食す事である。新嘗祭といふのは新穀を嘗める爲に、先づ此の新穀を神祇に献する神饌を供する祭である。新嘗祭は毎年の御式であるが大嘗祭は天皇一世一度の御儀である。兩者の間にその神事別にとりたてゝ區別あるわけではないけれども、即位後行ひたまふ時は新嘗祭と同じ儀でありながら一層之を壯嚴に行ひたまふわけである。此の新嘗と大嘗とは天武天皇の際より區別される事と

なつて今に及んだのであるが、それより往古は別にかゝる區別があつたわけではなかつた。

御即位式の儀は陰陽師に卜占させて期日を定るのが往古の例であつて、古來十二月と一月とが、最も多く六月八月は最も少いのであるが、要するに即位式の月は不定であるといひ得られる。然るに大嘗祭は古來多く十一月と定まつて居る様である。七月以後御即位ならば其の年十一月の卯の日、八月以後ならばその翌年の十一月卯の日となつて居た様である。尤も之は受禪御即位の事であつて、現今の登極令では諒闇中に即位及び大嘗祭の儀は行はれない事になつて居るから、昭和元年十二月、大正天皇崩御になり、翌年、即ち昭和二年中は行はせられない。昭和三年の秋冬の候に於て行はせられるといふ事になる。此の事は皇室に於かせられて特別な御事情のなき限り、この様になる。昭和三年の一月には即位及大嘗祭の日を決定せられぬ宮山陵等に奉幣せられる事になる。

往古即位式を諒闇中に行はれた例はあるが、及諒闇中觸穢、國內争亂等に依て延引せられた例も多い。御踐祚と御即位とは古來同年に於て行はれた事が多く、後柏原天皇の如きは皇室の

式微その極に達した時であつたので、踐祚の後二十年も即位の御式が後れた。景行天皇は八十歳を以て御即位になつた、應神天皇は胎中にて既に御即位になつて居て、一定して居らない。大嘗祭は古來重大なる神事で、一ヶ月の潔齋をするのを大祀と申すが、大祀は大嘗祭に限るのである。古くは大極殿又は豊樂殿太政官廳などで行はれ、東山天皇以後は紫宸殿南庭に大嘗宮をたて御親祭があつた。御代始抄には「御即位式は漢朝の禮儀を學ぶなり、大嘗會は神代の風儀をうつす云々」とあるが、明治天皇の時は純日本式に大改革をされたので、東京吹上御苑を齋場とせられた。

大嘗祭は登極令定むる處に據て行はれるのであるが、大嘗祭は大嘗宮を急造せられ其所に於て舉行されるのである。大嘗宮の場所は從來は紫宸殿南庭であつて、悠紀殿には悠紀の神主基殿には主基の神を奉祀し、宮殿は我太古の風そのまゝの極めて質素なものである。而も此の祭祀は古來國家の大祀としてあるから、諸種の設備と祭儀とは古式に則り極めて壯嚴なものである。此の祭は夜中に行はれるので、更に神秘的の感を深くする。後世唐風が入り、即位の御

式に至るまで總て支那風になつたが、此の大嘗祭のみは、露をだも外國風をとらず、神代ながらの古風を守らせられて來たものである。

大嘗は先にも言へる如く新穀を以て天照大神を祀り、天神地祇に供御し天皇親らも之を聞き食すといふ御趣旨であつて、天武天皇の御時に至り齋庭の穂を供御して祭祀する事を二種に別けられ、從來新嘗と稱したるを毎年の祭祀とし、大嘗は即位の大典に於て行はせられる事となつた。

然るに新帝の御即位と共に行はせられねばならぬ大嘗の大祀も、長き歴史の跡に見ると中絶した事もあつた。後土御門天皇文正元年十一月十三日大嘗祭を行ひたまひし後は、一旦中絶し、東山天皇貞觀四年御年十三歳にて即位、此の時二百餘年間中絶せし大嘗祭を再興せられた。然し當時長く中絶され、あまつさえ戰國争亂の後を受け、朝廷の文書も少く、他に故事求むるを得ざりし時、吉田卜部家の舊記をたどり、此處に久しく中絶したる大祀を再興されたのである。(東山天皇貞享の御再興は大嘗會記録にも叡慮大嘗會の事を減じ、その形義を執り

行ふなりとあつて、只その形ばかりを御再興になつたものと拜察されるのである。

然るに中御門天皇の御代に至り大嘗は再び中絶し、五十年の長き、祭祀を行はれずすんだのである。然るに元文三年十一月十九日櫻町天皇御即位に當り御再興あり、此の時も諸記録は少なく、古代の典制を詳細に調査することは困難であつたが、紀宗直の研究と調査に依て大要を明にするを得、之に依て大嘗祭は盛大に行はれ、今日の大嘗の御式典たる登極令の本をなしたといふ事が出来るのである。

(註) 紀宗直は從四位下備前守守恒の孫、從四位下若狹守親宗の子、元祿十六年八月生、享保五年正六位下に叙し、采女正に任じ、御厨子所預に補せられ、後從四位上に進み、天明五年正月八十五歳にて歿す。東山眞如堂に葬す。家世々禁裏大膳職を勤め、中祖從五位下主計允宗、康平年中御厨子所預に補せられ、爾來二十有八代七百餘年の長き、此の重職を奉じた舊家にして、宗直は圖南と號し、有職故實に通じ、特に大嘗祭につきてはその職掌上深き研究がとけられ、一條關白の引立に依て、大嘗會儀式を草定上覽に供し、櫻町天皇は之を

根本として、大祀をあけられ、大嘗會今日の基礎をなすに至つた。

明治天皇即位の初めに於て、(明治元年十一月十五日)新嘗祭御布告の趣旨にも、

諸般の事は中世以來他邦の風儀も立交り候へども神事のみは古代のまゝにて聊も駁雜無之

純粹の古道に候京都及山城國中は當日より明朝まで梵鐘誦經の音を禁止し庶民に至る迄一

意に神祇を尊崇すべき御定に有之當日は潔齋神祇を拜し共に五穀豐熟天下泰平を神祇に祈り

奉るべし面々毎日食し候米穀は其元天祖の賜物なることを知り御國恩の辱き事を相辨へ云々

明治四年十一月十七日、明治天皇大嘗祭を行はせ賜ふに當り、更に大嘗祭の御趣旨を太政

官より告諭されし中に、

大嘗の大祭を行ひたまふことは新帝更に斯國を所知食し天祖の封を受玉ふ所以の御大禮にし

て國家第一の重事たり夫れ穀は天祖の授與したまふ所生靈億兆の命を保つ所のものにして天

皇此の生民を鞠育し以て其恩頼を報じ天職を奉じ給ふこと斯の如し云々

此の兩御趣旨に依て大嘗新嘗の如何なる趣旨に基づきて行ひたまへるものなるかを承知する

事が出来るのである。

第二 齋田點定の儀

大嘗祭の御儀は先づ國郡卜定に初まるといつてもいゝのである。卜定は即ち卜占である。鹿の肩骨の中一番薄い骨に筋をつけ、それから波々迦の木の細い枝で骨の裏を焼くのである。波々迦の木は後述する通りで、通俗に犬櫻又は樺櫻ともいつて居る。煙の立つことがすくないので、之を使用したとも傳へられて居る。往古は紀州及び土佐の龜甲と大和葛城山中の笛吹の社より奉納した波々迦とを使用するのが例となつて居たが、大正天皇の際に於かせられては相模地方産の海龜の甲と日光産の波々迦を御使用になつた。即ち海龜の甲を八寸位幅五寸厚さ一分の長方形の板に截り(一説六角形)皮を剥ぎ、砥石でこすり、はゞかの木にて焼きはだせる割目によりて吉凶を定めたものである。即ち悠紀主基各二枚、合計四枚の龜甲を造り、又ははゞかは駒形にきり、長さ凡七寸程とし、檜の週錐で磨擦して神火を起し、之をはゞかに移し、焔の

高く燃え立つや龜甲板の表面に、縦に一筋、横に上下二筋の黒線を畫して焔上に翳す時はやがて甲に龜裂を生ずるのである。古は神祇長官が此の判者となつたが、今は掌典長が判者となる。

大正天皇の際は二月五日午前十時（但大正三年である。當年は大典を行はれなかつたが、翌年即位の際は大正三年のまゝ用ひられた）。宮中神殿の前に於て龜トをせられた。此の神事は古來卜部氏の襲へる神祇官の職掌となつて居り、若し同氏にあらざるものは其間に限り一時卜部姓に改めることを勅定された事までである。仕者は一年前より一室に閉居し、潔齋して嚴に不淨を近づけず、身體の不淨を去り、平素より常人とは異なりたる生活をする習慣であつたといふ。大正天皇の際は京都鈴鹿正靜翁に龜トの下命があつて、宮中に仕向して龜トしたのであつた。

齋田龜トの儀は遠く東山天皇の御代に吉田神祇官を置かれ、初めて龜トをなさしめ、後鹿の左肩の骨を焼きて卜定した事があつたが、後再び龜トとなつた。此の龜ト又は鹿トは往古より

あり、最も最初は周易より出て居るのであつて、大なる龜の甲を五寸に八寸（又は五寸に七寸）の長方形に切り（又は楕圓に近き六角形に切り）之を紫宸殿と承明門の間なる御廊下の地上に於て焼き、其の甲の龜裂の如何を見るのである。

東山天皇以來の前例によれば齋田卜定の際は、時の大臣諸侯中より係員參列し、龜甲を焼くには、其の火を通常の火打石より打出さず、日向炭を積み、此の上に波々迦を焚附に用ひられた様子である。最初火を出すには檜と檜とを摩擦して夫より出づる火を肥松のジンに取り、焚附の波々迦にうつし、此火にて龜甲を焼けば甲面に龜裂を出し、上述の如く卜定して後之を奏上し御勅定を受けることになつて居たのである。

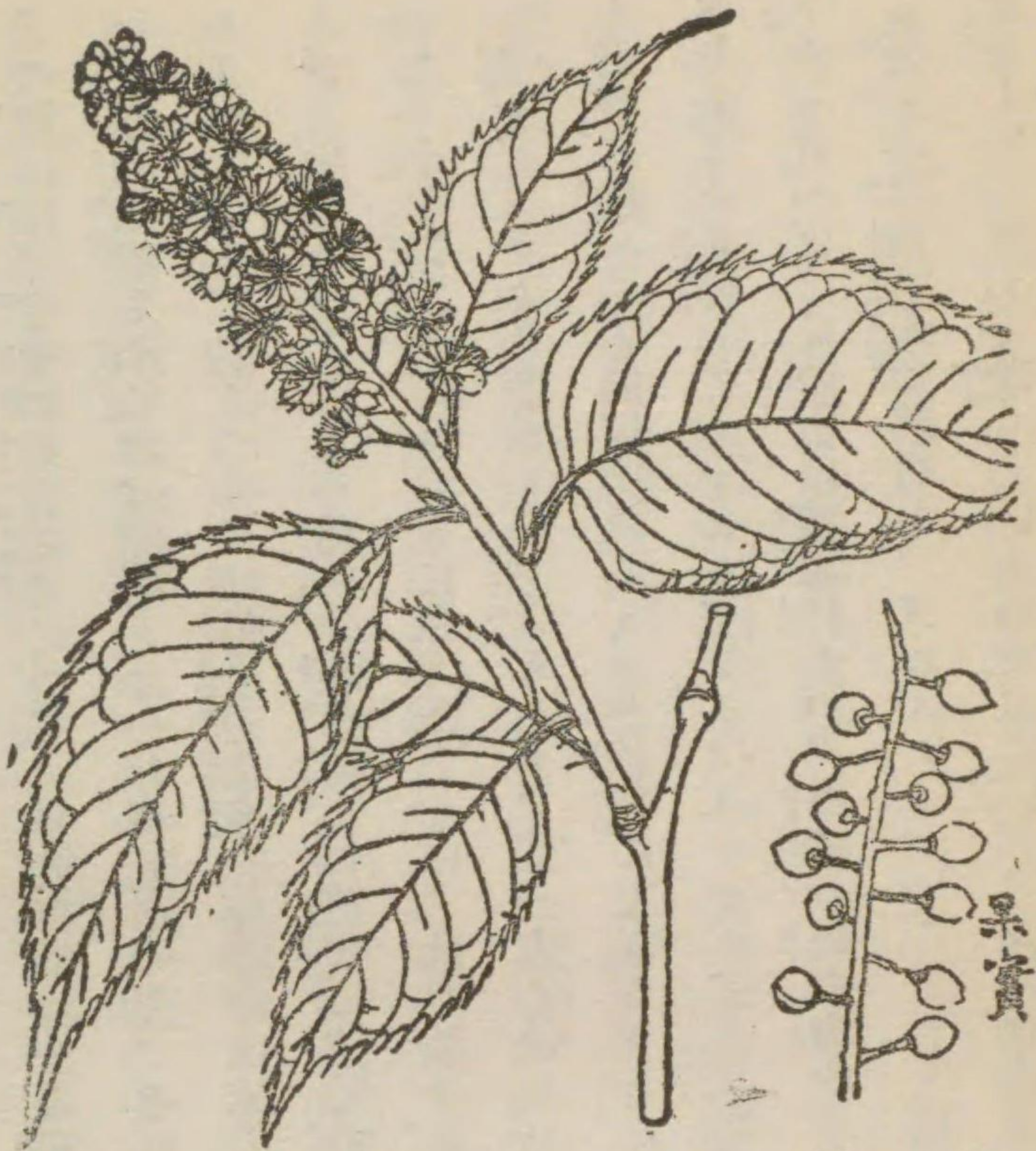
此の御式は往古は紫宸殿東の軒廊にて行ひたまひし事は前述したが、諸卿はその職に依て仗坐を異にし、近衛官人警衛の爲左右に陣列する。其後にあたつて廊の座がある。此の座につくを陣座につくといふ。中納言以上は陣座の西邊に東面北上、參議は陣座の南面に北面東上し、藏人はかくて大嘗祭國郡卜定の勅詔を上郷に傳へて式をあけ、之を神祇官が卜定したもて

ある。醍醐天皇の際には悠紀の國は近江、主基の國は丹波と備中とに定められ、卜定は只郡のみを卜定したのである。

往古にあつては新嘗と大嘗とは同じものであつて、その間に區別があつたわけではない。天武天皇二年十一月に即位大嘗祭があり、之より大嘗新嘗の區別が明となつた。後土御門天皇の際には天下亂れ、兵亂の巷となつたが、文政元年十二月に大嘗祭が行はれた。然るに應仁の大亂により、皇居は灰燼となり、畏れ多くも皇室の御式微その極に達し、大嘗祭の如きは行はれなかつたが、徳川時代に至り復興して今に至つたのである。

大正天皇即位に際しては此の龜卜を京都の鈴鹿正靜氏が拜命した。此の神事に與る者は從來京都市にては六家あるが、實際にその故實を傳ふるものは鈴鹿氏一家のみであるといふ。そこで大禮使に於て事務を囑託せしめ、此の龜卜の任にあたらしめられたのである。卜者は常に龜の子やその畫を忌み、又櫻の枝は決して薪などにせぬ習慣となつて居るといふ。左程細心にせざれば御當日甲に見事な龜裂が生じないといふのである。

宮中神殿に於て行はせらるゝ齋田點定龜卜の神事の御料に用ひられる波々迦は、大正天皇即位の際には、帝室林野管理局に於て、日光御料林から採取したものであつた。此の波々迦については古來學者間に相當問題となつた事もあつて、それはウハミヅザクラと稱するものであるとされてゐる。之につきては俗名と學名との相違に依て、混亂したものであらうとおもはれるが、今より三十四五年前白井理學博士の研究に依て相當に適確な發表を聞くことが出来るに至つた。今牧野富太郎氏の説に依て記さんに、此の波々迦は俗にウハミヅザクラ、ウハミヅザクラ、ヨグソザクラ等多くの方言もあり、又一方にはハハソをホウソ又はハ、キ(箒)をホウキと音便に稱へると同様に、ハ、カが音便にてホウゴとなり、之よりホウゴザクラの名も出で、又それより再轉してホンゴウザクラ、コンゴウザクラ等の異名も出たものであつて、植物學上から言へば、此の木は薇薔科の中、山櫻や桃や梅などと同じくサクラ屬(ブルヌス)に屬する野生の落葉喬木で學名を、ブルヌス、グレーアナと稱せられて居る。此の木は全國至る所に散在して、決して珍らしいものではないが、西南地方はあまりなく、中部地方から東北に多い



波々迦 (ラグザツミハウ)

然し、亞細亞大陸には全くない。

實に我國特有の植物である。その

形エゾウハミヅザクラ、シウリザ

クラ、犬櫻等によく似て居るが全

く別物である。

波々迦の形態の特徴は年々春よ

り初夏にかけて舊枝上は新枝を生

じ、六月頃に其新枝の端に花穂を

着け、まるで李の花を小さくした

様にこまかな白い花が穂になつて

咲き一種の香がある。そして花穂

の下には、其枝上に二三のひろい楕圓形の葉を生じ、葉には尖つた鋸齒がある。彼の犬櫻に

は此の花穂の下の枝上に葉がないから直ぐ見分られる。枝は黒い栗色で、各花は下に小梗(柄)があり、五つの萼裂片と、五片の花弁と、多数の雄蕊と一個の雌蕊とを有し、秋八月頃になれば圓く小さい珊瑚の様な核果を結ぶ。丁度小さい梅の實の様で、初めは緑色で、後次第に紅色を帯び、愈々成熟すると紫黒色となつて落ちる。京都の祇園では此の實を鹽漬にして酒の肴に出すさうである。

牧野富太郎氏の説によれば、嘉永年間浦賀に來た米國のペルリ提督一行中植物學者が採取して歸つた日本植物中に此のウハミヅザクラもあつたと見え、それとも他より得て來たのか、今より約六十年前米國ハーヴァート大學教授で有名なエーサ・グレー氏の「日本植物論」中に初めて見えて居る。其後函館に長く居たロシア人のマキシモイツチ氏が東洋の櫻屬を研究した時、グレー教授の名をとつてブルヌス・グレーアナの學名を附したといふ事である。

此の波々迦の方言中にウハミヅ又はウハミヅといふ名は、白井博士の説によれば、ウラムヅ(占溝)より轉訛したものと云ふ。我國太古の太占の法を考へると、鹿の肩骨をとり、裏に丁形

の溝を彫り、波々迦の枝に火を點じ、其溝のところを灼き、肩胛のわれ目のところを見てうらなふのである。此の溝を裏溝又は占溝とよなへ、即ちそれを灼く木であるが爲にウラミヅサクラと名附けたのであるまいかといふ事である。

第三 大正大嘗の前例

大正天皇の際に於ける齋田卜定の有様は宮中神殿に於て行はせられ、此の日典儀部員は午前九時より神殿を裝飾し、掌典長以下衣冠單の祭服にて着床、奏樂中に掌典御扉を開き、神饌を供し、掌典長祝詞を奏す。やがて定刻に至るや奉仕の掌典神殿御前に鯨幕を引きたる幄舎なるト庭の座に着く、此の時原長官、悠紀主基の兩地方の府縣名を記せるト串を蜜封して戸田典儀部長に授く、部長之を受けて岩倉掌典長に傳へ、更に龜卜主任の宮地掌典に授けて神事を奉仕すべきを命ず。九條掌典次長以下ト庭の神を降し、掌典神饌を供し、岩倉掌典長は恭しく祝詞を奏する。祝詞に云ふ「我が天皇の大嘗の祭に天神地祇に献けたてまつる羨し御酒

と美し大神饌を産出すべきいとも淨き府縣をトへ定めたまへ」と申す。斯くて宮地掌典は部員と共にト具を整へ神火を波々迦木に移して立昇る焔の上に先づ悠紀の龜甲板を、次に主基の龜甲板を各二枚合計四枚宛翳せば、しばらくにして甲面見事に龜裂を生じた。訖りて掌典長は悠紀主基兩地のト合をさきの封書の上に書し、原長官に進む。此の間吹奏神樂歌の儀がある。かくて午前十一時半に全く龜卜の神事は終つたのである。即ち主基齋田は香川縣、悠紀齋田は愛知縣と勅定されたのである。されば宮内大臣は登極令第九條に依て兩地方長官に對し、その管下に於て齋田地域を定め、齋田を決定する様に通告を發した。國郡（昔は國郡卜定、今は府縣卜定である）を卜定し勅定せられることはあるが、その府縣中何れの地に齋田を置くかは登極令にも明示してない。之は地方長官の權限に屬することであつて、地質の良否、耕作者の人格、農業上に於ける功績の如何、土地の清淨なるや否や、水害及び旱魃の憂なきや否や、灌漑水の關係、古來よりの由緒の有無、交通の便否等によりて地方長官が之を決定するが、多くは農事試験場長、米穀検査所長等立會の上にて之を適當に決定するのである。只大嘗祭は十

一月中旬なれば、稻の種類に依ては、そのまに合はざる事もあり、あまり早くてもよろしからず、此の點はその地方に於て適當に良質のものを撰定するのである。此の際に於て主基田にては雄町、悠紀田にては萬歳といふ種を撰びたりと傳へられて居る。尙又田植の式は六月に行ひ風俗歌、稻春歌はその地方にて調査し之を官中雅樂部に送りて譜を作曲せられる事となるのである。

今回の今上御大典に於ては齋田點定の儀は昭和三年二月五日正午、宮中神殿の大前に於て、古式により龜卜を以て卜定された。近衛長官は直ちに鳩山關屋兩次官立會の上で卜合開封し、悠紀主基兩地方御治定方を首相に上申し、首相代理横溝内閣書記官は赤坂離宮に參上奏上し勅定を仰ぎ御裁可を經、一木宮相は登極令に依り勅定の兩地方長官、即ち悠紀地方は滋賀縣、主基地方は福岡縣の知事に對し、齋田を設定し其所有者をして手續を取らしむべく通牒を發したのであるが、此の齋田は縣内に於ける最も優良田を嚴密に調査決定して三月上旬までに諸般の手續を完了する事になる。齋田は優良田約四反歩を選び四月上旬農耕に着手する。滋賀縣は古

き都の趾であり、古來より由緒淺からぬ地である。福岡縣は九州に於てはおそらく今回が最初の點定であるとおもはれる。今回も齋田に於ける諸儀は主要次の如きものである。一、四月下旬穧式、蹴入式。二、播種式。三、水口祭。四、六月上旬田植式。五、八月中旬齋田齋場地鎮祭。六、九月中旬拔穗使發遣。七、下旬拔穗式。八、十月中旬齋田新穀納入、新穀供納式。等である。(昭和三年大嘗祭、悠紀齋田は滋賀縣野洲郡三上村桑川春治所有田に、又主基齋田は福岡縣早良郡脇山村緒方末吉所有田(耕作者石津新一郎)に決定さる)

第四 拔 穗

大嘗祭の神饌に供する稻の實は、それが熟すると拔穗の式といふ事が行はれる。登極令によると悠紀主基地方の齋田へ勅使をさし立てられ、御田の稻の穂をぬきとらせる儀が行はれる。之より先齋田點定の後適當なる時期には兩齋田ともに御田植の式があり、周圍に竹矢來を造り七五三繩を張つて清淨にする。その後祓の式、地鎮祭などあり、耕耘に従ふものは早乙女

など身を清め、植附などをなすには勿論月経あるものは採用せず、肥料には一切人糞を用ふる事なく、専ら油粕その他の人造肥料により、稻實の稔りたる時は、黒酒に用ひたまふものは玄米のまゝ、白酒に用ふるものは之を杵にてつくのであるが、杵は足を以て搗かず臼に入れて手にて搗くのである。古は東のまゝ京都の齋場に運び、最初に抜きとつた東四束をば兩齋殿の供御の神饌とし、その餘りを以て黒酒白酒とせられるのであつた。此の運ぶ時には四把を一束とし一束づゝ籠に盛り、二籠を一荷にして、茅を編んでその上を蓋ひ、柵をかざし、木綿をつけ京都の齋場に運ぶのであつた。京の齋場では麻と鹽とて之を祓ひ、齋場の外の權舎に藏め、大嘗祭になれば之を大嘗宮に運ぶのである。

此の齋田の拔穂については造酒童女といふのがあつた。之が一番に稻の穂を刈る。稻實公、酒波、物部男女はこれにつゞき、總て拔取つたる稻は大切に運ぶのであるが、その運ぶ時の行列はとても嚴重なそして立派なものである。

拔穂使には昔は卜部氏の内にて稻實の卜部、禰宜の卜部といふ二家が主となつたもので、之等が齋田を大祓し、稻實殿の位置を卜定する。稻實殿の敷地の四隅には賢木をたて、木綿をかけ、敷地は十六丈四方が例である。又齋田の四隅にも賢木に木綿をかけて樹てる。現今では拔穂の際には大禮使高等官を差遣せられ、式日には齋場を裝飾し、大禮使高等官、地方高等官は通常禮服、拔穂使(大禮使高等官)は衣冠單、隨員は布衣單にて着し。設けの座につき、拔穂使の隨員は恭しく御饌幣物を供し、拔穂使は祝詞を奏し、拔穂の儀があつて撤饌となり式を訖るのである。齋場殿は黒木に草葺の屋根で之に柴垣をめぐらす極めて原始的の素朴な建物である。

貞享四年の大嘗祭の拔穂使は、洛東吉田よりは大隅字右衛門、禁裏よりは青侍一人指添ひ、十月一日近江志賀の郡山中行先にもみ一石拔穂を藏へ入れ取來り、十月四日丹波桑田郡並河村へ右の使が赴いた。

さて先にもいつた酒造童女は、主にその郡の郡司の娘がなる事になつて居た。往古の拔穂使は大使八人、轅小使八人、退紅二十人である。之は拔穂三荷宛十二人して荷ひ、餘八人は之に交

る事がある。猿女二人巫女二人、稻君翁、童男童女十二人神樂歌を歌ふた。此の外に卜定物部人十五人、稻實公一人、大酒波一人、大多米酒波一人、粉走二人、相作四人、焼灰一人、採薪四人、歌人二十人、歌女二十人を置いたといふ。

第五 御禊の神事

御禊の故實

大嘗祭に先つて御禊の神事が行はれることは古よりの習はしではあるが現今の登極令には見えて居らない。今その大要を記して参考に資する。

蓋し禊とは祓除であつて身滌の義であらう。身體に附したる穢を洗滌する事である。それは只凶事を除くといふ事ばかりではなく、之に依て吉詳を來めやうとする信迎もあるのである。古事記に伊邪那伎命黄泉國より歸りましたる條に「故吾者爲御身之禊而到坐筑紫日向之橘小門之阿波岐原而禊祓す」と見ゆるは此の濫觴である。之より後も穢に觸れたる場合に河海

に臨んで衣服冠帯など脱去し祓したる後、海潮に入りて身を洗滌せし風があつたらしい。それはその後史に見えないが長く行はれて居たものとおもはれる。萬葉集卷十一に玉久世清河原身滌爲齊命妹爲と見えて居る。玉久世は山城久世郡久世郷である。そこに玉久世といふ川があるのであらうか。清河に身滌することを詠じたものである。本居翁は玉は山の誤で代を脱し、清は能の誤りで山城の久世のと讀むべしといはれた。かゝる考證は別として兎に角此の歌で以て見ても身禊のひろく世に行はれた事を知る事が出来る。古今集に「こひせじとみたらし河にせしみそぎ神は受けずもなりにけるかな」と見えて居る。御手洗河は山城愛宕郡加茂神山より流れる川である。記傳に

美曾岐は身滌なり下文に迦豆岐而滌とあるを始めて書紀に當滌去吾身之濁穢また欲濯除其穢惡など見え萬集に禊身身祓などもあるを以て知るべし。今も除服などに海川邊に出で清まはり又許理とて水浴する事はみな禊の意なり。許理は川降の約まりたるなり。垢離の字を書くは云ふに足らぬことなり。

と見えて居る。平安朝時代以後には禊と祓とは同じ事の如くに用ひられて居る。儀式具釋に「禊もはらへと訓じて祓と同義なれども皇帝三后東宮齋主などには禊といひ常の人には祓といふ云々」とあるにても知られる。歴史に荒見川の祓といふものがある。類聚三代格貞觀十四年官符に「應充平野神社地一町事、山城國葛野郡上林郷、九條荒見西河、廿四坪、東限荒見河云々」と見え荒見河を一名紙屋川（又はカヘカハ）といふ。大嘗會島の西方にあたる。名所圖繪に、大嘗會の時荒見川の祓とは平野の橋より少し北にて行はる云々」とある。之を有職故實の大家猪熊淺磨氏の説に見ると今の紙屋川の上流高橋から三十間ばかりの上の東岸であるといふ。行事官の人々はこゝへ來て身を潔めたものであつた。職人盡歌合判詞にも「通ふ内野の道のくるしさ、さこそさ計りと覺ゆれ、冬は神垣遠き雪の中など、日にさはる蔭なき大嘗島はるかに見渡されて、心すごき折々も侍らん云々」紙屋川は北野平野の兩神社の間を流れて右京西堀川に入る。大嘗會島より程近く、明德記内野合戦のところにも北野の森を後にして、大嘗島にぞ陣を取るなどある。此の大嘗會島は大嘗會御禊記に「悠紀主基之齋場所去偉鑿門北八十二

丈」と見えて居る。此の偉鑿門といふのは大内裏北門である。荒見川を紙屋川といふのは河海抄に「此所にて紙を漉初めけり」とあるのでわかるとおもふ。

さて永和大嘗會記に「元年十月二十八日天皇鴨河に幸して大嘗會神齋の爲に祓したまふ。之を御禊の行幸といふ」とある。大嘗祭の禊は國郡卜定後故ありて翌年に延引される時は心す再び行はれる。然し國郡卜定は再び行ふ事あり行はざる事ありで一定して居らない。大正天皇即位に際しても大正三年一月國郡卜定あり、大嘗祭は故ありて翌年に延引されたが、齋田卜定はそのまゝ翌年に御使用になることゝなつて再び卜定は行はせられなかつた。代始和抄に、「大嘗會行はれんとこの十月に此事あり、豊のみそぎと是を云ふ。世俗には河原の御はらへと云ふ。解除をば河にのぞみて修する事なり、二條三條の河原に行幸して之を行はる。大祀は一月の潔齋、中祀は三日、小祀は一日なり。大嘗會は大祀たるに依て十月より御神事あり、河原の御はらへは御神事を初めらるゝ由なり。大嘗會延引あればさらに又御禊の事あり云々。」と見え十月に多く行はれるのである。豊の御禊とは拾遺に「あまた見し豊の御禊のもろ人の君しもも

のをおもはする哉」などある。之で以ても豊の御禊の名あるを知る事が出来る。群書類従大嘗會御禊日例によつて見るに大體其の日定を知る事が出来る。例へば平城天皇は大同二年十月二十八日、嵯峨天皇は弘仁元年十月二十七日である。日例に「平城天皇大同二年丁亥十月二十八日壬午御禊葛野川十一月大嘗會依伊豫親王亂停了同三年戊子十月二十七日乙亥御禊大津云々」日本後記に「平城天皇二十七日乙亥行幸近江國大津修御禊以御大嘗會也云々」日例に「仁明天皇天長十年癸丑十月十九日辛丑」續日本後紀卷二に「仁明天皇十年十月十九日辛丑爲行大嘗會修禊神事行幸加茂河、鹵簿之儀見、如式文云々」日例に云ふ「文德天皇仁壽元年辛未十月二十六日甲子御禊云々」文德實錄に言ふ「仁壽元年十月二十六日甲子帝幸鴨河大修禊事、爲大嘗祭、豫除群穢也云々」と見えて居て多くは十月といふ事になつて居る。

永和大嘗會記に云ふ

是を御禊の行幸と云ふ。上古は鴨河に限らざれども、天長以來おほく此の流に幄屋をまうけらる云々

幄舎の事は節下次第末書に見えて居る。節下の大員がある。節は旗である。旗の下にありて供奉するより節下の大員といふのであらう。世俗には大かしらといふ。

安齋隨筆に云ふ

江家次第十四大嘗會御禊の條に節下の大員と云ふ事あり、一條禪閣の三ヶ重事抄に云ふ節とは旗の名なり云々。

玉葉に云ふ

建曆二年十月二十八日此日天皇臨鴨河修御禊云々節下左大臣云々節旗標南去一丈云々

御禊の地上古は一定しなかつた。唯清き河原に行はれた事は歴史に見ゆるごとく、平城天皇は葛野川に、嵯峨天皇は萬都ヶ崎に、淳和天皇は佐比川に御禊された。其後文德天皇に至り鴨河にて御禊あり、後代々多く鴨河にて御禊される例となつた。主として二條より四條までの間なることも史に明である。

御禊の御儀

御禊に御供する人数は、五位以上の人前陣に八十四人、後陣が三十二人、それに皇太子、皇族、大臣から、總ての人々が隨行するから相當多人數になる。榮華物語に云ふ「長和五年二月九日御即位なり。みかど（後一條）は九つにならせたまふ。御禊になりぬればいみじう常にも似ず、女御代には高松殿の姫君出でさせ給へり、其車の裡口數も知らず多く重なり輝けり、帝童に御座しませば大宮（御母藤原彰子）御輿に奉りたれば、其程まねびやらむ方なくめでたし云々。」

さて前述せし處の如く平城天皇は大和二年十月葛野川の御禊があつた、嵯峨天皇は松ヶ崎川淳和天皇は佐比川、文徳天皇以後鴨河にて行はれ、かくて鴨河はその前例となつた。其御式場は東西四十丈、南北四十五丈に紺の幕を張り、それから百子帳、これは屋根をば蒲葵で掩ふのである。かくして式場が整へば天皇は行列を作られ皇居を出でられ、御式場に行幸になる。國司、檢非違使等に命じて汚穢不淨をいましめ、牛馬の亂入を止めしめ、天皇は河の方に向つて御身體をお祓になる。天皇の御行列中節下の大臣といふのは、節は旗であつて、その下に居る

ので節下の大臣といふのであることは前に述べた通りである。

後土御門天皇の禊の行幸の後は河原の行幸は絶えて清涼殿畫の御殿に出御になつて御禊の神事が行はれた、その次第は酉刻即ち今の午後六時に天皇は晝の御殿に出御、御座の後の簾は垂れおきのまゝ、御座の左右に菊燈籠を立て、おき、神祇官は清涼殿の東庭東階の周圍に當つて葉薦を敷き、其上に八脚の案を置き、案の上に土の高杯に贖物二本を供し、その上に薄絹の掩をかけ、その葉薦より掩まで皆西面、少し南へひづみて斜に向ひ、又東階の下左右に立明がある。次で關白が孫廂の圓座に着座し、中臣氏の女が御座の左の巡北方の掌灯の東に南面して伺候し、次に木を以て作り、藁を以て結びたる御贖物を供へられ、神祇官人は案上の二本の贖物を取つて兩人の巫人に一本宛授け、御巫は之を受けて中臣の女の手を経て御前に供献す。次に御麻を献じ、當日奉行の職にある宮主は、伊勢大神宮の祭主に大麻を授け、祭主は中臣の女の手を経て御前に供献し、天皇は親ら一撫一吻して後中臣の女に返し授けたまひ、祭主を経て宮主に授け、次に贖物を關白に授け、宮主は御贖物の東北に葉薦を敷き、其上に白縁の膝突を敷

て宮主は此の座に着て祓詞を奏し、宮主は大麻を五位藏人に授け、五位藏人はこれを取て關白に進め、關白は之を藏人に返却し、藏人は宮主に授けて式を終るのである。以上は御禊の儀の大要である。

第六 鎮魂の儀

鎮魂の故實

登極令第十三條に「大嘗祭を行ふ前一日鎮魂の式を行ふ。」旨規定されて居る。公事根源に言ふ。

鎮魂の祭十一月中寅日、それ人には魂魄の二つの玉あり、魂は陽氣、魄は陰氣なり。此の祭は離遊の運魂を招きて、身體の中府にしづむる功能あり。此の祭を如法に行はるれば殊勝の御祈となるべきにや。されば白河院は御脱履の後も院中にて尙行はれ侍りき。東宮中宮にても年々あることなり。天安二年に止められ侍りしを興行せられて、貞觀元年十一月神祇官

にて行はる。今は年々の事になれり云々。

と見えて即位及び大嘗祭の時に限らるゝにはあらず。要するに此の祭は人魂は天地間に飄然として浮遊せるが如くに信じたりしが故、それを身體の中府に鎮めんために行ふものであつたらしい。即ち大嘗祭にあたり、此の祭あるは、天皇の御魂を鎮め奉り、御代の長久をいゝるに外ならない。公事根源にもある様に、神武天皇元年十一月宇麻志麻治命宮殿内に於て、天璽瑞寶を齋き奉り、天皇皇后の爲に御魂を崇鎮し、寶祚の無窮を祈禱したるに初まる。義解に言ふ「謂鎮安也、凡人之陽氣曰魂、魂運也、言招離遊之運魂鎮身體之中府、故曰鎮魂云々。」同書又云ふ「神祇官式云鎮魂祭祭神八座神魂高御魂生魂足魂々留魂大宮女御膳魂辭代主云々。」と見え、年中行事秘抄十一月の條に「中宮鎮魂事皇后雖懷妊猶有之云々、中寅日鎮魂祭事雖御服時獨有之、令卜明日侍臣小忌合否事云々」と出て居る。舊事本記を按ずるに、

宇麻志麻治命十一月丙子朔庚寅、初齋瑞寶、奉爲帝后鎮祭御魂、祚請壽祚、其鎮魂之祭自此

而初矣、詔字麻志麻治命曰、汝先考饒速日命、自天受來天璽瑞寶十種是也、所謂瀛都鏡一邊都鏡云々、天神御祖教詔曰、若有痛所者令茲十寶謂一二三四五六七八九十而布瑠部、由良由良止布瑠部、如此爲之者死者返生矣、是即所謂布瑠之言本矣、所謂御鎮魂祭是其緣也云々。」
 清和天皇貞觀の制、當日所司領の神座を宮内省廳事に設く。凡大臣以下座を西舍南に設け、少西に辨大夫座、其南に外記史の座、又南に太政官及左右史生の座、又南少東に官掌座を設く、外記史式部丞録は東舍第二間に在り、太政官及左右史生座は第二間、官掌省掌生は第三間にあり。延喜式に曰ふ

凡鎮魂新嘗諸祭之日、並辨及史等向祭所、加儉校、其鎮魂者十一月中寅於宮内省祭之、大臣以下赴祭所、中宮亦同、但東宮用己日云々。」

神伯以下表摺衣を着て琴師御巫神部卜部等を率ゐて供御物を持ちて庭中に入る。職員令に言ふ「神祇官伯一人掌鎮魂云々。」神部東階より昇りて、神寶を堂上に置く、即ち十種の瑞寶である。次に神机を昇て御座に供ふ。神部四人各琴を持つ、左右に別れ昇りて堂上に置く、神祇五

位以上六位以下各西階より昇りて座に就く、次大膳職造酒司八代物を供ふ。縫殿寮媛女を率ひ東階より昇り、次内侍御衣匣を持ち大内より退出、東階より昇り各座に就く、治部省は雅樂歌人を率ゐて西階より昇り座に就く、既に大臣西側階より昇りて座に就く、召使をして式部を呼ばしむ。丞入りて座に就く、即ち刀禰入奉れと宣る。丞稱唯して位に復す。刀禰を召す。大夫各五位各入りて位に就く、外記史は史生官掌等を率ゐる西舍より出で、扉下に立ち式部省人を待ちて東舍座に就く、即ち縵木綿を賜へと仰す、丞禰唯し退いて椽史生藏部を率ゐて木綿を箱に入れて先神祇官人に賜ひ次大臣に賜ふ。訖て神祇伯は琴師笛工を召して御琴に笛合せと命ず、皆稱唯して笛を吹き琴を調べ神部も共に歌ふ事に成、次雅樂歌人同音に歌ふ事に成、神部二人拍手に候ふ、御巫初めて舞ふ。舞毎に巫部舞を譽て「アナタフト」と言ふ事三回大藏椽安藝木綿二枚を箱に入れ進めて伯の前に置く、御巫字氣槽を覆せ、其上に立ち梓を琴笛に合せて槽を衝き一二三四五六七八九十と計ふ度毎に伯木綿を結び葛箱に入る。

年中行事秘抄に鎮魂の歌見ゆ。曰く、

アチメ (一度)

アメツチニ (天地)

サユラカス

カミコソハ (二)

キユラナラハ

アチメ (一度)

イソノカミ (石上)

タチモガト (大刀欲得)

ソノタテマツル (奉)

アチメ (一度)

サワチガラ (薩雄等)

オクヤマニ (奥山)

オ々々々 (三度)

キユラカスハ (玲瓏)

カミワカモ

キネキユウ

オ々々々 (三度)

フルヤシロノ (振社)

ネガフソノコニ (兒)

オ々々々 (三度)

モタキノマユミ (持有木眞弓)

ミカリスラシモ (御狩爲)

ユミノハズミユ (弓弭見)

アチメ (一度)

ノボリマス (上座)

ミタマホス (御魂欲)

スエハキボコ (末木矛)

アチメ (一度)

ミワヤマニ

イマサカヘデハ (今不榮)

アチメ (一度)

ワギモコガ (吾妹子)

ヒトモミルカニ (人見歎)

アチメ (一度)

オ々々々 (三度)

トヨヒルメガ (豊日靈)

モトハカナボコ (本金矛)

オ々々々 (三度)

アリメテルチカサチ

イツカサカヘム (何時將榮)

オ々々々 (三度)

アナシ (穴師)ノ山ノ山ノモト

ミヤマカヅラセヨ (御山漫爲)

オ々々々 (三度)

タマハコニ (魂匣)
 ユウトリシデテ (木綿鎮)
 タマチトラセヨ
 ミタマガリ (御魂上)

タマガリマシシカミハ (魂上罷神)

イマゾキマセル (今來座)

アチメ (一度) オ々々々 (三度)

ミタマミニ (御魂) イマシシカミハ (去座神)

イマゾキマセル (今來座) タマハコモチテ (魂匣持)

サリクルシミタマ (去來御魂) タマカヘシスナヤ (魂返爲)

次

ヒトフタミヨイツムニナ、ヤコ、ノタリヤ (一二三四五六七八九十)

(十度讀之、每讀度中臣王結也)

次女藏人御衣箱を開きて振動かす事拍子の如し、次に御巫諸の御巫媛女次官内丞侍從内舍人大

舍人各次を以て舞を奏す、舞訖りて位に復る、辨次夫官掌を召して宮内省と呼ばしむ、丞稱唯して版に就く、即ち御飯早速に賜はしめよと仰す、丞稱唯し膳部をして御飯を賜はしむ、大膳進屬以下共に起て飯を神祇官以下諸司に賜ふ、時に進版に就て御飯賜畢と申す、諸司手を拍つ三段、酒三行亦手を拍つ事一度、訖りて各退出す、此日又東宮中宮も此祭を行ひ、後上皇宮にも此事あり、延喜の制之に従ふ。而して宮内省若し事故ある時は神祇官にて行ふ、後世皇室式微し、宮内省神祇官皆荒廢するに及び、纔に其の舊地に緞幄を設けて祭場にあてた、江戸時代光格天皇寛政九年に至り再興して今日に及んだのである。

大正大嘗祭前一日の例

鎮魂の式は大嘗祭前一日に行はせられる事登極令に見える通りであつて、「おほみたましづめ」と訓む。その御式の有様は皇室祭祀禮附式中に示されてあるが、例年十一月の新嘗祭の前一日に午後四時から初めさせられる鎮魂祭も同様の御儀である。天皇の玉體を鎮め安全を祈るのを目的とするのであつて、前述せし如く神武天皇元年の故事に基くものとされて居る。而

して此の御式中最も重大なる點は「御衣振動」神降」及び「絲結び」の三點である。

さて當日は御殿の裝飾がある。大正天皇の際は京都皇居内小御所を之にあてられた。掌典長神座を奉内し、祓の儀もある。掌典長掌典次長が着床する。大禮使高等官も着床、(大正天皇の際は山崎四男、柳田國男の二名) 服装は齋田點定の時と同様である。次に宮内勅任奏任官各總代通常禮服にて着床、此處で初めて神降(かみおろし)の式が初まる。これは鎮魂八神と言ひ、高皇產靈神、神皇產靈神、魂留產靈神、生産靈神、足產靈神、大宮賣神、事代主神、御膳神の八柱の外に大直日神を齋きまつり安知女(あちめ)の曲を奏する。安知女の曲とは皇祖天照大神の天石窟にかくれまし、時天鈿女神が舞踏せし歌「あはれ、あなおもしろ、あなたなし、あなさやけ、おけ」とありしに基く遺音である。即ち歌は前にかゝけた年中行事抄に見ゆる通りであつて、一二三四五六七八九十と十度唱へつゝ絲を十箇所結びつけられるのである。

本方 拍手出音 アチメ、オ、オ、オ、オ、オ、

末方 拍手出音 オケ、
 末方 アチメ、オ、オ、オ、オ、
 本方 オケ、
 本方 末方取合 オ、オ、オ、オ、
 末方 オケ、オケ、オケ、オケ、

と和琴、笛、笏拍子を用ふる神樂歌を伶人が奏するのである。奏樂の間に太刀一口、弓一張、箭一雙、鈴二十口、佐奈岐二十口、繩一匹、木綿五斤、麻十斤、此八種の神饌を供する。之を八代物と申す。此處に神樂歌があり、掌典長は齋殿に昇りて祝詞を奏し、掖座に就く。更に昇殿して絲結の座に就くと、陛下の御衣と玉緒の渡御がある。絲結とは御玉緒を結ぶの意である。此の時掌典の唱ふる警蹕の中に絲結と御衣振動の御式がある。即ち絲を十箇所結びつけるのである。皇后陛下の御衣と御玉緒との渡御はその次にあつて、前同様の御式である。次で御衣及び御玉緒は警蹕の内に入御、掌典復床するや大直歌(おほねうた)及び倭歌(やまと

うた)を奏し、掌典長神昇(かむあがり)の式を終へ、拍手をなすこと初の如く、畢つて神饌及び八代物を撤し御式終るのである。

大直歌といふは「あたらしきとしのはじめにかくしこそちとせをかねてたのしきをつめ」といふのである。

大正天皇即位に列したる柳國國男氏の謹話に曰く「鎮魂式は宮中小御所の表の御間三室を打ち通して、その中央の御間に神座を設け、最も靜肅に行はれた。日は暮れて、宮中森嚴の氣に満ちて居る際に、神々しき神座には御燈として種油の光徴けき間に、降神の式あり、樂師の奏する安知女の曲が朗々と響き、御衣玉緒の渡御となつては、陛下親しく渡御あらせられたやうな森嚴さがあつた。御衣と申すのは、如何なる御形のものかは知らぬが、美しき御函に納められたもので、御玉緒の錦の袋に入れられたものだつた。渡御以後の御式は宗教的神秘のもので、最も意義ある、又最も重々しき御儀ではあるが、惜しいかな我々參列席は御神座を距る遠いので十分拜する事を得られなかつたが、朝山内掌典が天鈿女命が天岩戸に舞踏せし古式

に則り宇氣槽を十度つきまいらする間、小御所上段の御間は只太古の神秘の境を現出した心知して身體が引きしまるほど敬虔の念にうたれた。御式の終了したのは八時ごろであつた。」